

広島県障害者プラン

～ 地域で支え合い共に生きる社会をめざして～



「森の中」デイサービスの仲間8名（湯来障害者デイサービス）
アート・ルネッサンス2004入選作品

広島県

広島県障害者プラン

～地域で支え合い共に生きる社会をめざして～

広島県

「地域で支え合い共に生きる 社会をめざして」



県では、平成6(1994)年策定の「障害者に関する第二次広島県長期行動計画」、平成10(1998)年策定の「広島県障害者プラン」に基づいて、障害者施策の総合的な推進に努めてきたところです。

この間、日本経済は景気低迷が長期化するとともに、これまで続いてきた社会経済システムが制度疲労を起こし、構造改革によって閉塞した状況を打破する試みが、各分野において進められてきました。

福祉の分野においても、「社会福祉基礎構造改革」が行われ、平成15(2003)年度から「支援費制度」が導入されるなど、大きな転換期を迎えています。

こうした中、国においては、平成14(2002)年12月に21世紀初頭における障害者施策の指針となる「障害者基本計画」が策定されました。

県としては、国の計画を踏まえ、障害者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らすための支援(仕組み)を最重点の課題と位置付け、そのために必要となる施策をとりまとめ、新たな「広島県障害者プラン」を策定しました。

障害者の地域生活への移行を促進するためには、在宅サービス、住居や就労の場などの福祉サービスの充実を図るとともに、障害者が自らの労働により収入を得て福祉サービスを手し、自己の生活を自ら築いていくことができるよう、経済的自立を実現することが重要です。

また、地域社会の構成員として地域住民と共に暮らしていくためには、障害者の外出や社会参加を阻害する様々なバリアを解消するとともに、障害や障害者に関する県民の正しい理解が不可欠です。

障害者が暮らしやすい社会は、すべての人にとって暮らしやすい社会であることを常に念頭に置き、このプランが道しるべとなり、障害者の完全参加とノーマライゼーションの理念が現実のものとなることを期待しています。

このプランを着実に推進していくためには、行政はもちろんのこと、障害者や障害者団体をはじめ、県民、事業者が一体となって、保健・医療・福祉の分野のみならず、教育、雇用・就業の分野などの各種施策を総合的かつ計画的に実施していく必要があります。県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、このプランの策定に当たり、熱心に御審議いただいた「広島県障害者施策推進協議会」の委員の方々をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて、貴重な御意見・御提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成16(2004)年 3 月

広島県知事 藤 田 雄 山

目 次

第1	総論	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の基本的考え方	4
3	計画の期間	5
4	障害保健福祉圏域の設定	6
第2	障害者の動向	8
第3	施策体系	13
第4	分野別施策の基本的方向	15
	啓発広報	16
1	啓発広報の推進	17
2	福祉教育等の推進	18
3	障害者及び障害者団体等の自主的活動の促進	18
	保健・医療・福祉	19
1	障害の原因となる疾病等の予防・治療体制の充実	19
2	障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実	20
3	研究・開発の推進	22
4	生活支援体制の整備	25
5	在宅サービスの充実	28
6	施設サービスの活用	30
7	サービスの質の向上	31
8	精神保健・医療・福祉施策の総合的な取組	32
	教育	37
1	適正な就学指導及び教育相談体制の整備・充実	37
2	盲学校，ろう学校及び養護学校の充実	38
3	教員の専門性の向上	38
4	小学校，中学校における障害児教育の充実	38
5	交流教育，職業的な自立，開かれた学校づくりの推進	39
6	利用しやすい教育施設の整備	39

雇用・就業	40
1 雇用・就業の促進	40
2 就労の場の整備	41
3 職業能力の開発	41
生活環境	44
1 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	44
2 安全な移動・交通対策の推進	47
3 防災・防犯対策の推進	50
スポーツ・レクリエーション・文化・芸術	51
1 スポーツの振興	51
2 レクリエーションの振興	53
3 文化・芸術の振興	53
情報・コミュニケーション	54
1 利用しやすい情報環境の整備	54
2 コミュニケーション支援体制の充実	56
国際交流	57
関連施策との連携	59

第5 重点実施事業 61

1 基本的考え方	62
2 重点実施事業（事業別・圏域別）	62
3 施策体系別主要事業一覧	66

第6 推進体制 75

第7 資料 77

1 ライフステージに応じた障害者福祉サービス	78
2 障害者に関するシンボルマーク	85
3 広島県障害者プラン用語解説	86
4 広島県障害者プラン策定に係る関係組織	100
5 プラン策定経過	102

第1

総論

1 計画策定の趣旨

本県における障害者施策は、昭和56(1981)年の国際障害者年を契機として、昭和57(1982)年に「完全参加と平等」という障害者に関する基本理念の実現を目的として策定した「障害者に関する広島県長期行動計画」に基づき、総合的な推進に努めてきました。

さらに、平成6(1994)年に、前計画の理念を引き継ぎながら「障害者をはじめ県民一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指す」ことを基本理念とした「障害者に関する第二次広島県長期行動計画」(以下「第二次長期行動計画」という。)を策定し、平成15(2003)年度までの10年間における障害者施策の推進方向と具体的方策を明らかにしました。

続いて、この計画の理念の具体的実現を図るため、平成10(1998)年に、平成15(2003)年度を目標年次とする6年間の重点施策実施計画「広島県障害者プラン」を策定し、施策の総合的な推進に努めてきました。

この間、障害者をめぐる法制度や社会情勢は大きく変化し、平成12(2000)年度に「社会福祉基礎構造改革」が実施され「社会福祉事業法」の改正が行われたほか、*介護保険制度がスタートするなど、新しい福祉制度の枠組が構築されました。

この制度改革の一環として、平成14(2002)年度から精神障害者の在宅福祉サービスが市町村の事業となり、また、平成15(2003)年度からは身体・知的障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改める支援費制度がスタートし、障害者の自己決定に向けた取組を強化することが求められています。

また「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律」(通称：*ハートビル法)や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称：*交通バリアフリー法)が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害者の社会参加を阻む制度的なバリアである「*欠格条項」の見直しが行われました。

さらに「身体障害者補助犬法」が制定され、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することとなりました。

障害者を取り巻く社会環境としては、障害者の増加や高齢化、障害の重度化・重複化が進む中、IT革命の進展により、*デジタル・デバイド(情報格差)の発生が危惧されるようになっていたり、長引く不況が障害者の雇用や就業状況に影響を及ぼしています。

国においては、このような障害者に関わる法制度の改革や社会情勢の変化などに対応した障害者施策を展開するため、平成14(2002)年12月に、平成15(2003)年度から平成24(2012)年度までの向こう10年間の障害者施策の基本方針を定める「障害者基本計画」及びその重点施策実施5か年計画を策定しました。

新たな障害者基本計画は、前計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性

を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指しています。

以上のように「第二次長期行動計画」策定後に、障害者に関する法制度の変革や国の障害者基本計画の策定など、本県の障害者施策に影響を与える大きな環境変化がありました。

このような変化に対応し、今後とも障害者をはじめ県民一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的かつ長期的な視点で障害者施策を推進させるため、「広島県障害者プラン」を策定することとしました。

なお、このプランにおいては、「障害のある方」と表現するところですが、障害者基本法に規定する方であるという意味で、「障害者」と言う表記にしています。

社会福祉基礎構造改革の概要（社会福祉事業法等8法律の改正等）

【背景】

少子高齢社会の到来等に伴う福祉需要の増大・多様化

国民生活の安定と自立を支える福祉の役割への期待

戦後復興期の社会福祉の共通基盤制度について基本的枠組みが50年間維持

【改革】

8法律の改正（平成12年6月改正）

社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉職員等退職手当共済法、生活保護法の一部改正、公益質屋法の廃止

【改正の趣旨と内容】

仕組
みの
構
築

個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるよう支える

利用者本位の社会福祉制度の実現

時代の要請に応える
福祉サービスの充実

1 利用者の立場に立った社会福祉制度の充実

福祉サービスの利用制度化【身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法】

行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度

利用者が事業者との対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度

利用者の利益を保護する仕組みの導入【社会福祉法】

福祉サービス利用援助事業

苦情解決制度

利用契約時の説明、書面交付を事業者には義務付け、誇大広告の禁止

2 サービスの質の向上

サービスの質の評価【社会福祉法】

事業の透明性の確保【社会福祉法】

サービスを支える人材の育成・確保【運用】

3 社会福祉事業の充実・活性化

社会福祉事業の範囲の拡充（9事業）【社会福祉法】

社会福祉法人の設立要件の緩和【社会福祉法】

社会福祉法人の運営の弾力化【運用】

4 地域福祉の推進

地域福祉計画の策定【社会福祉法】

知的障害者福祉等に関する事務の市町村への移譲

【知的障害者福祉法、児童福祉法】

社会福祉協議会、共同募金、民生委員、児童委員の活性化

【社会福祉法、民生委員法、児童福祉法】

支援費制度

障害者福祉サービスについて、障害者自らがサービスを選択し、事業者や施設との対等な立場に立った契約によりサービスを利用する制度のことです。

措置制度

行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定

H15.4移行

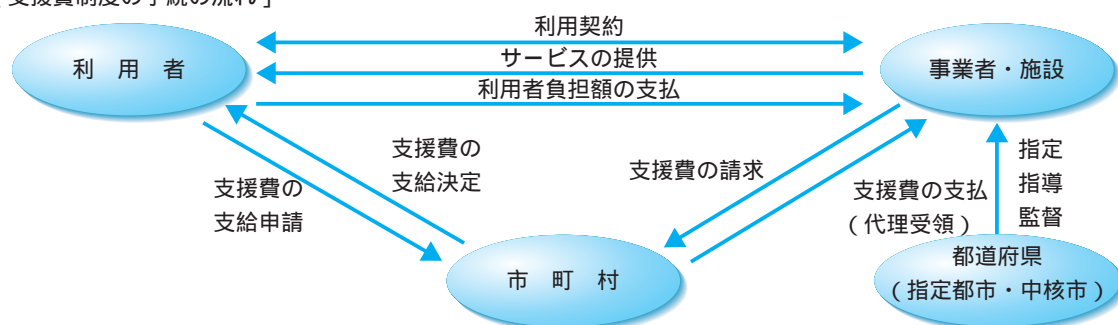
支援費制度

障害者自らがサービスを選択し、事業者や施設と契約

障害区分	居宅サービス	施設サービス
身体障害者	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ	更生施設、療護施設、授産施設
知的障害者	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホーム	更生施設、授産施設、通勤寮、国立コロニー
障害児	ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ	(注) 障害児施設は従来どおり措置制度により行われる。

障害児：18歳未満の身体に障害のある児童又は知的に障害のある児童

[支援費制度の手の流れ]



2 計画の基本的考え方

この基本計画は、平成6(1994)年に策定した「第二次長期行動計画」の理念を継承するとともに、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会への参加・参画に向けて、障害者の生活全般に関わる幅広い施策の一層の展開を図るため、21世紀初頭に講ずべき本県の障害者施策の基本的方向、推進方策及び達成すべき障害者福祉サービスの目標等について、次の基本的な考え方に立って定めるものです。

「障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」を目指します。

共生社会においては、障害者は、「社会の対等な構成員としての人権が尊重」され、「自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加・参画し、社会の一員としての責任を分担」します。

この共生社会の実現の前提となる障害者の社会活動への参加・参画を実質的なものとするため、行政をはじめ、企業、民間団体及び家族などが、それぞれの立場で「障害者の社会参加を阻むあらゆるバリアの解消」に向けて努力することが必要です。

リハビリテーションとは

障害者の身体的，精神的，社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに，それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し，障害者の自立と参加を目指すという考え方。（国の障害者基本計画（H14.12）から）

ノーマライゼーションとは

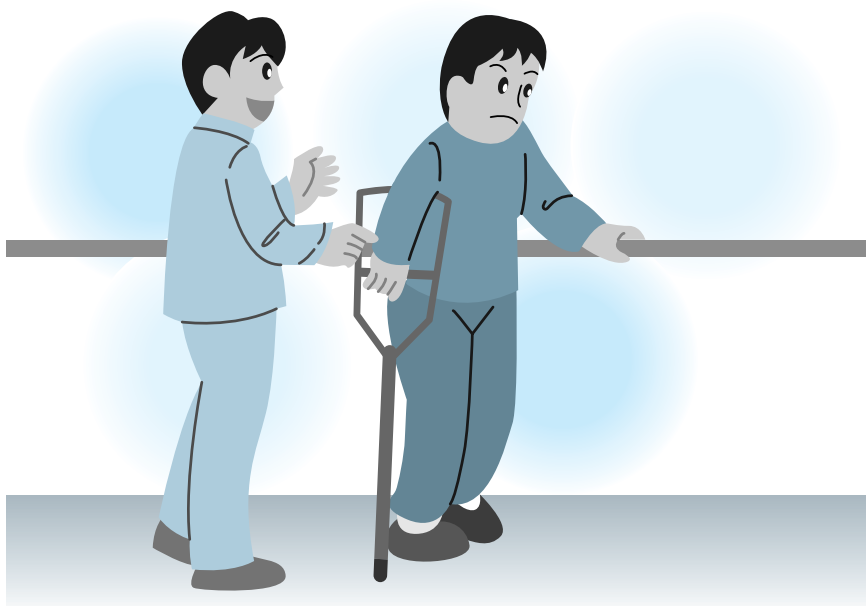
障害者を特別視するのではなく，一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり，共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。（国の障害者基本計画（H14.12）から）

3 計画の期間

この計画は，平成16（2004）年度から25（2013）年度までの10年間を対象とします。

ただし，社会経済状況の変化などにより変更の必要が生じた場合は，必要に応じて見直しを行います。

また，重点実施計画の達成目標は平成20（2008）年度までの5年間について設定をしています。



4 障害保健福祉圏域の設定

- 障害者福祉サービスのうち、市町村域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、7つの障害保健福祉圏域を設定します。
- この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、医療法に基づく広島県保健医療計画の「二次保健医療圏」及び老人保健法・老人福祉法・介護保険法に基づく「ひろしま高齢者プラン」の「老人保健福祉圏域」と同じ圏域とするとともに、各計画の圏域の見直しの際には連動するものとして設定しています。
- また、今後の市町村合併の状況などを踏まえ、必要に応じ、障害保健福祉圏域の見直しを行う必要があります。

(単位：人)

障害保健福祉圏域	構成市町村名	参 考			
		圏域人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者
広島 (13市町村)	広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、加計町、筒賀村、戸河内町、芸北町、大朝町、千代田町、豊平町	1,320,441	41,663	6,041	4,890
広島西 (5市町村)	大竹市、廿日市市、大野町、湯来町、宮島町	154,693	5,220	770	471
呉 (11市町村)	呉市、江田島町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、能美町、沖美町、大柿町、安浦町、豊浜町、豊町	284,522	12,949	1,707	1,058
広島中央 (9市町村)	竹原市、東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、大和町、河内町、安芸津町、大崎上島町	228,223	9,119	1,273	786
尾三 (11市町村)	三原市、尾道市、因島市、本郷町、瀬戸田町、御調町、久井町、向島町、甲山町、世羅町、世羅西町	269,474	14,086	1,513	1,334
福山・府中 (8市町村)	福山市、府中市、沼隈町、神辺町、油木町、神石町、豊松村、三和町	517,576	19,649	2,933	1,628
備北 (8市町村)	三次市、庄原市、総領町、西城町、東城町、口和町、高野町、比和町	104,781	7,066	699	279
7圏域	65市町村(14市、51町村)	2,879,710	109,752	14,936	10,446

- 1 圏域人口：H16.1.1現在の推計人口
- 2 市町村数：H16.4.1現在(予定)
- 3 身体障害者：H15.4.1現在の身体障害者手帳所持者数
- 4 知的障害者：H15.4.1現在の療育手帳所持者数
- 5 精神障害者：H15.4.1現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数

広島県障害保健福祉圏域図





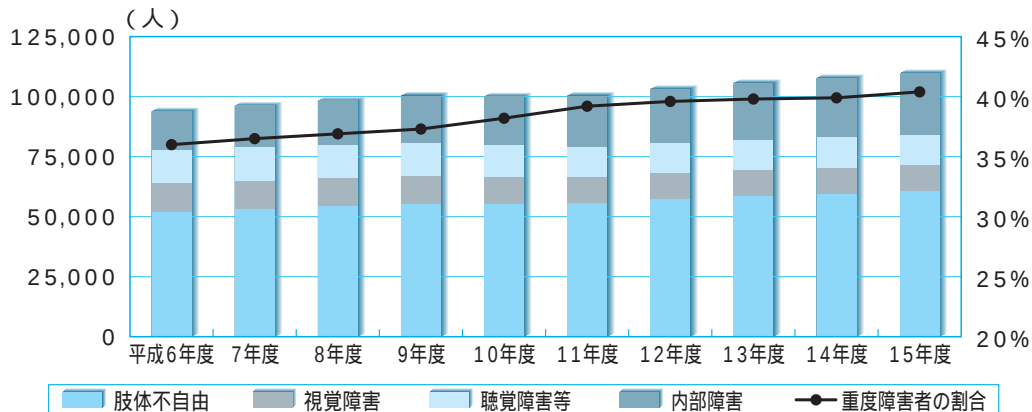
第2

障害者の動向

1 身体障害者（児）

- 県内の身体障害者手帳所持者は、平成15年4月1日現在で109,752人となっており、前計画策定時（平成6年度）と比べて15,870人増加、全体の増加率は16.9%です。
- このうち「内部障害」が9,553人の増加（59.1%増）と最も多く、次いで「肢体不自由」が8,494人の増加（16.3%増）となっています。「視覚障害」は886人減少（7.4%）、「聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能障害」は1,291人減少（9.4%）しています。
- 障害程度別では、全体に占める重度障害者（1,2級）の割合が36.0%から40.3%へ増加しており、重度化の傾向にあります。
- また、年齢別構成比の推移では、65歳以上の比率が58.7%から68.9%へ増加しています。

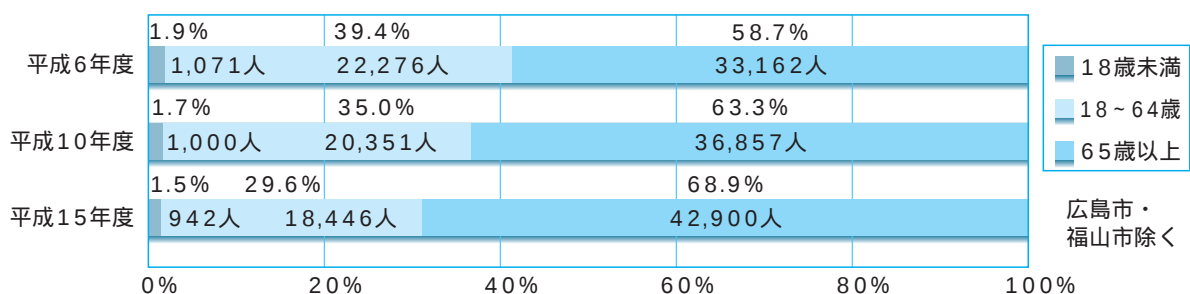
■ 身体障害者手帳所持者数の障害別推移と重度障害者の割合



	平成6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	10年間の増加人数 (増加率)
肢体不自由	51,980	53,184	54,165	55,092	55,082	55,496	57,109	58,339	59,328	60,474	8,494 (16.3%)
視覚障害	12,048	12,052	12,046	12,029	11,615	11,230	11,288	11,317	11,291	11,162	886 (7.4%)
聴覚障害等	13,692	13,769	13,710	13,764	13,153	12,564	12,581	12,590	12,582	12,401	1,291 (9.4%)
内部障害	16,162	17,210	18,333	19,524	20,212	21,088	22,165	23,382	24,525	25,715	9,553 (59.1%)
計	93,882	96,215	98,254	100,409	100,062	100,378	103,143	105,628	107,726	109,752	15,870 (16.9%)
重度障害者 (全体に占める割合)	33,803 (36.0%)	35,096 (36.5%)	36,260 (36.9%)	37,406 (37.3%)	38,232 (38.2%)	39,305 (39.2%)	40,875 (39.6%)	42,067 (39.8%)	42,986 (39.9%)	44,205 (40.3%)	

各年度4月1日現在（広島市・福山市を含む）

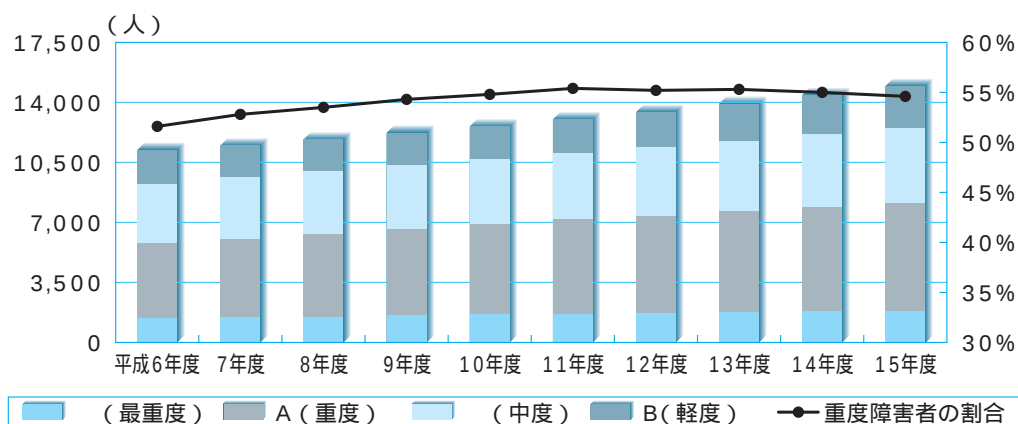
■ 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



2 知的障害者（児）

- 県内の療育手帳所持者は平成15年4月1日現在で14,936人となっており、前計画策定時（平成6年度）と比べて3,717人増加、全体の増加率は33.1%です。
- このうち障害程度別では、「A（重度）」の1,981人の増加（45.8%増）が最も多く、次いで「B（軽度）」882人（25.2%増）、「A（最重度）」393人（27.0%増）となっており、重度障害者（A，A）が、より増加しています。
- 全体に占める重度障害者の割合は、平成11年度（55.4%）からは、ほぼ横ばいで推移していますが、10年前と比較して51.6%から54.6%へと増加しています。
- 年齢別構成比では「18歳以上」が73.5%から75.1%へと若干の増加となっています。

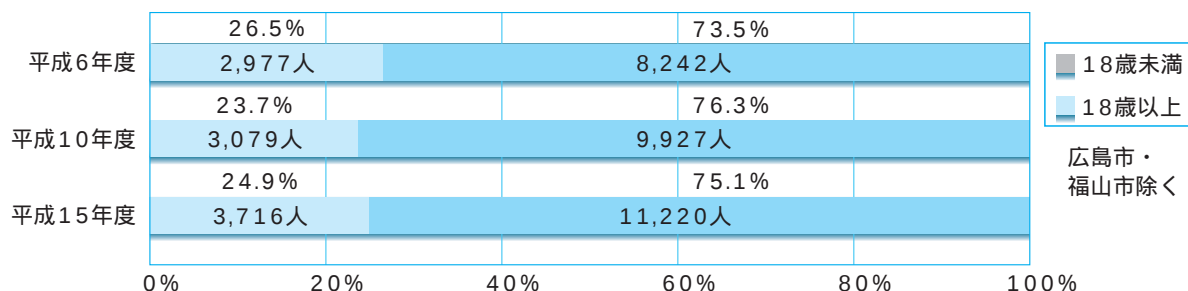
療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者の割合



	平成6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	10年間の増加人数 (増加率)
(最重度)	1,456	1,487	1,521	1,601	1,656	1,686	1,704	1,764	1,815	1,849	393(27.0%)
A(重度)	4,329	4,570	4,808	5,032	5,241	5,524	5,708	5,935	6,120	6,310	1,981(45.8%)
(中度)	3,499	3,595	3,689	3,746	3,817	3,863	3,986	4,083	4,240	4,381	882(25.2%)
B(軽度)	1,935	1,824	1,811	1,840	1,878	1,933	2,024	2,133	2,247	2,396	461(23.8%)
計	11,219	11,476	11,829	12,219	12,592	13,006	13,422	13,915	14,422	14,936	3,717(33.1%)
① + A (全体に占める割合)	5,785 (51.6%)	6,057 (52.8%)	6,329 (53.5%)	6,633 (54.3%)	6,897 (54.8%)	7,210 (55.4%)	7,412 (55.2%)	7,699 (55.3%)	7,935 (55.0%)	8,159 (54.6%)	

各年度4月1日現在（広島市・福山市を含む）

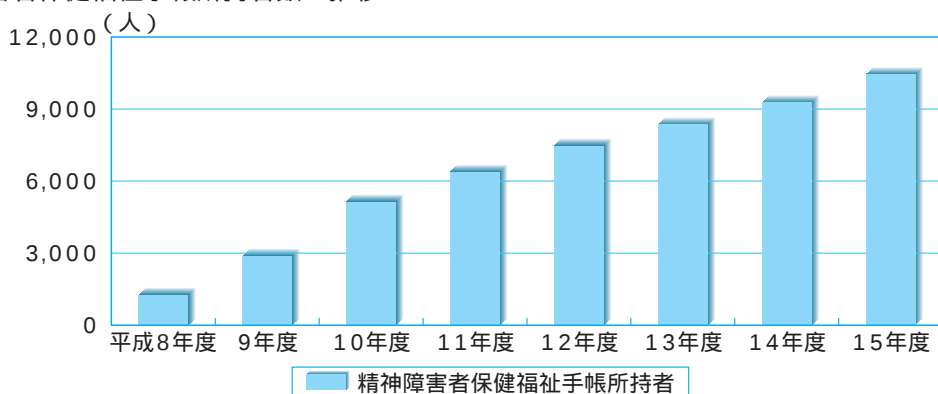
療育手帳所持者の年齢別構成比の推移



3 精神障害者

- 県内の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成15年4月1日現在で 10,446人となっており、制度創設（平成7年度）以来、増加が続いています。
- 精神病院への入院及び通院患者（*通院医療費公費負担制度の利用者）は、平成8年度と比べて9,051人増加（47.5%増）しています。これは、精神病院入院患者数はほぼ横ばいで推移しているのに対し、通院患者数が大きく増加しているためで、平成15年6月30日現在、通院患者数は18,979人で、平成8年度と比べて8,778人の増加（86.1%増）となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

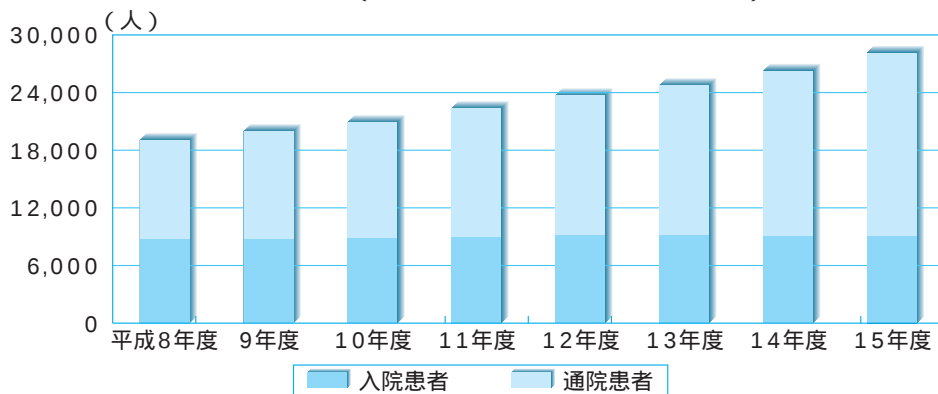


単位：人

	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	8年間の増加人数
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,252	2,879	5,136	6,374	7,467	8,352	9,268	10,446	9,194

各年度4月1日現在（広島市を含む）
制度創設は平成7年度

■ 精神病院入院患者数及び通院患者数（通院医療費公費負担制度利用者）の推移



単位：人

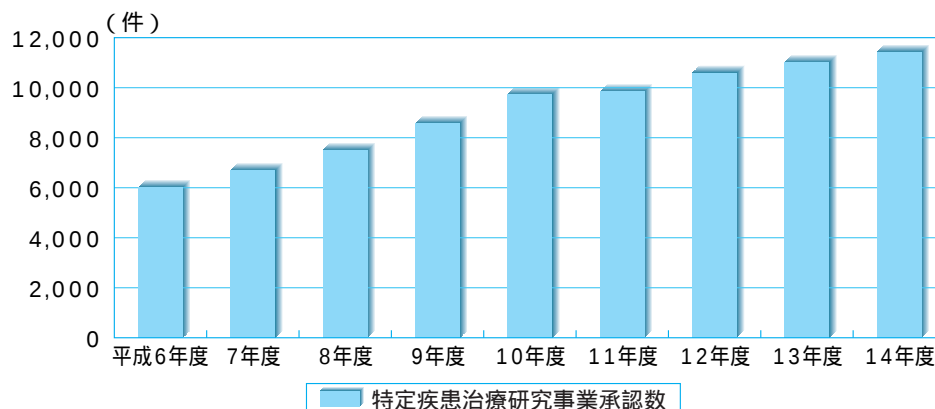
	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	8年間の増加人数 （増加率）
入院患者	8,854	8,783	8,891	8,970	9,140	9,184	9,152	9,127	273（3.1%）
通院患者	10,201	11,200	12,020	13,399	14,570	15,579	17,105	18,979	8,778（86.1%）
計	19,055	19,983	20,911	22,369	23,710	24,763	26,257	28,106	9,051（47.5%）

各年度6月30日現在（広島市を含む）
平成7年7月から通院医療公費負担に係わる制度改正により、6・7年度においては、同基準での比較不可

4 難病患者

- 県内の*特定疾患治療研究事業承認数は、平成14年度末現在11,421件で前計画策定時（平成6年度）と比べて5,407件の増加（89.9%増）となっています。対象疾患数が36から45へ拡大されたこともあり、大幅な増加となっています。

■ 特定疾患治療研究事業承認数の推移



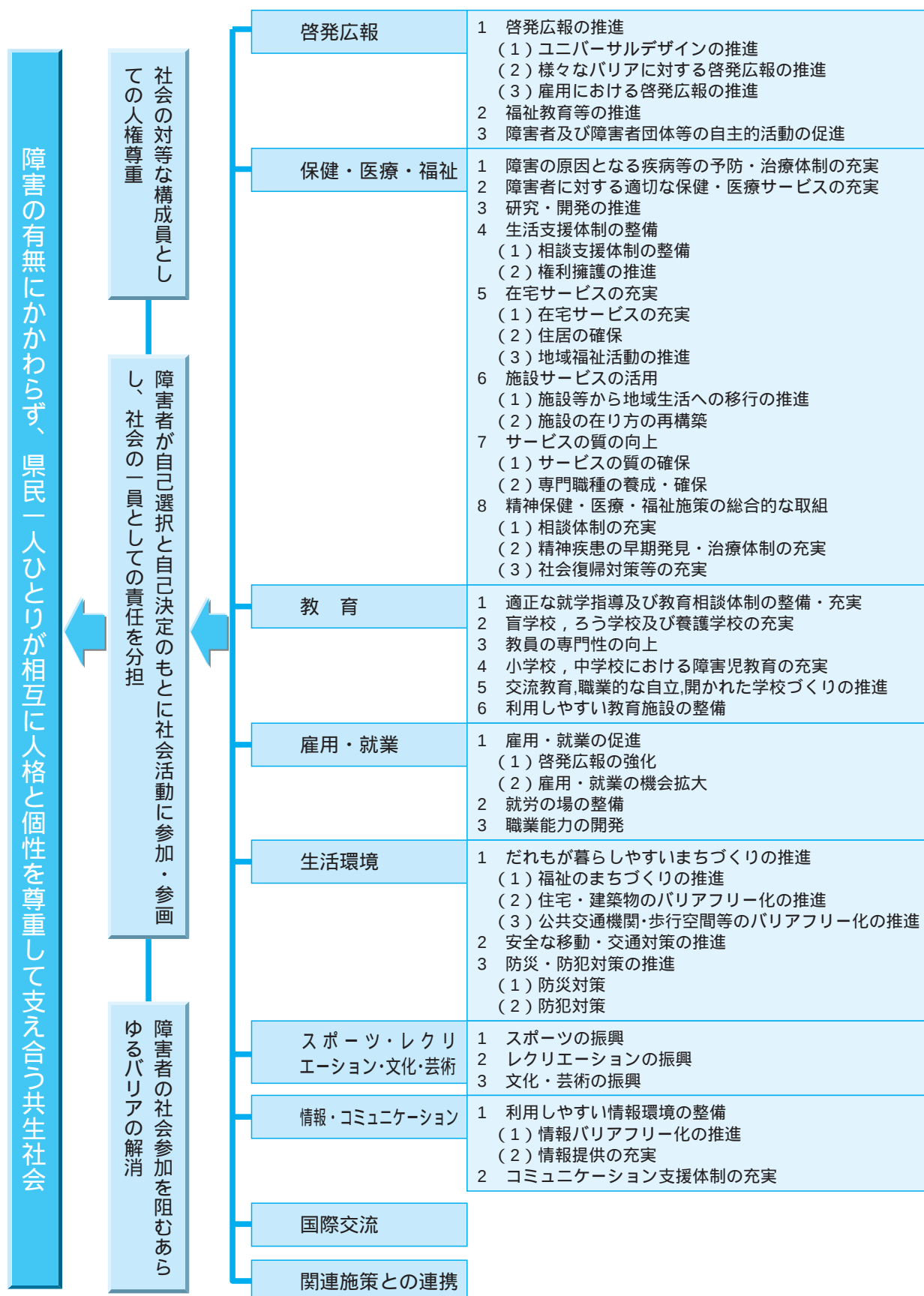
	平成6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	9年間の増加件数 (増加率)
特定疾患医療治療研究事業承認数	6,014	6,682	7,489	8,575	9,728	9,844	10,596	11,002	11,421	5,407 (89.9%)

単位：件
各年度末現在（広島市を含む）



第 3

施策体系



第 4

分野別施策の基本的方向

啓発広報

現状と課題

- これまで、本県では、障害や障害者に対する正しい理解の促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。
しかし、障害や障害者に対する誤った認識や偏見、特別視から生じる心のバリアなど、様々なバリアは依然として存在しています。
- 障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりがお互いの個性を尊重し支え合う共生社会を実現するためには、行政はもとより企業、*NPOなどが連携し合い、県民全体の意識の高揚を図っていく必要があります。
- このため、それぞれの障害の特性に応じた正しい理解と認識を一層定着させるための積極的な啓発広報活動を展開するとともに、だれもが暮らしやすい社会の実現のため、ユニバーサルデザインの考え方を県全体に浸透させ、その取組を県全域で推進していく必要があります。
- 教育の面では、引き続き、生涯にわたっての福祉教育を推進するとともに、教育課程における交流教育や地域と福祉関係施設などとの交流活動などの取組を促進する必要があります。
- さらに、障害者及び障害者団体などが、自主的に自立や社会参加に結びつく啓発などを行う場合、その活動に対する支援が必要です。

様々なバリア

障害者は、暮らしの中で、様々なバリア（障壁）を感じています。たとえば...

心のバリア

障害や障害者に対する誤った認識、偏見など、私たちの意識の中にある障壁

物理的なバリア

障害者の行動を阻害する、建物や駅のエレベーターの不備、歩道と道路の段差、路上の放置自転車など

制度的なバリア

「身体が不自由である」、「知的障害がある」、「精神障害がある」などの障害や病気を理由に、免許・資格取得、大学入試、就職試験等の機会が与えられないなど

情報のバリア

視覚障害者や聴覚障害者などが音声案内、点字、手話通訳、文字放送などの欠如や不足のため、情報の収集・伝達を阻害されていること

今後の取組

1 啓発広報の推進

ユニバーサルデザインの推進

- 市町村，民間団体などと連携し，ユニバーサルデザインの具体的な取組を推進するため，ユニバーサルデザイン普及啓発冊子などを活用した普及啓発活動，インターネットを活用した情報提供などに取り組みます。

ユニバーサルデザインとは

年齢や性別，身体的能力，国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて，すべての人が利用しやすい，すべての人に配慮したまちづくりやものづくり，しくみづくりを行うという考え方。

（ユニバーサルデザインひろしま推進指針（H14.3）から）

様々なバリアに対する啓発広報の推進

- 障害や障害者に対する誤った認識や偏見，特別視から生じるバリアの除去を図るため，テレビ，ラジオ，ホームページ，広報紙などの各種メディアを活用した計画的かつ効果的な広報活動を実施します。
- 「* 障害者福祉強調月間（9月）」，「* 障害者週間（12月3日～9日）」などに各種行事を実施することにより，広く県民への啓発に努めます。
- 障害の特性に応じた正しい理解を促進するため，障害者スポーツ大会などの各種イベント情報を提供します。

心の輪を広げる体験作文等の募集事業

障害の有無にかかわらず国民誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現を目指すことを目的に，作文については平成元年度から，ポスターについては平成5年度から，内閣府と都道府県・指定都市の共催で募集しているものです。

作文は，小学生，中学生，高校生・一般市民の3部門，ポスターは小学生及び中学生の2部門から各1名が最優秀賞作品に決定され，毎年12月9日に開催される「障害者の日・記念の集い」において内閣総理大臣賞の表彰を行うこととしています。

平成15年度最優秀賞【小学生部門】ポスター
竹内翔祐（佐世保市立白南風小学校4年）さんの作品



雇用における啓発広報の推進

- 啓発資料の事業主などへの配布やホームページなどを通じて障害者雇用に関する幅広い啓発広報活動を推進します。

2 福祉教育等の推進

- 幼少期からの障害者との交流の機会づくりが重要であり，家庭，地域，学校などにおいて，継続的な*福祉教育の推進に努めます。
- 学校相互が連携を取り合い，計画的，継続的な*交流教育を推進します。
- 障害者とのふれあい・交流をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」，「障害者の日のポスター」の募集や紙屋町地下街福祉公共スペース（ふれ愛プラザ）の運営支援などを通じて，障害や障害者に対する理解を促進します。
- 行政職員，教職員，警察職員，医療・福祉関係者などの各種公共サービス従事者に，障害や障害者に対する理解の促進とその徹底を図ります。

ふれ愛プラザ

紙屋町地下街シャレオで，授産製品の展示即売，福祉情報の発信などを行っています。

営業時間11:00～21:00

- 県内の授産施設，作業所で作った製品の展示販売
同時に，施設利用者の販売実習も行っている。
- ボランティア，福祉施設の活動など福祉情報の提供
ホームページアドレス
： <http://fureai-plaza.com/>
- 車椅子の無料貸出のほか，障害者・高齢者のための交流スペースの設置



3 障害者及び障害者団体等の自主的活動の促進

- 障害者及び障害者団体などが自主的に行う啓発活動などについて，障害者施策に関する情報提供を行うなどの支援に努めます。

保健・医療・福祉

1 障害の原因となる疾病等の予防・治療体制の充実

現状と課題

- 障害の原因となる脳血管疾患，糖尿病などの*生活習慣病の予防などについては，「*21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」及び*健康増進法に基づき推進することが必要です。
県は，平成13（2001）年度に県民健康増進計画である「健康ひろしま21」を策定しましたが，市町村においても健康増進計画の策定が必要とされています。
- 乳児に対する*マス・スクリーニング検査や保健所において長期療養児療育相談指導を実施するとともに，市町村の乳幼児健康診査を支援しています。地域医療機関，療育施設，市町村などとの連携を強化し，疾病や障害の発見から療育指導までの乳幼児に対する継続した連携体制を確立する必要があります。
- 市町村が実施する，老人保健法に基づく基本健康診査は，障害の原因となる疾病の早期発見に有効ですが，本県の受診率は全国と比べ低位にあり，受診率等の向上を図る必要があります。
- 現在，県立広島病院を総合周産期母子医療センターに，その他9か所の医療機関を地域周産期母子医療センターに指定し，これら医療機関をネットワークで結び，相互に連携しながら*周産期医療を提供しています。今後は周産期医療体制の一層の充実を図っていくことが必要です。
- 社会の高度化，複雑化に伴い，ストレスを強く感じている人が増加しており，様々なこころの健康問題が生じています。また，うつ病を背景とした自殺が問題となっています。そのため，こころの健康についての相談の対応が求められています。
- 難病患者や家族の多くは，障害の原因となる難病の治療について，入院ではなく，在宅での療養や地域生活の中での病気の克服を望んでいます。そのため，専門医による訪問診療など，在宅療養を支援する各種事業を実施していますが，引き続き難病患者の在宅療養を推進する必要があります。

今後の取組

- 県民健康増進計画「健康ひろしま21」に基づき，関係団体と連携して県民の健康づくりを支援するとともに，市町村健康増進計画の策定を支援します。
- 乳幼児健康診査に対する支援等により，障害の原因となる疾病などの早期発見及び予防から療育までの一貫した連携体制の構築に努めます。

また，周産期医療に関わる医師，看護師などを対象とした研修会の実施，周産期医療に関するテーマの調査・研究を引き続き実施するとともに，周産期医療情報ネットワークシステムの充実を図ります。

- 慢性疾患や疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童へ療育相談指導を実施し、療育体制の推進及び長期療養児の支援に努めます。
- * 広島県地域保健対策協議会などの協力により老人保健法に基づく基本健康診査の受診率及び精度の向上を図り、生活習慣病の早期発見に努めます。
- こころの健康に関する知識の普及啓発を図るとともに、県立* 総合精神保健福祉センター、保健所等における相談体制の充実・強化を図ります。また、うつ病対策を中心とした自殺予防対策を講じます。
- 難病患者の在宅療養に必要な医学的指導を行うため、医師や保健師などの派遣による訪問診療・相談を引き続き推進します。
また、地域医療機関の連携による難病医療のネットワークを整備します。県民や医療機関に対して、特定疾患治療研究事業や保健所、難病団体等が行う難病相談などの難病対策事業について、難病講演会や県のホームページを通じて情報提供します。

2 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実

現状と課題

- 医療機関において、障害や疾病に対する医療やリハビリテーションが行われていますが、障害を軽減し、自立を促進する上で、関係医療機関の連携によるリハビリテーション体制の充実が求められています。
- 交通事故や脳血管疾患などによって、後遺症として記憶や判断といった脳の高次な機能について障害を受けている、いわゆる、高次脳機能障害者に対して、これまで県立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、試行的に診断、治療及び機能回復訓練などの実施並びに評価基準及び社会復帰のための支援プログラムの策定に関する検討を行ってきましたが、今後その成果を踏まえた、具体的な支援体制の構築に向けて検討することが求められています。
- 県立総合精神保健福祉センターにおいては、社会復帰に向けた* 精神科デイケアを実施していますが、ひきこもりや高次脳機能障害など、新たな障害への対応が求められています。
- 精神障害に係る緊急受診などに応じるため、精神科医などによる24時間救急診療などを行っていますが、より細かな地域での運用や合併症、重症患者に対する受入体制の整備が求められています。
- 障害者や高齢者が、閉じこもり状態となり、老化に伴う心身機能の低下と併せて寝たきり、痴呆状態となって要介護状態になる人が増加しているため、痴呆性老人の診断・専門相談などのため設置している* 老人性痴呆疾患センター間で連携しながら、機能の充実に努める必要があります。
- 人工透析を要する* 慢性腎不全の患者に対しては、その根治療法である腎移植を推進する必要があります。
- 障害者の歯科診療は、多くの医療スタッフを必要としたり、長時間の診療を要すること

もあり、歯科医師の協力が得にくい場合があるので、歯科診療体制の整備が必要です。

今後の取組

- 広島県保健医療計画（平成14（2002）年3月策定）に基づき、*心身障害児（者）の医療、リハビリテーションを推進します。また、介護予防のため、在宅高齢者などの*地域リハビリテーションを推進します。
- 高次脳機能障害者に対する医療、リハビリテーションについては、県内の関係医療機関が連携した実施体制の構築に努めます。また、高次脳機能障害者に対する相談・支援に努めるとともに、高次脳機能障害に対する理解が定着するよう、より一層の普及啓発に努めます。
- 県立総合精神保健福祉センターでのデイケアについては、新たな障害に重点化するなどの充実・強化を図るとともに、これまで蓄積した専門的技術、知識を踏まえて研修、技術支援を行います。
- 精神科救急医療システムについては、迅速かつ必要な救急体制が整えられるよう、精神科救急医療圏域の見直しを含め、充実に努めます。また、合併症、重症患者に対する受入体制の整備について検討します。
- *広島県救急医療情報ネットワークについては、医療機関の情報を提供するシステムとして、障害者にもより利用しやすいものとなるよう整備します。また、精神科救急医療情報ネットワーク（ホームページ）については、救急医療の情報源として広く活用されるよう、掲載情報の充実を図ります。
- 老人性痴呆疾患センターについては、相互の連携を図りながら専門医療相談、鑑別診断、人材育成などの機能の充実を図るとともに、センターの利用が促進されるよう、広報啓発を行います。
- 人工透析を要する慢性腎不全患者の根治療法である腎移植を推進するため、県民に対し、臓器移植についての普及啓発に努めます。
- 障害者のかかりつけ歯科医師の確保に努めるとともに、引き続き*障害者医療推進歯科医師との連携を図り、より地域に密着した障害者に対する歯科医療提供体制の整備に努めます。また、口腔機能のリハビリテーション従事者の養成を早期に図るとともに、在宅や施設の障害者に対する*訪問歯科診療及び訪問口腔ケアの実施を推進します。
- 障害に係る医療費の軽減を図るため、各種医療給付を引き続き実施します。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害などによる器質的脳病変により生じた後遺症の中で、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害は、一般に高次脳機能障害と呼ばれ、このような障害により日常生活に困難を来たしている者（高次脳機能障害者）の存在が明らかになってきました。

注意力や集中力が低下する、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制が利かなくなる等の症状が現れ、周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなるなど、日常生活に支障を来たすようになります。

また、外見上の身体障害が軽症のことも多く、障害を知らない人から誤解を受けやすく、人間関係のトラブルを繰り返すなど、社会復帰も難しい障害です。

近年、このような高次脳機能障害者に対して、適切なサービスを提供することが必要であるとの認識が高まりつつあります。

【高次脳機能障害支援モデル事業】の中間報告書から

（国立身体障害者リハビリテーションセンター）

対象者数（登録者324名）のうち、他の症状と併せて類型化すると、

- ・身体機能障害を有さず高次脳機能障害のみである群 36%
 - ・片麻痺や骨折等による運動機能障害などの身体機能障害を併せもつ群 64%
- その中で、いわゆる精神症状が強い群 3%、知能低下の著しい群 9%

3 研究・開発の推進

現状と課題

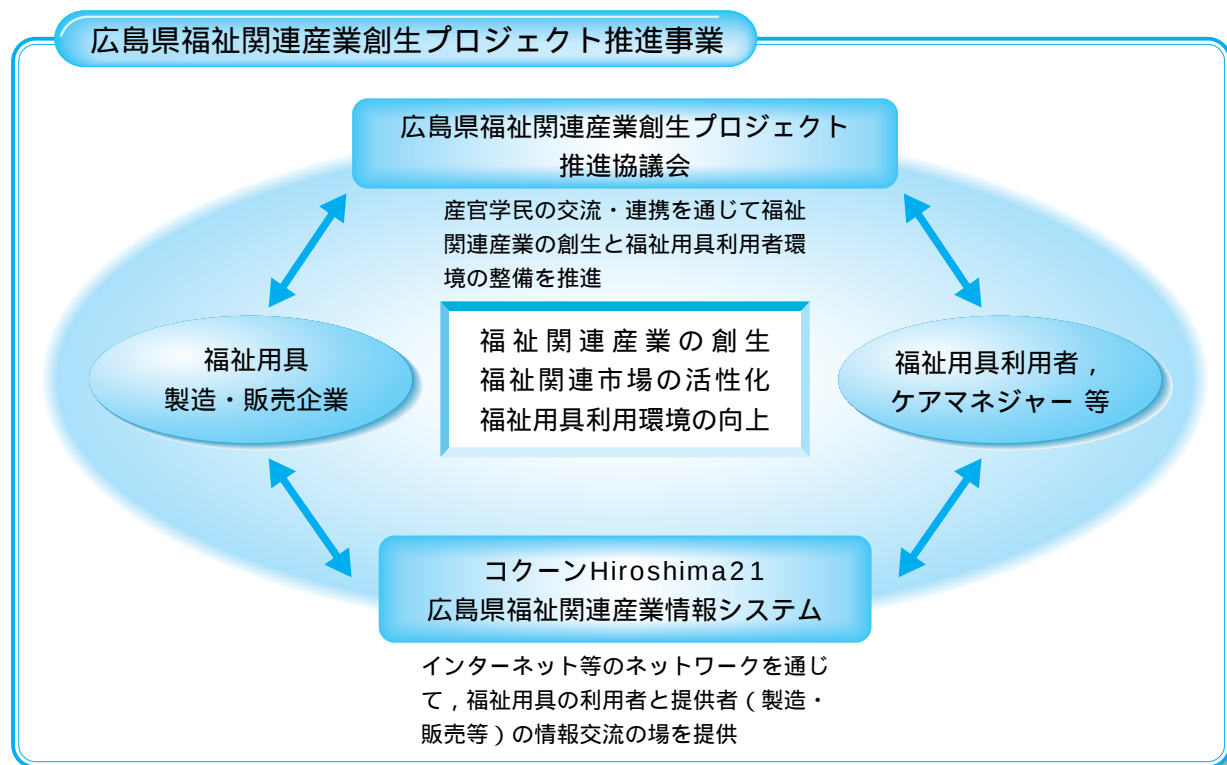
- 東部工業技術センターでは、「介護衣料製品の評価・設計システムの開発」研究などを実施してきたところですが、今後は、研究成果を製品化していく必要があります。
- 福祉関連産業創生プロジェクト推進協議会を中核として、*福祉関連産業情報システムを利用した情報交流と福祉用具の研究開発の支援を行っていますが、利用者ニーズにあった福祉用具の実用化と事業化を促進するとともに、福祉用具の利用の拡大を図る必要があります。
- 県立3大学において、研究活動の活性化を図るとともに、福祉をはじめとする行政施策や産業活性化・地域振興に積極的に貢献することを目的として、「重点研究事業」を推進しているところですが、今後は、より一層その研究成果を行政や地域に還元していく必要があります。
- ひきこもりや高次脳機能障害など、精神保健福祉に関わる相談や支援のための新たな手法の確立が必要です。

今後の取組

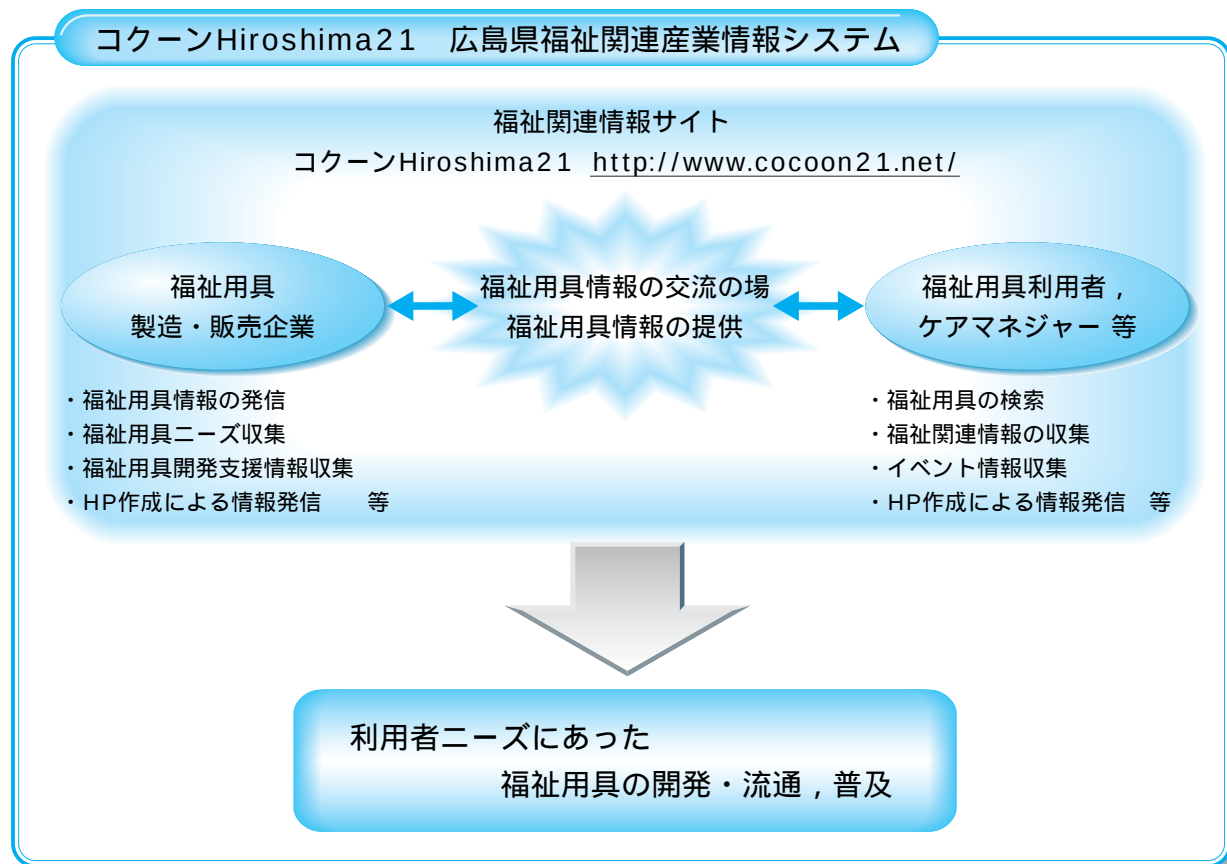
- * ヒューマンサポート工学技術の観点から、障害者の特性をよく理解し、医療現場の専門家と連携を図りながら、円滑なコミュニケーションを行い、障害者のQOL（生活の質）の向上、社会参加支援に役立つ様々な福祉機器の開発を目指します。さらに、ユニバーサルデザインの観点から、障害者や高齢者だけでなく、社会生活を営むあらゆる人々に対して最初から使いやすい製品開発を目指します。
 - 企業へ出向いての現地指導や普及講習会・PR事業を通じて、企業への早期の技術移転を図ります。
 - 障害者のニーズを取り入れ、福祉用具の試作品を評価する仕組みづくりを福祉関連産業創生プロジェクト推進協議会で検討するとともに、福祉用具の実用化のための研究開発を助成するなど福祉用具の研究開発を一層、推進します。
 - 利用者ニーズの把握や福祉用具の情報提供を行い、福祉用具の提供者と利用者との情報交流を活発にするために、福祉関連産業情報システムの充実と利用の促進を図ります。
 - 県立3大学での研究成果を積極的に行政や地域に還元していくためのシステム化を図ります。
- また、平成17年度に開学を予定している県立広島大学においては、社会や時代の要請に応えた研究を行い、地域に根ざしたシンクタンク機能を充実させ、研究成果を積極的に地域に還元していくこととしています。
- 国の新たな知見や当事者のニーズを踏まえつつ、精神保健福祉に関する相談、支援などの新たな手法の確立に努めます。



広島県福祉関連産業創生プロジェクト推進事業



コクーンHiroshima21 広島県福祉関連産業情報システム



現状と課題

- 「措置」から「契約」への移行に伴い、サービスの利用者と提供者の対等な関係を確立することが必要です。そのためには、利用者が福祉サービスを選択、決定する際に、適切な相談支援を行い、利用者の権利を擁護することが必要です。
また、障害者の権利を擁護するためには、福祉サービス利用援助事業の定着、福祉サービス苦情解決事業の充実、財産管理などへの支援が必要です。
- 取引の多様化、複雑化に伴い悪質商法による被害者が増加しており、その中には知的障害者、精神障害者なども含まれています。このような消費者被害に巻き込まれることは、障害者の自立の妨げの一因となっています。このため、身近なところでの消費者相談体制の整備など、消費者保護対策の充実が必要です。
- 障害の特性を踏まえた専門的な相談を行えるよう、県立*身体障害者更生相談所、県立総合精神保健福祉センター、保健所などの専門機能を活かした相談体制を充実することが必要です。
- 知的障害に関する相談支援については、現在18歳までは児童相談所で、それを超えると県立*知的障害者更生相談所に対応していますが、相談者の年齢に関係なく、一貫した相談支援体制を整備することが必要です。
- 自閉症児（者）などについては、*コミュニケーション障害のため社会生活に適応できないという障害の特性が理解されないまま、知的障害としての対応がなされてきたため、自傷、他害、強度行動障害などの*二次障害が出現し、家族はもとより、学校などにおいても対応に苦慮している状況にあります。このため、自閉症などの特性に配慮した相談、療育を行う体制を整備することが必要です。

今後の取組

相談支援体制の整備

- 障害者の生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業及び精神障害者地域生活支援事業の推進を図るなど、障害者*ケアマネジメント手法を活用した相談支援体制の充実を支援します。また、障害者による相談援助などに対しても支援するよう努めます。
- 専門的な相談に広域的に対応するため、県立身体障害者更生相談所、県立総合精神保健福祉センター、保健所などの専門機能の充実を図ります。
- 「こども家庭センター（仮称）」を整備し、知的障害に関する相談は、相談者の年齢に関係なく、一貫した専門的な相談支援を行います。
- 聴覚障害者からの相談に専門的に対応する「*ろうあ者専門相談員」の資質の向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。
- 広島県*介護実習普及センターで行っている福祉用具の展示、住宅改修に関する相談支援、情報提供サービスなどの充実を図ります。
- 自閉症児（者）などに対し、専門的な相談支援、療育サービスなどを行う体制の整備を

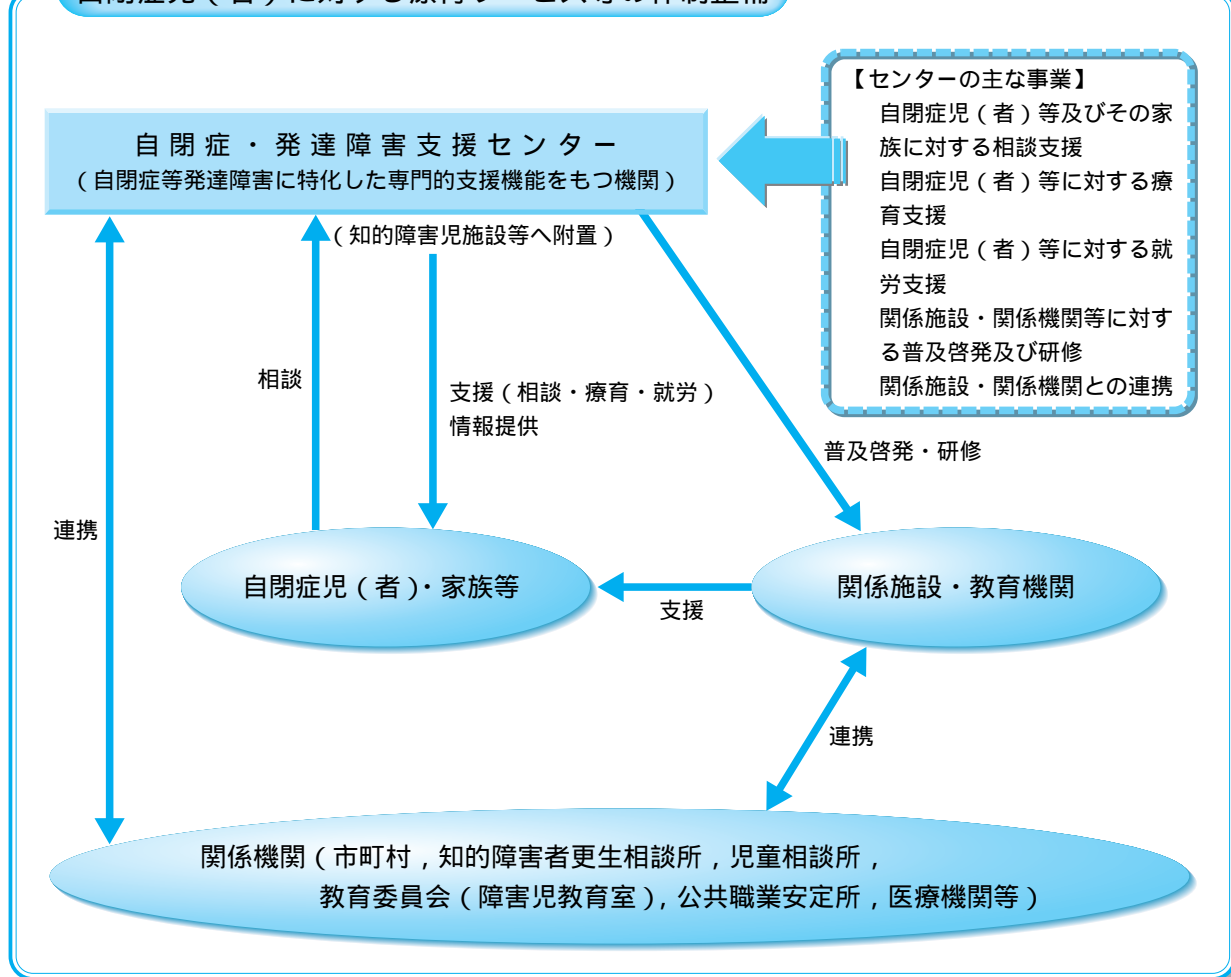
図ります。

- 難病患者の在宅療養におけるQOL（生活の質）の向上を図るため、難病相談センター事業に地域交流会などの活動に対する支援、就労支援などの機能を付加し、* 難病相談・支援センターとして運営していきます。また、難病医療拠点病院（広島大学病院）との連絡体制を整備し、難病相談事業を充実します。

こども家庭センター（仮称）

県では、増加する児童虐待、非行、配偶者等による暴力（DV）などの問題に総合的に対応するため、広島市南区にある中央児童相談所等を建替え、児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能統合による「こども家庭センター（仮称）」の設置に向けた整備を行っています。（平成17年度中に開設予定）

自閉症児（者）に対する療育サービス等の体制整備

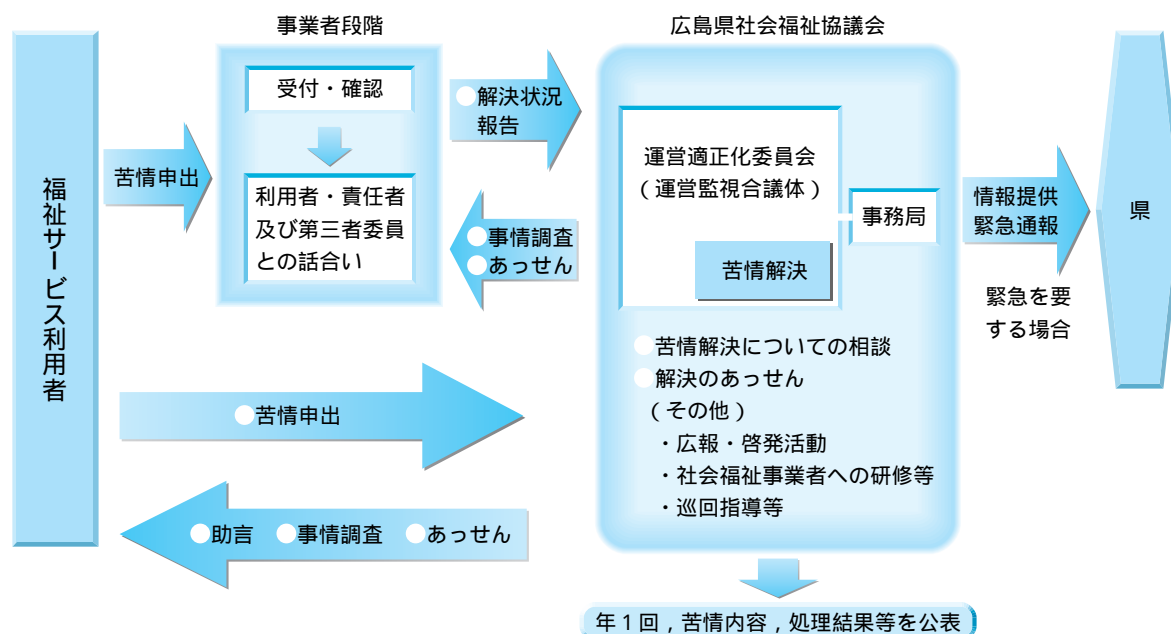


権利擁護の推進

- *福祉サービス利用援助事業については、制度の周知及び事業の利用促進に一層努めるとともに、実施体制の充実や運営の円滑化への取組を推進します。
- 福祉サービスの利用などに関する利用者からの苦情に適切に対応できるよう、研修などの充実を通じて、福祉サービス苦情解決事業を実施している「*福祉サービス運営適正化委員会」などの苦情解決能力の向上を図り、利用者の権利擁護に努めます。
- 障害者の権利の侵害等に対応するため、当事者などにより実施される権利擁護活動に対する支援については、国の動向を踏まえ検討します。
- 精神医療における人権に配慮した適正な医療を確保するため、精神医療審査会のなお一層の機能の充実を図ります。
- 障害者の権利擁護や財産管理の問題に対応するための「*障害者の権利相談ダイヤル」の利用を促進します。
- 消費生活に関する相談をより身近なところで行えるよう、市町村における消費者相談窓口の設置促進を図るとともに、県においては、関係省庁や各都道府県との消費者苦情に関する情報交換に努め、必要に応じて市町村等関係機関への情報提供を行うなど、消費者保護対策に努めます。
- 知的障害者及び重度の痴呆性高齢者に対し、市町村が行う成年後見制度の利用を支援して、*成年後見制度の申立てなどに要する経費の一部を助成します。

福祉サービス苦情解決事業

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査若しくはあっせん又は県知事への通知を行うことにより、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護する。



障害者の権利擁護

最近では、障害のあることを知った上で、年金や手当を狙った悪徳商法による知的障害者、精神障害者の消費者被害が急増しており、障害者の地域生活への移行の推進を阻害する要因となっています。

県では、障害のある人の権利擁護や財産管理の問題などの相談に応じるため、常設の相談窓口として、「障害者の権利相談ダイヤル（０８２・２３７・３２１１）」を設置し、専任相談員や弁護士などが電話や面接により相談に応じています。

5 在宅サービスの充実

現状と課題

- 利用者がサービスを選択できるよう、障害者福祉サービスの基盤整備を計画的に進めてきたところです。
今後は、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、*ホームヘルプサービス、*デイサービス、*ショートステイなどの在宅福祉サービスをより一層充実する必要があります。
- 障害者の地域生活への移行を促進するため、*グループホーム、*福祉ホームなどの住宅支援を積極的に行うことが必要です。
- 地域の相互扶助機能の弱体化など地域社会が変容する中で、障害者の生活の安心と安定を実現するためには、地域住民、NPO、民間事業者、自治体等が互いに協力し、地域で支える福祉活動を推進することが必要です。

そのためには、地域住民に最も身近な市町村が、地域住民などの参加を得て障害者などの生活上の課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量の現状を的確に把握するとともに、必要なサービスを確保し提供する体制を計画的に整備する必要があります。

今後の取組

在宅サービスの充実

- ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを計画的に整備するとともに、障害者の多様なニーズに柔軟に対応できる生活支援サービスの充実を検討します。
- 対象者が少ないために、支援費制度における指定事業者の参入が進まない在宅福祉サービスについては、介護保険事業者の参入の促進に努めるとともに、支援費制度とは別枠でデイサービス、ショートステイの利用が可能となる*相互利用制度の活用を図ります。
- 障害児や家族が在宅で安心して生活できるよう、重症心身障害児通園事業・障害児通園事業の拡充を図るとともに、療育の質の向上に努めます。
- 障害児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、*障害児保育や*放課

後児童クラブの充実に努めます。

- 身体障害者の介助，外出支援などを行う身体障害者補助犬の育成給付を行うとともに，県民の理解の促進に努めます。
- 市町村が実施する障害者に対する歩行訓練，発声訓練などの生活訓練事業の充実に支援し，障害者の社会参加を促進します。
- 在宅難病患者のQOL（生活の質）の向上を図るため，市町村が実施する難病患者に対するホームヘルプサービス，ショートステイ，*日常生活用具の給付などの難病患者等居宅生活支援事業を推進します。

身体障害者補助犬



身体障害者補助犬法（平成15年10月全面施行）

この法律は，身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り，もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

具体的には，補助犬育成に係る訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに，公共施設，公共交通機関及びデパート，レストランなどの不特定多数が利用する施設を身体障害者が利用する場合，身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないことが定められています。

身体障害者補助犬は，目や耳，からだの不自由な人のために働く盲導犬，聴導犬，介助犬のことです。

住居の確保

- グループホーム，福祉ホームなどについて計画的に整備するとともに，障害者が民間アパートなどに入居するための環境づくりについて検討するなど，障害者の地域生活への移行を支援します。
 - 新たに建設する県営住宅は，床段差の解消などのバリアフリー化をさらに進めるとともに，既存の県営住宅についてもバリアフリー化の促進に努めます。
- あわせて，市町村が実施する公営住宅の整備についても，バリアフリー化に取り組みます。

地域福祉活動の推進

- ボランティアの活動を充実・強化するため，広島県ボランティアセンターを通じて，ボランティアコーディネーターの資質の向上や児童・生徒のボランティア活動の充実に図ります。
- 市町村合併により行政区域が拡大した後においても，地域住民や社会福祉協議会などの参加により，地域で支える福祉活動が推進できるよう支援します。
- 市町村における地域福祉が計画的に推進されるよう，市町村の「地域福祉計画」策定の

取組を支援するとともに，*市町村地域福祉計画の策定状況を踏まえ，市町村への支援メニュー，住民の主体的参加を実現するための方策などを盛り込んだ「*地域福祉支援計画」を作成します。

6 施設サービスの活用

現状と課題

- 障害者の日中の活動の場又は働く場として*通所授産施設などを整備してきましたが，地域生活での自立した生活の質を高めるためには，経済的に自立することができる働く場の整備が必要です。
- 入所施設については，計画的に整備してきましたが，今後は，ノーマライゼーションの理念に照らし，地域の実情や障害者本人のニーズを踏まえ，真に必要なものに限定して整備する必要があります。また，既存の施設については，専門的機能を活用して，施設利用者が地域生活に円滑に移行できるよう，取り組む必要があります。
- 精神障害者の社会復帰を図るため，社会復帰施設などの整備を計画的に進めていますが，「条件が整えば退院可能」な入院患者の受入体制を整備する必要があります。また，現在の社会復帰施設などは地域的に偏在しているものがあります。
- 障害者が地域で自立し，安心した生活ができるよう，ホームヘルプサービス，デイサービス，ショートステイなどの各種在宅福祉サービスを提供するため，現在ある障害者福祉施設については，地域福祉の拠点として，施設機能を強化するとともに，社会資源の一つとして活用することが重要です。

今後の取組

施設等から地域生活への移行の推進

- 障害者が身近なところで施設を利用し，地域で自立した生活ができるよう通所授産施設，*小規模通所授産施設など，働く場の整備を図るとともに，経済的自立が可能となるよう，授産活動の在り方を検討します。
- 障害者が円滑に地域生活に移行できるよう，*自活訓練事業などの充実を図ります。
- 地域生活を希望する障害者の地域生活移行のため，*地域生活推進員が施設などと連携し，地域で生活しやすい環境づくりを図る *地域生活推進特別モデル事業を推進します。
- 「条件が整えば退院可能」な精神障害者については，ケアマネジメント手法の活用などにより，関係機関が連携し，円滑に退院を促進することができるよう地域の実情に応じたシステムづくりを順次図ります。

また，精神障害者が地域生活を行うための，生活訓練施設，福祉ホーム，地域生活支援センターなどの社会復帰施設などの整備について，地域バランスを考慮して行います。

施設の在り方の再構築

- 入所施設は，ノーマライゼーションの理念に照らし，地域の実情や障害者本人のニーズ

を踏まえ、真に必要なものに限定して整備します。

- 入所施設利用者のプライバシーの保護など、生活の質の向上を図るため、居室の個室化を推進します。
- 障害者が地域で安心した生活を送ることができるよう、地域に密着した、小規模で多様な機能を有する在宅支援の拠点施設の整備について検討します。
- 入所施設が有する人的・物的資源については、地域での有効活用を図ります。特に、福祉資源の少ない過疎地域などでは、入所施設を地域の重要な福祉資源と位置付け、地域の実情に応じた活用を図ります。
- 障害者福祉施設については、障害種別の枠を超えて相互利用の促進を図るとともに、更に可能な限り、高齢者福祉施設との相互利用を推進します。

7 サービスの質の向上

現状と課題

- 「* 障害者・児施設のサービス共通評価基準」を活用し、事業者による自己評価の取組を支援しながら、質の高いサービスの確保を図っています。
自己評価の取組を引き続き支援するとともに、評価結果の自主的な公表など利用者の選択を支援していく仕組みを整備する必要があります。
- 暮らしの中で、生涯にわたり、健康で豊かな生活を実現していくことが極めて重要となっており、そのためには、保健医療分野と福祉分野を一体的に捉えたサービスの提供ができる人材の育成が求められています。
- 福祉人材の求職・求人数が増加していますが、雇用条件などのミスマッチにより就業に結びついていない状況があります。このため、求人・求職者の双方の期待に応えられるよう、就労あっせん、求人開拓、人材確保相談、養成研修を効果的に実施する必要があります。

今後の取組

サービスの質の確保

- 事業者による自己評価を推進するとともに、評価結果の公表や利用者の意見を反映させる仕組みの構築について、事業者に働きかけます。
- 評価結果が、利用者のサービス選択の参考となり、かつ事業者によるサービス改善のための指標となるようにするため、第三者による評価の仕組みを検討します。
- 利用者からの苦情に適切に対応できるよう、研修などの充実を通して、事業者及び福祉サービス運営適正化委員会の対応能力を高めることにより、サービスの質の向上を図ります。
- 精神医療における人権に配慮した適正な医療を確保するため、精神医療審査会のなお一層の機能の充実を図ります。また、医療に関する相談に対応する、* 医療安全支援センターの運営を通じ、医療サービスの質の向上を図ります。

専門職種の養成・確保

- 県立保健福祉大学において、障害者の複雑化・多様化したニーズに対応できる看護師、保健師、助産師、*理学療法士、*作業療法士、*言語聴覚士を養成します。
また、平成17年度に開学を予定している県立広島大学においても、引き続き、保健医療分野と福祉分野が相互に連携し、教育研究の充実を図り、良質なサービスを提供できる人材育成を行っていきます。
- 保健師、看護師の養成・確保を図るため、養成所運営費補助事業、*修学資金貸付事業の継続や養成施設・関係団体と連携を図るとともに、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士など保健医療に従事する専門職についても、養成施設・関係団体と連携を図りながら、その養成・確保に努めます。
- *社会福祉士、*介護福祉士、*精神保健福祉士については、相談援助又は介護などに従事する専門職として引き続き養成に努めるとともに、養成施設、関係団体との連携を図ります。
- *ホームヘルパー養成研修の内容の充実を図り、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者など、障害の特性に適切に対応できるホームヘルパーの養成に努めます。
- *ガイドヘルパーの養成については、研修を実施する事業者を増やすとともに、研修内容の充実を図ります。
- 人材確保機能と研修機能を兼ね備えた*社会福祉人材育成センターの特色を生かし、求人・求職者の双方の期待に応えられるよう、就労あっせん、求人開拓、人材確保相談、養成研修を効果的に実施し、より一層の福祉人材の確保と養成に努めます。
- 県立総合精神保健福祉センターにおいて、地域精神保健福祉を担う人材の資質向上のための研修の充実を図ります。

8

精神保健・医療・福祉施策の総合的な取組

現状と課題

- 精神障害者やその家族からの各種相談に対応するため、専門医や精神保健相談員による相談や、訪問指導を実施していますが、精神保健福祉分野のすそ野の広がりにより生じた、新たなニーズ（ひきこもりなどの思春期精神保健や高次脳機能障害、被災者のメンタルヘルス、自殺予防など）に対応した相談体制の整備が必要です。
- 精神疾患に係る医療体制の充実が求められています。また、精神障害者の人権に配慮した適切な医療を確保する必要があります。
- 精神障害者の社会復帰を目指すために、在宅福祉サービスの充実や、就労支援を行っていますが、その充実が必要です。
また、精神障害者保健福祉手帳の交付を行っていますが、手帳所持者が受ける福祉サービスの充実を図っていく必要があります。
- 痴呆性老人の診断・専門相談等のため、老人性痴呆疾患センターを設置していますが、各センター間で連携しながら、機能の充実を図る必要があります。

- 高次脳機能障害者に対して、これまで県立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、試行的に診断、治療及び機能回復訓練などの実施並びに評価基準及び社会復帰のための支援プログラムの策定に関する検討を行ってきましたが、今後その成果を踏まえた、具体的な支援体制の構築に向けて検討することが求められています。

ひきこもり

思春期・青年期を中心として、さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態を「ひきこもり」といいます。

「ひきこもり」は病名ではなく、単一の疾患でもありません。原因も精神疾患、発達障害によるものや、明確な精神疾患や障害の存在が考えられない場合もあります。また、「ひきこもり」の人の多くが不登校を経ていることもわかり、不登校対策と切り離して考えることができない問題となっています。

「ひきこもり」は、ひきこもることによって、強いストレスをさけ、「仮の安定」を得ているという側面がある一方、その状態が長期に継続されやすいという面を持っています。

同時に、そこからの離脱も難しくなっている「ひきこもり」は、そのような特徴のある多様性を持ったメンタルヘルス（精神的健康）に関する問題とすることができます。

現在、県では、保健所や総合精神保健福祉センターを中心に専門職員が「ひきこもり」に関する相談を受け、関係機関と連携を取りながら本人、家族を支援しています。

今後の取組

相談体制の充実

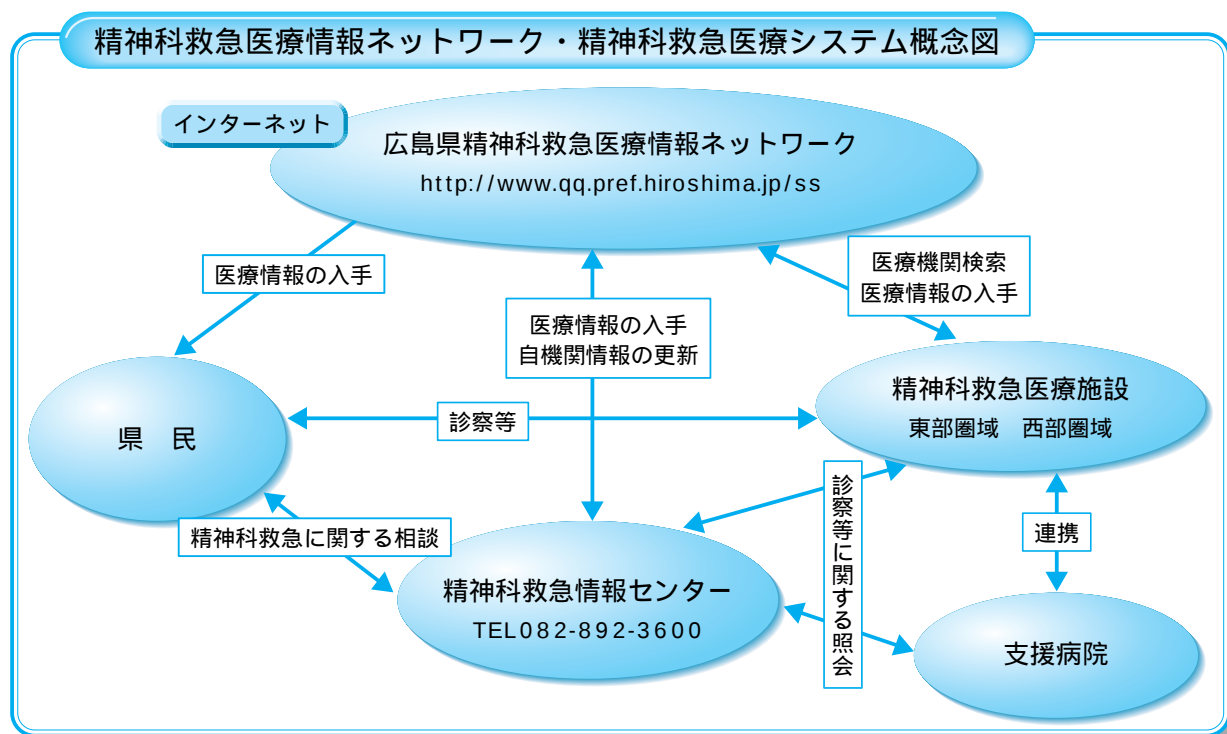
- こころの健康に関する相談窓口について、身近な相談対応は市町村が担い、県は主に、新たなニーズへの対応、緊急対応を担うこととし、相互に連携しながら、こころの健康に関する相談体制の強化を図ります。
- こころの健康に関する知識の普及啓発を図るとともに、県立総合精神保健福祉センター、保健所、児童相談所などにおける相談体制の充実・強化を図ります。また、うつ病対策を中心とした自殺予防対策を講じます。
- *精神科救急情報センター、「*広島いのちの電話」、「*こころの電話」などの専門相談窓口と連携することにより、相談体制の充実を図ります。

精神疾患の早期発見・治療体制の充実

- 精神科救急医療システムについては、迅速かつ適切な救急体制が整えられるよう、精神科救急医療圏域の見直しを含め、充実に努めます。また、合併症、重症患者に対する受入体制の整備について検討します。
- 精神科救急医療情報ネットワーク（ホームページ）については、救急医療の情報源とし

て広く活用されるよう、掲載情報の充実を図ります。

- 精神医療における人権に配慮した適正な医療を確保するため、*精神医療審査会のなお一層の充実を図ります。
- 入院・通院患者の処遇改善など、精神障害者に対する適正な医療の確保を図るため、医療機関に対し、助言・指導を行います。



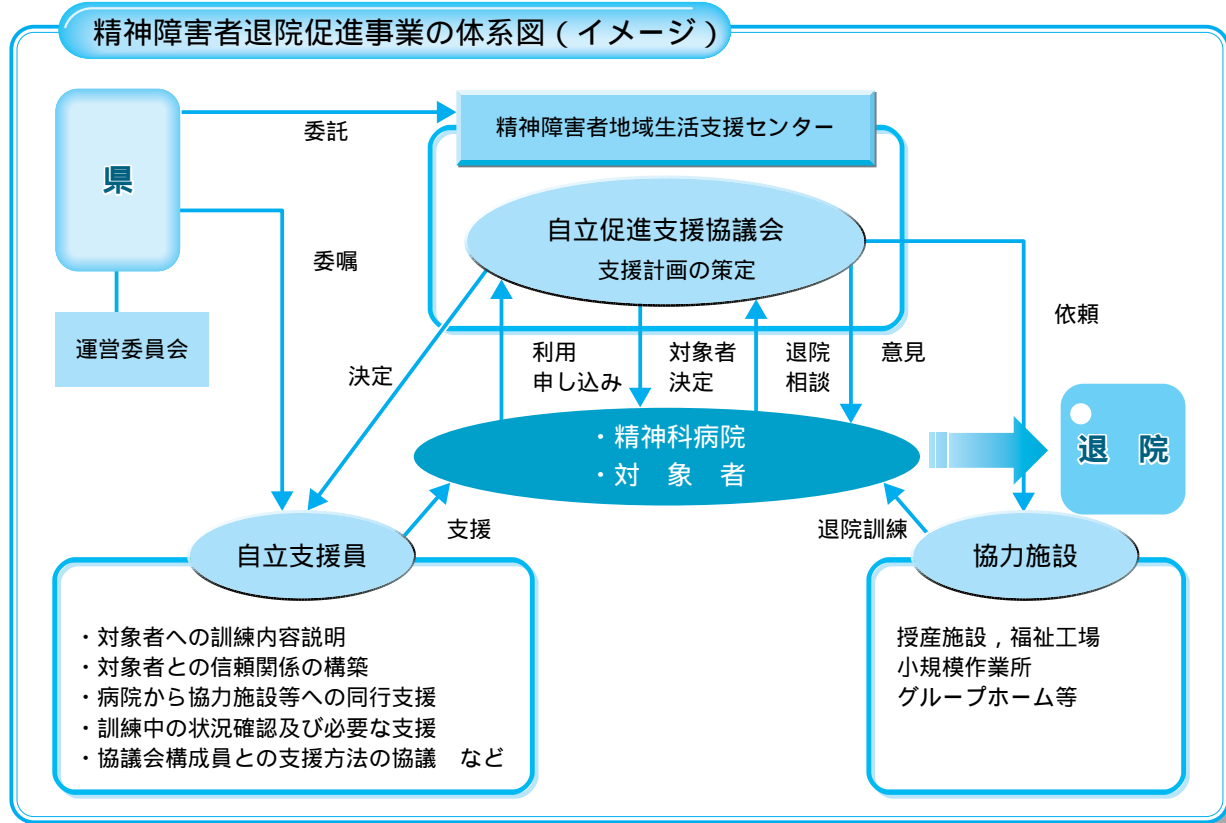
社会復帰対策等の充実

- 「条件が整えば退院可能」な精神障害者については、ケアマネジメント手法の活用などにより、関係機関が連携し、円滑に退院を促進することができるよう地域の実情に応じたシステムづくりを順次図ります。
また、精神障害者が地域生活を行うための、*生活訓練施設、福祉ホーム、*地域生活支援センターなどの社会復帰施設の整備について、地域バランスを考慮して行います。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するための在宅福祉サービスを計画的に整備するとともに、障害者が民間アパートなどに入居するための環境づくりを検討します。
- 精神障害者地域生活支援センターについては、在宅障害者の地域生活支援機能の充実を図るとともに、更に、退院促進のための中心的な役割を担う施設として、相談支援機能などの充実を図ります。
- 就労支援として、社会適応訓練事業については、市町村と連携し協力事業所の確保を図ります。また、雇用の促進に向け、公共職業安定所などとの連携を図ります。
- 精神障害者保健福祉手帳については、手帳所持者のプライバシーに配慮しながら、関係団体への働きかけ・要望などを行い、福祉サービスの充実を図ります。

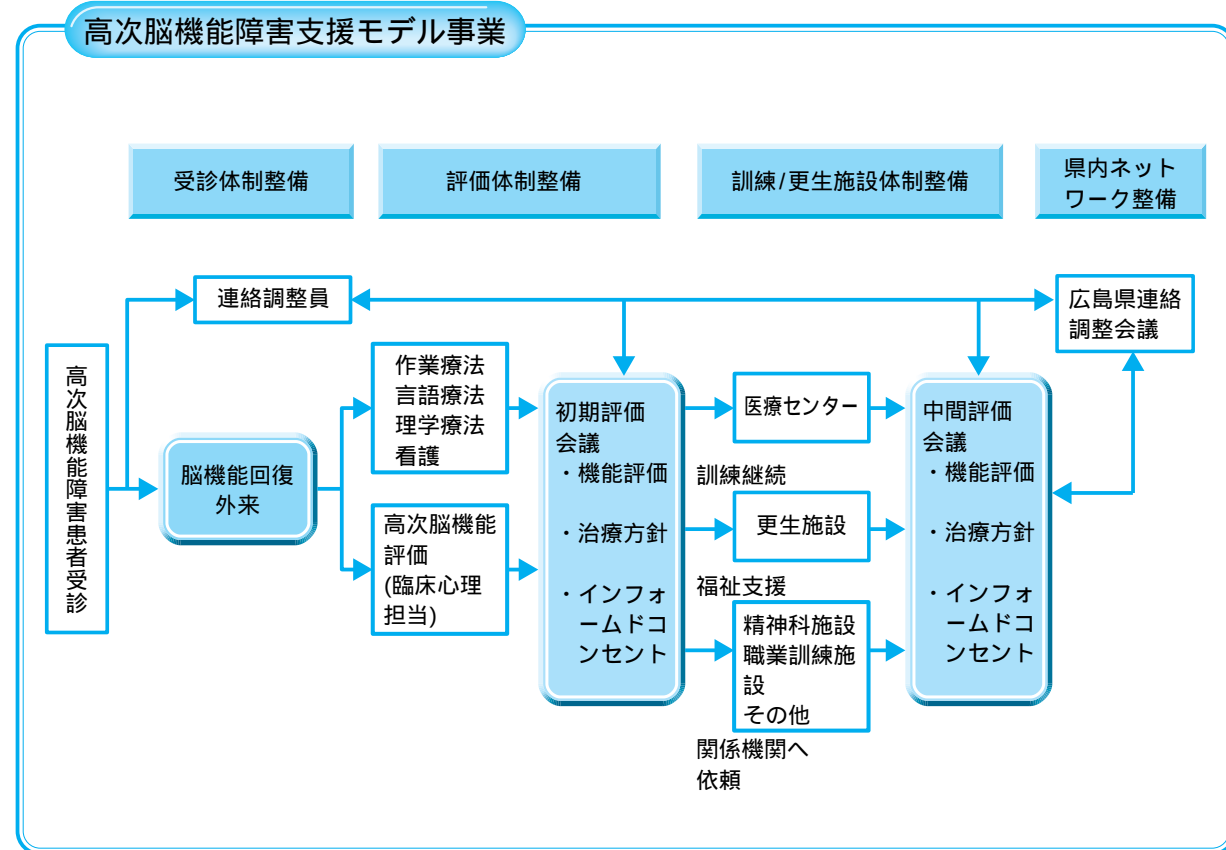
- 老人性痴呆疾患センターについては、相互の連携を図りながら専門医療相談、鑑別診断、人材育成などの機能の充実を図るとともに、センターの利用が促進されるよう広報啓発を行います。
- 国の新たな知見や当事者のニーズを踏まえつつ、精神保健福祉に関する相談・支援などの新たな手法の確立に努めます。
- 県立総合精神保健福祉センターにおいて、地域精神保健福祉を担う人材の資質向上のための研修の充実を図ります。また、同センターのホームページの掲載情報の充実を図ります。
- 高次脳機能障害者に対する医療、リハビリテーションについては、県内の関係医療機関が連携した実施体制の構築に努めます。高次脳機能障害者に対する相談・支援に努めるとともに、高次脳機能障害に対する理解が定着するよう、より一層の普及啓発に努めます。
- 県立総合精神保健福祉センターでのデイケアについては、新たな障害に重点化するなどの充実・強化を図るとともに、これまで蓄積した専門的技術、知識を踏まえて研修、技術支援を行います。
- 国が実施する、心身喪失などの状態で重大な他害行為を行った者に対する、地域での社会復帰施策について、県は関係機関と連携し、支援します。



精神障害者退院促進事業の体系図（イメージ）



高次脳機能障害支援モデル事業



教 育

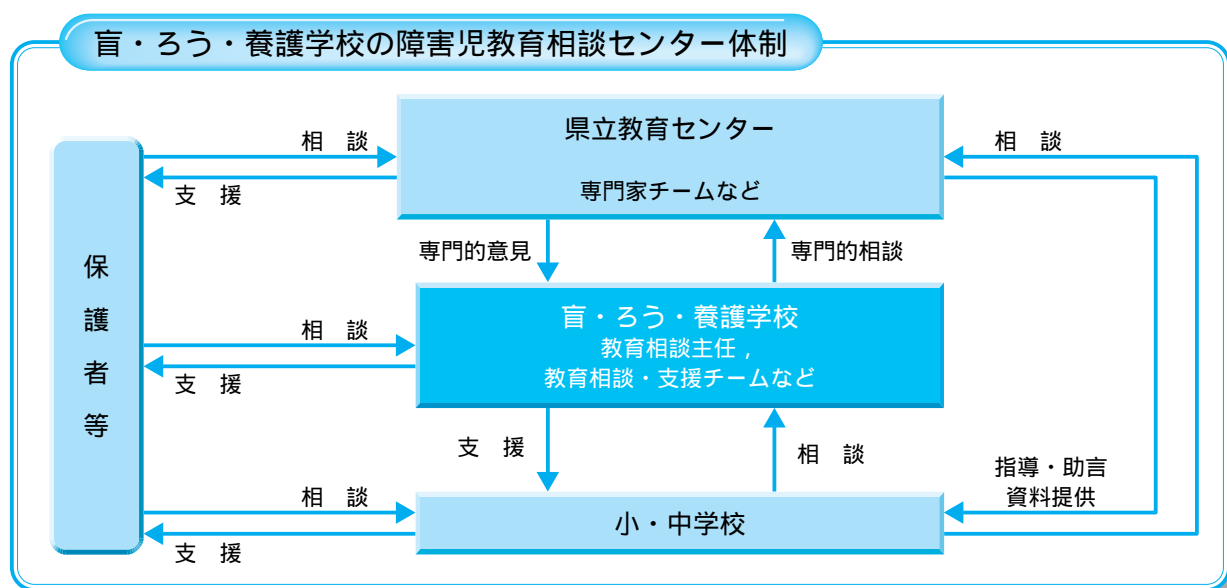
現状と課題

- 本県の障害児教育は、昭和54(1979)年の養護学校教育の義務制実施を節目として、整備・充実を図ってきましたが、20余年が経過した現在、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性が十分に発揮されていない状況もあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組が十分であるとはいえません。
- 現在の本県の障害児教育に必要なものは、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力や可能性を最大限に伸ばすための教育を行うこと、さらに障害のある幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばすための教育システムと教育内容を創造することです。

今後の取組

1 適正な就学指導及び教育相談体制の整備・充実

- 市町村に設置されている*就学指導委員会の機能の充実に向けた支援を行うため、市町村に対して、教育学、医学、心理学等に関する専門家の紹介や就学指導担当者に対する研修等を実施します。
- 教育、福祉、医療などの関係者が一体となった早期からの相談支援体制を整備するよう市町村教育委員会の取組を支援します。
- 保護者等に対して、相談機関や学校等の情報をホットライン教育ひろしま（ホームページ）に掲載したり、障害児教育に対する理解促進のためのガイドブックを作成するなど、相談支援に関する情報を幅広く提供します。
- 盲・ろう・養護学校では、地域の実態や家庭の要請などにより、障害のある幼児児童生徒又はその保護者に対して教育相談を実施したり、教員の専門性や施設・設備を生かした地域における障害児教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう学校体制を整備します。



2 盲学校，ろう学校及び養護学校の充実

- きめ細かな指導を充実していくためには，授業改善を目的とした取組を図ることが必要であり，盲・ろう・養護学校の共通課題として，次のことに努めます。
 - ・ 幼児児童生徒の障害の状態及び地域や学校の実態等に応じた教育課程の改善
 - ・ 個別の指導計画の作成及びそれに基づいた指導の改善・充実
 - ・ 盲・ろう・養護学校それぞれの専門性に基づくきめ細かな指導の充実及び，教育活動についての自己評価，必要に応じた外部評価，さらに評価結果の公表
- 一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応できる総合型の養護学校（知的障害と肢体不自由を併置した養護学校）の在り方を検討します。
- 軽度の知的障害のある生徒を対象とした職業的自立，社会的自立を目指した高等養護学校の在り方を検討します。
- 一人ひとりの障害の種類，程度に応じたきめ細かな指導を充実していくために，各学校の在籍者数やその教育効果，地域性などを勘案し，専門性を備えた盲・ろう・養護学校の適正配置を行います。

3 教員の専門性の向上

- 免許法認定講習により，盲・ろう・養護学校の特殊教育教諭免許状を保有していない教員が，一定期間内に免許を取得する体制を整えます。
- 国，大学，教育センターなどが主催する長期研修などへの計画的な派遣を行います。
- 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士などの専門家を特別非常勤講師として雇用するなどの方策を検討します。

4 小学校，中学校における障害児教育の充実

- 小・中学校に在籍する障害のある児童生徒が適正な就学により，それぞれの教育の場で

専門性の高い教育を受けることのできる指導内容や方法の充実を図るため、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育課程を編成するとともに、実践研究などに対する支援を充実します。

- 通常の学級に在籍する*学習障害(LD)、*注意欠陥/多動性障害(ADHD)、*高機能自閉症などの児童生徒への教育的対応については、県の研究成果や国における研究及び施策の動向などを踏まえ、支援体制の整備を図ります。

5 交流教育、職業的な自立、開かれた学校づくりの推進

- 学校相互が十分に連携を図り、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、学習指導要領に則った組織的、継続的な交流教育の効果的な推進を図ります。
- 障害者の雇用の促進と職業の安定を図る取組を推進するため、広島労働局と県の関係機関で組織する「障害者雇用連絡協議会」との連携を図り、就職率の向上などに取組みます。
- 家庭や地域社会と連携し、学校評価制度の活用や学校・家庭・地域のネットワークづくりに努めます。
- 障害の種類や程度に応じた情報機器の整備に努めます。

6 利用しやすい教育施設の整備

- 障害者などが学校施設を円滑に利用するため、学校施設のバリアフリー化を推進するように努めます。



雇用・就業

現状と課題

- 障害者が自立した生活を送る上で、経済基盤の確立が重要ですが、県内の障害者を取り巻く雇用環境は、民間企業における雇用率が引き続き*法定雇用率を下回るなど厳しい状況にあります。このため、事業主に法定雇用率を達成し、積極的な障害者雇用に努めていただく必要があります。
また、障害者の就業促進と職業的自立の重要性について、事業主をはじめ、広く県民に理解を深めるための啓発広報を充実する必要があります。
- 雇用・就業機会の拡大については、国などと連携して、障害者雇用事業所などへの各種の支援・助成措置を行っているほか、県独自で小規模作業所への助成や在宅就業研修などを実施しています。雇用・就業形態の多様化、情報技術の進歩などを踏まえ、支援措置の充実を図る必要があります。
- 精神障害者の就労支援については、一般の事業所において社会適応訓練事業を実施していますが、就労に結びつくケースが少ない状況にあるため、雇用の促進を図る必要があります。
- 障害者の職業訓練については、広島地域障害者雇用支援センターや*広島障害者職業能力開発校などにおいて、障害に応じた訓練科目を設定し職業訓練を推進していますが、訓練ニーズや雇用ニーズの変化に対応した能力開発・向上を図っていく必要があります。

今後の取組

1 雇用・就業の促進

啓発広報の強化

- 啓発資料を作成し事業主などに配布するとともに、ホームページなどを通じ、障害者の社会的自立に大きな意義を持つ就業の重要性について、継続的な広報・啓発に努めます。
- 障害者の雇用に積極的に取り組んでいる企業や事業所の事例を紹介することで、新たな取組の契機としていただき、就業機会の拡大を図ります。
- 県内の企業や経済団体を訪問し、法定雇用率の達成などの障害者の積極的な雇用について要請を行います。
- 各市町村などにおいて障害者の雇用が促進されるよう、国などと連携を図りながら助言に努めます。
- 雇用促進展を開催し、障害者の就業について県民の理解を深めます。

雇用・就業の機会拡大

- 障害者と事業主との就職面接会を関係機関と連携して開催します。
- *職場適応訓練費及び*職場適応奨励金の支給制度を活用し、就業機会の拡大や雇用の維持に努めます。

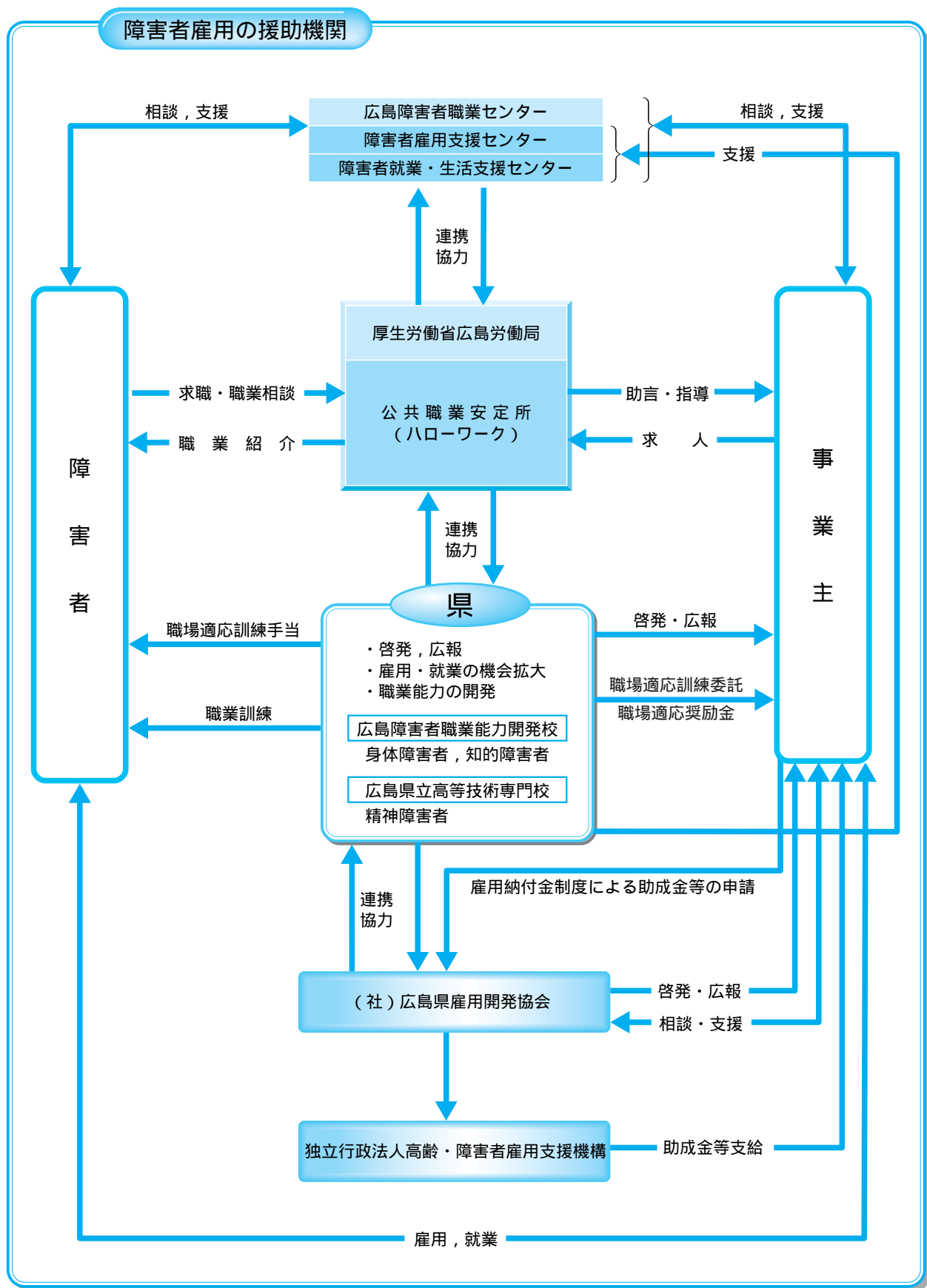
- 就業が困難な障害者に対し、職業的自立までの一貫した就業支援を行う広島地域障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターへの支援を行います。
- 在宅での就業を希望する障害者を対象として、ITを活用した研修を実施し、職域の拡大を図ります。
- 障害者多数雇用事業所などへの*官公需の発注については、国の検討状況も踏まえつつ、対象事業所の把握や障害者多数雇用事業所などへの受注機会の拡大について検討します。
- 県職員の採用試験においては、身体障害者を対象とした試験を実施しており、今後も身体障害者の雇用に努めます。
- 教員採用試験では、障害の程度に応じて、適性検査と実技試験の一部又はすべてを免除する特別選考を実施し、障害者の雇用に努めます。

2 就労の場の整備

- 通所による作業訓練などを行う通所授産施設、小規模通所授産施設の整備を推進し、働く場の確保を図るとともに、経済的自立が可能となるよう収入の確保を目指し、高利益が得られる授産事業の開発、研究、一般企業との連携、販路拡大のためのネットワークづくりなどについて検討します。
- *小規模作業所については、支援の目的を障害者の経済的自立の推進と位置付け、法定化を前提とした支援を行います。
- 一般就業が困難な障害者に就労の場を確保する身体*障害者福祉工場の整備を検討します。その整備に当たっては、就労者の住居の確保が重要であることから、身体障害者福祉ホームと隣接して整備し、職住近接した生活環境の実現を図ります。
- 精神障害者の社会適応訓練事業については、市町村と連携し協力事業所の確保を図ります。また、雇用の促進に向け、公共職業安定所などとの連携を図ります。

3 職業能力の開発

- 障害者の就業促進を図るため、その能力や適性に応じた職業訓練を実施します。
- 広島障害者職業能力開発校が中国・四国地域における障害者のための職業訓練の中核施設として、その機能が発揮できるよう、引き続き適正な維持管理・運営を行います。
- あらゆる機会を捉えた就職支援活動に取り組み、訓練生の就職率の向上に努めます。



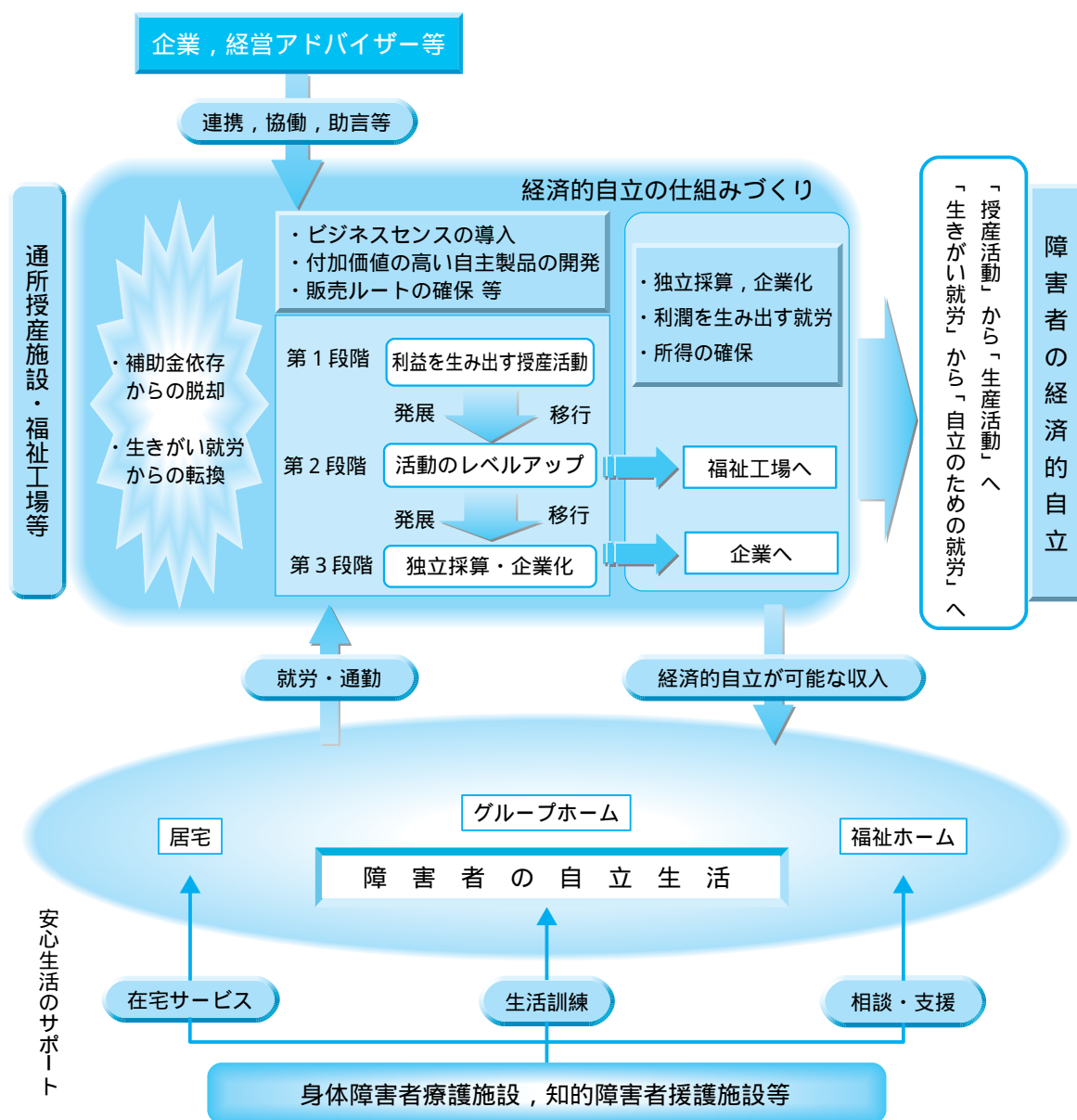
障害者の経済的自立を促進するためのしくみづくり

～ 補助金に依存した福祉的授産活動から利益を生み出す生産活動へ～

障害者の経済的自立支援の検討

行政，障害者福祉サービス関係者や民間企業などから幅広く意見を集約し，障害者の経済的自立を促進するための具体的な支援策などを検討する。

- ・ 先進事例等の調査・研究
- ・ 商品開発，販路の拡大，企業との連携の在り方
- ・ 具体的な支援策の取りまとめ（実践モデル）



生活環境

1 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

現状と課題

- 障害者の安心・安全な地域生活を確保するためには、建築物、道路、交通施設などにおける物理的なバリアの解消が必要です。
そのため、* 広島県福祉のまちづくり条例制定以降、様々な普及啓発事業やバリアフリー化事業にも取り組んでいますが、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。
- 今後、バリアフリーに配慮した建築物を増やしていくためには、建築主や設計者のバリアフリーに関する意識・理解を深めるための啓発が一層必要です。
- 交通バリアフリー法では、高齢者、身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進することとされ、* ノンステップバスなどの低床車両の導入や旅客施設などのバリアフリー化が求められています。
交通バリアフリーの実現のためには、国、地方公共団体とともに、公共交通事業者などによる理解と積極的な取組が必要です。

バリアフリーとは

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。（国の障害者基本計画（H14.12）から）

今後の取組

福祉のまちづくりの推進

- 障害者に対するバリア（物理的なバリア）の解消を推進することとし、障害者が積極的に地域に出て、地域の人とともに自由に行動し、日常的に地域社会の中で地域の人々と共に生活していけるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりを推進します。
- 福祉のまちづくりの理念の普及を一層図るため、福祉のまちづくり推進協議会を開催し、計画的、総合的な施策を推進します。
- だれもが暮らしやすい福祉のまちづくりを、行政、県民、事業者が一体となった県民運動として、一層推進します。
- 障害者が盲導犬や介助犬などを同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう理解の促進を図ります。



広島県福祉のまちづくりシンボルマーク

県の木と花「モミジ」をモチーフに、太陽にイメージを重ね、すべての人々が心豊かに、安全で快適な暮らしを謳歌している姿をデザインし、福祉のまちづくりの躍動感、輝きを表現しています。

住宅・建築物のバリアフリー化の推進

- 身体障害者などの利用に対応した*優良建築物を、インターネットを通じて公表し、バリアフリー化の必要性について社会的認識を高めるほか、事業者を対象とした啓発広報を推進します。
- バリアフリーに対応した建物を増やしていくために、税制上の特例の活用や低利融資制度の活用などの公的助成措置の周知・拡充を図っていくとともに、市町村に対し独自の助成制度措置の創設を働きかけます。
- バリアフリー化に対応した整備例を収集・検討することにより、より多くの人々が利用しやすい実態に即した整備方法を蓄積し、その活用を推進します。
- 公共施設については、*広島県福祉のまちづくり条例やハートビル法の適用基準を満たした施設となるよう整備を推進します。
- 障害者が安心して暮らせる居住環境の整備について、市町村において積極的な取組がなされるよう、県営住宅におけるモデル事例の情報提供などを行い、障害者に配慮した住宅の普及・啓発に努めます。

公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進

- 公共交通機関における移動の円滑化を促進するため、引き続き、市町村や公共交通事業者などが積極的に交通バリアフリー化に取り組むよう働きかけるとともに、国や市町村とともに交通事業者などを支援します。

とりわけ、一定規模の旅客施設（「特定旅客施設」）を中心とした地区においては、重点的・一体的に交通バリアフリー化が促進されるよう、引き続き、関係市町村の「移動円滑化基本構想」の策定などを支援します。

また、公共交通事業者などが実施するノンステップバスの導入や旅客施設のバリアフリー化などを引き続き支援します。

- 港湾旅客ターミナルについては、段差の解消や誘導ブロック、多目的トイレなどを設置しバリアフリー化に努めるとともに、今後、新たに整備する旅客ターミナルについては、ユニバーサルデザインなどに対応した施設整備を進めます。
- 広島空港においては、関係機関と連携を図り、事業者に対してより安全で利用しやすい施設の必要性を理解してもらうとともに、一層の整備を働きかけます。
- 市街地において、幅の広い歩道の整備、既設歩道の段差・勾配の改善、障害物の除去を実施します。
- 人の利用に供する新設の港湾緑地については、スロープ、休憩施設、身体障害者用トイレ

レ、身体障害者用駐車スペースなどに配慮した施設の整備に努めます。

更に、海岸整備について、安全かつ快適に水辺空間を楽しむことができるようにするため、緩傾斜の堤防、スロープ、休憩施設などの整備に努めます。

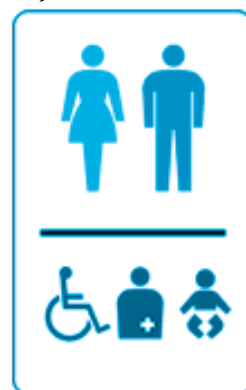
多目的トイレ

- 公共トイレの「身障者用トイレ」は「車いす対応トイレ」などと呼ばれていましたが、現在では「多目的トイレ」または「多機能トイレ」という名称に変わってきました。
- この多目的トイレを主に使用される方は、肢体不自由者（車いす利用者など）・視覚障害者・内部障害者（オストメイト）・乳幼児連れの家族・妊婦・高齢者などですが、それぞれの障害の特性に応じた利用しやすいトイレを設置するよう、法的にも環境面での整備が進んできています。

多目的トイレの設置率は高くなってきましたが、まだまだ必要な広さや設備が整っておらず、結果的に使いにくい・使えないという状況があります。このため、使用する人のそれぞれの障害や介助の状況を明らかにし、そのニーズから多くの方が使いやすい多目的トイレの整備を推進する必要があります。

【多目的トイレのマーク】

（例）



オストメイトとは...

- 直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い、腹部に便や尿の排泄口（人工肛門・人工膀胱（総称：ストーマ））を造設した人のことです。
- ストーマは排泄を自分でコントロールできないため装具を使います。
- お腹に装具（パウチ）をつけて便や尿を溜めて処理しています。

【オストメイトの方の使用に配慮したトイレのマーク】

オストメイトの方が困っていること

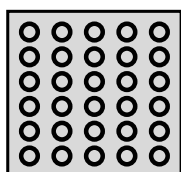
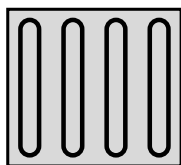
- 汚れた補装具（パウチ）や衣服、身体を洗う設備がない。
- 冬場、腹部を洗いたいのに水しか出ない。
- 着替えや補装具（パウチ）などを一時置きする場所がない。
- パウチを正しく装着できているかを確認したいが、下腹部が写る鏡がない。
- 外見上は健常者と変わらないので、入口表示が障害者用だけだと車いす用トイレに入りづらい。

オストメイトの方の使用設備に求められるもの

温水シャワー付きの専用流し台、手洗い洗面台、全身が写る鏡、物置棚、荷物掛け、ドライヤー用コンセント、蓋のついた汚物入など。



視覚障害者誘導用ブロック



- 視覚障害者が、足の裏の感触や、視覚（弱視の方）で明度差を感知するなどして、段差の予告や誘導される方向などの情報を得て移動するため、誘導用のブロックが敷設されています。
- 誘導用ブロックは、誘導の方向と線状ブロックの突起の方向を平行にして、できるだけ直線状に連続して敷設し、危険の可能性、歩行方法の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロックを敷設しています。
- 視覚障害者の移動の際に誘導用ブロックはなくてはならないものであり、ブロックの上に自転車などの障害物を放置してはいけません。
- 最近では、ブロックの中で発光するものや、突起はなくても周囲との硬さの差で感知できるようにしているものなど、色々と工夫されています。

2 安全な移動・交通対策の推進

現状と課題

- 障害者の移動を支援するため、自動車運転免許取得・改造助成などの支援や重度身体障害者のためのリフト付き乗用車運行事業が実施されていますが、一部の市町村に限られています。また、重度視覚障害者や*全身性障害者のガイドヘルパーの派遣についても未実施の市町村があります。これらの事業がより多くの市町村で実施されるよう努めていく必要があります。
- 交通事故死者数は減少しているものの、いまだ多くの尊い生命が交通事故の犠牲になるなど、障害者にとって道路交通環境は厳しいものとなっています。障害者に配慮した道路交通が確保されるよう努めていく必要があります。

今後の取組

- 自動車運転免許取得・改造助成などの支援や重度身体障害者のためのリフト付き乗用車運行事業などが市町村において実施されるよう支援します。
- 重度視覚障害者、全身性障害者、知的障害者のガイドヘルパーの派遣体制の整備を促進し、外出支援の充実を図るとともに、盲ろう者通訳介助員の派遣に努めます。
- 視覚障害者用付加装置付信号機など、障害者に配慮した交通安全施設の整備を推進し、交通事故の防止・削減を図ります。
- 運転免許センターにおいて、身体障害者の運転免許の取得・更新などに対する相談に対して的確に対応するとともに、運転適性検査を実施して、安全な移動の支援に努めます。

視覚障害者用付加装置付信号機等の交通安全施設

■ 高齢者等感応制御

高齢者等感応制御は、交通弱者（身体障害者・高齢者など）の横断が多い交差点で行われる制御で、押ボタンを押したり、視覚障害者などが所持したペンダント型などの携帯用発信機を操作したときに歩行者用の青時間を延長して交通弱者の交通安全を確保する制御です。

■ 視覚障害者用信号機

主に視覚障害者のための信号機で、歩行者の横断できる時間を、特定のメロディ（故郷の空）又は擬音（ピョピョとピヨ、カッコーとカカッコー）で知らせる信号制御機です。通常は道路鈔，触知板などを路面に設けた誘導施設を併設します。

■ 待時間表示装置

横断歩道で信号待ちをしている歩行者に対して、歩行者信号が青信号に変わるまでの待時間を、表示器の点灯量又は数字で知らせるものです。

身体障害者マーク【道路交通法第71条の5】



身体障害者マークの意味は...「四つ葉は幸福の象徴で優しさや思いやりで障害者にやさしい交通環境を目指す」です。

平成14年6月1日施行の改正道路交通法で、身体障害者標識の様式を、内閣府令で定められた高齢者マークと同様に車の前後に表示するよう努めることになりました。

このマークをつけた車が走行している場合、周囲の運転者は幅寄せや割り込みをしてはならないことになっています。

外出する上で困ること

障害者が外出した場合、街中や建物の中などで困ることや不愉快な思いをすることがあります。障害の種別や態様によって、困ることも様々ですが、一例をあげると、

身体障害者

視覚障害者の場合

- 点字ブロックの上に置かれた放置自転車や看板などで歩行が妨げらるること。
- 公共トイレの場所やトイレの男女区分がわかりづらいこと。

聴覚障害者の場合

- 銀行や病院などで自分の名前を呼ばれてもわからないこと。
- 踏切や道路で、電車や車が近づいて来てもわからないこと。

内部障害者の場合

- オストメイトの人は、補装具を処置する設備が少ないこと。(46ページ)

下肢障害者の場合

- 車いすを使用している人は、道路の段差が移動の際の支障になること。
- 公共的施設などの駐車場で一般車両が車いす専用駐車スペースを使っていること。

知的障害者

- 物事を理解することや意志表現が苦手なために、状況に応じた適切な行動が取れなかったり、コミュニケーションがうまくとれず、誤解を生じたりすること。

精神障害者

- 周囲の視線が気になって、不安になったり、緊張したりするため、身体的にも精神的にも疲れることが多いこと。

障害者が安全に外出したり、また安心してコミュニケーションをしたりすることができるよう、相手の立場に立って考えられる思いやりのある心を育むことが大切です。

障害のことを正しく理解し、障害者の人が困っておられたら、お手伝いをするよう心がけ、共に生きる社会を築いていきましょう。

一部「ふれあいをもとめて」(社会福祉法人 全国心身障害児福祉財団編集・発行)を参照

現状と課題

- 災害の未然防止や被害の軽減を図るため、「*自主防災組織による活動」や「自主避難」などの防災知識に基づく自主的な行動がきわめて重要ですが、そのための適切な防災情報の提供や自主防災の組織づくりに向けた支援が必要となります。
- とりわけ、災害弱者に配慮した体制づくりが必要ですが、自主防災組織の設立、活性化のための自主防災への認識やノウハウ、推進役となる人材が不足しています。
- 平常時においてはテレビ・ラジオ・各種広報媒体を活用し、防災、防火への備えなどの防災知識を普及していくことが重要です。
- 県民の安全を考える基本的な条例として、『*「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例』が施行され、いろいろな取組が行われていますが、障害者が犯罪被害に遭わないように、また、被害に遭ったときには素早く連絡できるようにしておくことが必要です。

今後の取組

防災対策

- 市町村からの被害情報を収集するとともに、県で取りまとめた被害情報を提供する「*被害情報収集提供機能」を本格的に運用し、迅速・的確な防災体制の構築を図ります。
- 平成13年芸予地震を教訓として、さらに今後発生が懸念される東南海・南海地震を想定した地震防災対策について、「*市町村地域防災計画」の見直しや、地域全体で障害者などの災害弱者の避難誘導、情報伝達、救助などの計画を充実するよう働きかけます。
- 障害者施設などの災害弱者関係施設に係る砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設の整備を推進します。また、インターネットや携帯電話などによる雨量や危険箇所情報の提供を更に充実させます。
- 各市町村で災害弱者の避難誘導、情報伝達、救助などの体制づくりが図られるよう自主防災組織の組織化を進めます。

また、自主防災組織の結成や育成・活動内容の充実を図るため、結成の方法などをまとめた手引書の作成やリーダー研修会などを実施します。

防犯対策

- 障害者が安全に、かつ安心して暮らせるよう犯罪情報などを提供します。また、障害者が事件・事故などに遭った際には、障害の特性に応じ、適切に対応します。
- 聴覚・言語に障害のある人が各種犯罪の被害者となった場合などの警察への通報手段として、引き続き*ファックス110番を設置するとともに、適切な利用方法について広報活動を実施します。

また、*聴覚障害者携帯メール110番については試験的開設を継続していくとともに、緊急通報として制度化していくための検討を継続します。

- 手話のできる警察職員を引き続き養成し、体制の拡充を図り、聴覚障害者の相談支援に努めます。

スポーツ・レクリエーション・文化・芸術

現状と課題

- スポーツ・レクリエーション活動や絵画，音楽などの文化・芸術活動を行うことは，県民の障害者に対する理解の促進と，障害者自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。
- スポーツについては，近年，障害者の国際競技大会や全国障害者スポーツ大会などの実施により，県民の障害者スポーツに対する関心は年々高まっているとともに，障害者スポーツの競技性の向上や多様なニーズへの対応が求められています。
- このため，健康維持・社会参加型スポーツの振興と競技力向上の両方の観点から，競技団体の組織化，指導員の確保，普及啓発活動などを総合的に推進する必要があります。
- レクリエーションについては，引き続き，地域において，だれもが気軽にレクリエーション活動に参加・交流できる機会を確保する必要があります。
- 文化・芸術については，障害のある人もない人もだれもが等しく文化・芸術活動を享受できる環境づくりを，より一層推進する必要があります。

今後の取組

1 スポーツの振興

- 障害者スポーツ団体の育成，スポーツ指導員の確保，普及啓発事業などを総合的に実施する障害者スポーツ協会の設立を促進します。
- 障害者スポーツ指導員の計画的な養成に努めます。
- 国際大会や全国障害者スポーツ大会への派遣を通じて，障害者スポーツの競技性の向上や普及を図ります。
- 身体障害，知的障害及び精神障害というように，障害種別ごとに開催されている県障害者スポーツ大会について統合し，一体的に実施することを検討します。
- 地域で開催されるスポーツ大会やスポーツ教室に対し，引き続き，支援を行います。
- スポーツ交流センター（おりづる）を中心としたスポーツイベントなどの充実を図ります。
- 障害者スポーツイベントのホームページなどのメディアを活用した広報活動を行うことにより，だれもが気軽に参加・交流できる場の確保に努めます。

障害者スポーツ指導員

障害者がスポーツ活動を行うためには、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導者の確保が不可欠です。

県では、毎年、計画的に障害者スポーツ指導員の養成を行っています。

《障害者スポーツ指導員登録者数》

(平成15年4月現在登録数)

	ス ポ ー ツ 指 導 員				(参考) スポーツコーチ
	計	初 級	中 級	上 級	
広 島 県	202	185	13	4	0
広 島 市	146	129	10	7	3

全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、国民の障害や障害者に対する理解と障害者の社会参加を推進するため、国民体育大会の秋季大会開催都道府県において毎年開催されています。

また、これまで別々に開催されてきた身体障害者と知的障害者の全国大会が平成13年度から統一開催されるとともに、更に本大会に精神障害者が公開競技として参加することとなりました。

本県においては、この全国障害者スポーツ大会へ、毎年、数十名からなる選手団を派遣しています。

競技種目 個人競技：陸上競技（競走，跳躍，投擲）

水泳，アーチェリー，卓球，フライングディスク，ボウリング

団体競技：バスケットボール，ソフトボール，バレーボール，サッカー等

公開競技：バレーボール（精神障害）

【広島県選手団のメダル獲得数等】

年度	身体障害者及び知的障害者				派遣選手数
	金	銀	銅	計	
平成13年(宮城県)	10	9	4	23	32
平成14年(高知県)	9	17	9	35	43
平成15年(静岡県)	15	11	6	32	35

スポーツ交流センター（おりづる）

県内すべての障害者スポーツの活動拠点として平成8年に開館したこの施設は、各種スポーツ大会・教室の開催，スポーツ団体やボランティアの育成・指導，障害者（児）施設やスポーツ大会などへ指導員の派遣など，広く障害者スポーツの普及・振興を目的とした事業を実施しています。

開館時間 9:00～21:00
（日曜日・祝日9:00～17:45）
休館 月曜日，祝日の翌日，年末年始等
主な利用施設 アリーナ，プール，トレーニング室，卓球室，調理実習室等

主な実施事業

- 各種スポーツ教室，文化教室
- 各種スポーツ競技大会（陸上，水泳，卓球，フライングディスク等）
- イベント・レクリエーション
- ボランティア，障害者スポーツ指導員養成
- 相談，情報提供
- 指導員の地域派遣

2 レクリエーションの振興

- 地域において，だれもが気軽にレクリエーション活動に参加・交流することのできる場の確保を図ります。
- 豊かな自然とのふれあいを推進するため，* 自然公園等施設の整備・改修については，引き続き，ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた，だれもが利用しやすい施設となるよう努めます。

3 文化・芸術の振興

- 県立文化施設の充実・整備を図るとともに，だれもが利用しやすい施設を目指します。
- 文化講演会などの開催に当たっては，手話通訳，要約筆記などの障害者が参加しやすい環境づくりに努めます。
- 文化・芸術活動に関する情報の幅広い提供に向け，利用者の立場に立った双方向の情報発信を行っていきます。
- 障害者の文化・芸術活動の機会を拡充するための，地域の文化・芸術を支える幅広い人材の育成に努めます。
- 地域において障害者が主体的に取り組む美術作品展などの文化・芸術活動への支援に努めます。

情報・コミュニケーション

現状と課題

- 近年の情報通信技術の発達により、障害者が情報の受発信をすることを容易にするのみならず、社会参加の機会が広がることや、就業の機会の拡大につながることから大きな関心事となっています。情報の入手や利活用の場において、格差が生じないように支援する必要があります。
- 障害者のコミュニケーションを支援する人材の養成を実施していますが、全市町村に設置されるよう支援していく必要があります。
- 視覚障害者や聴覚障害者などに対する情報提供については、*県立点字図書館や*広島県聴覚障害者センターにおいて各種事業を実施していますが、今後も引き続き実施していく必要があります。
- 県の広報紙、番組とも、限られた紙面、時間の中で一定の情報量を保つ必要があるものの、可能な限りユニバーサルデザインの考え方に基づいた広報活動を今後も行っていく必要があります。

今後の取組

1 利用しやすい情報環境の整備

情報バリアフリー化の推進

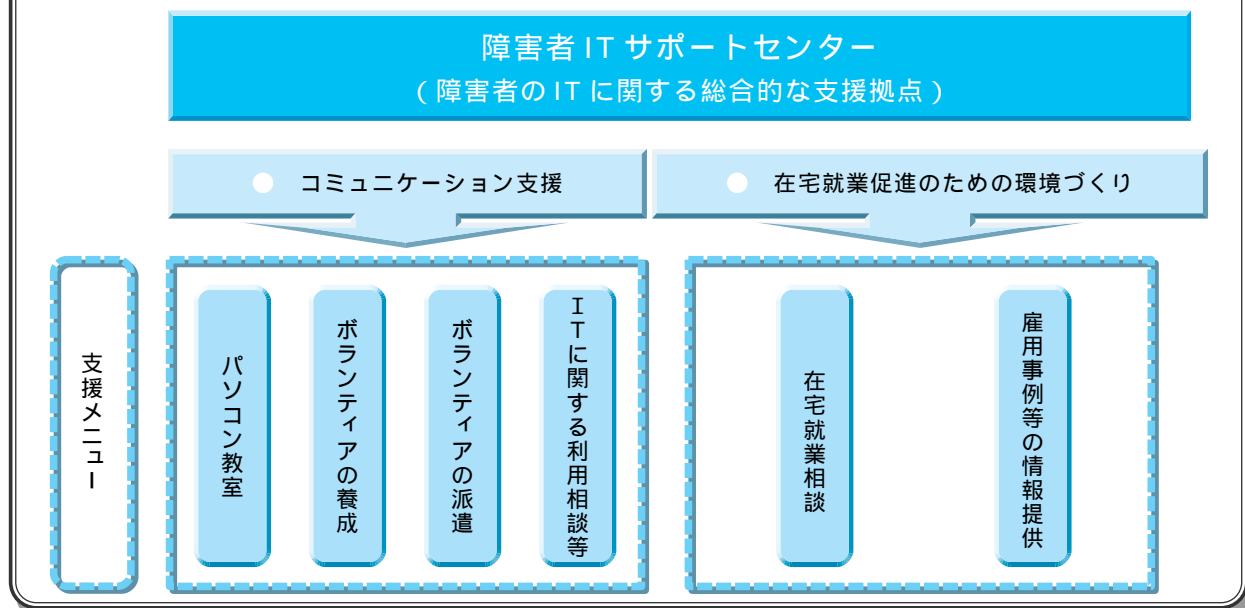
- パソコン操作の指導を行うパソコンボランティアの養成・派遣、IT関連情報の提供などを行い、障害者の情報格差の解消を推進する障害者ITサポートセンターを設置します。
- 重度の視覚障害者及び上肢不自由者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器などの購入に対し助成を行います。
- 日常生活用具の情報関連機器の周知と普及に努め、障害者の情報バリアフリー化を支援します。

障害者ITサポートセンターの概要

情報技術を利用した障害者の社会参加，経済的な自立を促進するための総合的なサポート体制の構築を図ります。

障害者の情報格差を解消するためのコミュニケーション支援

パソコンなどの情報機器を活用した在宅就業を促進するための環境づくり



情報提供の充実

- 全世帯向け広報紙「ひろしま県民だより～ふれあい」の点字版，テープ版の発行及び無料配布を継続します。
- テレビの広報番組については，聴覚障害者向けの「ふれあいひろしま」，「ちょっと教えて！広島県」及び「ふるさと通信」の字幕スーパーと，「おはよう！広島県」の手話通訳付き放送を継続実施します。また，文字多重放送を引き続き実施していきます。
- 「広島県政もみじファクス」（一部音声併用）による県政情報の提供や広島県ホームページを音声読み上げソフトに対応させるなど，県政情報の提供のため障害種別に対応したきめ細かい広報を引き続き実施していきます。
- 視覚障害者に対し送付する特別障害者手当等給付決定通知書などの障害者福祉に関する県の文書については，点字や*SPコードを添付するなど，引き続き分かりやすい情報の提供に努めます。
- 県立点字図書館において，点字図書や録音図書の整備，図書管理システムを一層充実させるとともに，視覚障害者情報提供施設としての機能の整備について検討します。

また，広島県聴覚障害者センターにおいて，テレビ番組などに字幕を挿入したビデオカセットの貸出サービスを一層充実するとともに，聴覚障害者情報提供施設としての機能の整備について検討します。

2 コミュニケーション支援体制の充実

- コミュニケーション施策の充実のため*手話奉仕員，*要約筆記奉仕員，*点訳・朗読奉仕員，*盲ろう者通訳介助者，*発声訓練指導者，*手話通訳者などの養成を充実します。
- 市町村におけるコミュニケーション支援をする人材の派遣体制の整備を促進し，特に，視覚と聴覚に重複した障害のある人に対する盲ろう者通訳介助者の派遣に努めます。

障害に応じたコミュニケーション施策

障害に応じた様々なコミュニケーション支援を行っています。
たとえば，聴覚障害者，視覚障害者に対しては...

聴覚障害者

（生まれつき聴覚に障害のある人（ろう者）や
発声言語を習得したあとに聴覚に障害をも
った人（中途失聴者・難聴者）など。

支援施設：広島県聴覚障害者センター

手話奉仕員，要約筆記奉仕員の養成・派遣
手話通訳者の養成・派遣
手話，字幕付き広報番組の放送
字幕入りビデオカセットライブラリーの貸出
県政もみじファクス，代理電話サービス など

視覚障害者

（視力の全くない人から弱視の人の他に，視
野欠損，視野狭窄，色覚異常等を伴ってい
る場合もあります。

支援施設：県立点字図書館

盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成
盲ろう者に対応した県ホームページの運用

点訳・朗読奉仕員の養成
点字図書，録音図書等の貸出し
点字版及び録音テープによる県広報紙の提供
障害者情報バリアフリー化支援



国際交流

現状と課題

- 国際化の進展にともない、障害者も国際競技大会の参加などを通じて、豊かな国際感覚をもって国際活動に取り組むことにより、自立や社会参加を促進する必要があります。
- また、近年、本県の外国籍県民は、増加傾向にあり、今後ますますの増加が予想されています。
- こうした中、障害のある外国籍県民にとっても、安心して暮らせるとともに、地域社会に参画できるような暮らしやすい生活環境を確保することが求められています。
- このため、障害のある外国籍県民に対し、インターネットなど様々なメディアを活用した各種情報の提供や相談への対応などを充実していく必要があります。

今後の取組

- 障害者スポーツの国際競技大会である「パラリンピック」や「フェスピック」などへの選手派遣の支援を行い、スポーツを通じた国際交流を促進します。
- 障害のある外国籍県民に対して、本県における医療・保健・福祉サービスをはじめとする各種生活情報などを、地域の国際化に資する情報を提供する「ひろしま国際情報ネットワーク（HIINT）」などを通じて提供するとともに、相談への対応を行います。
なお、情報の提供にあたっては、英語版のみでなく、多言語化に努めます。

パラリンピック

パラリンピックとは、4年に1回、オリンピックの直後に、原則として当該開催地で行われる障害者の国際競技大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

夏季大会は、昭和35年にローマ（イタリア）、冬季大会は、昭和51年にエーンシェルスビーク（スウェーデン）で第1回大会が開催されています。

日本においては、昭和39年に東京で第2回夏季大会が開催されています。

本県では、第7回長野パラリンピック冬季大会へ1名選手派遣を行っています。

フェスピック

フェスピック（極東・南太平洋障害者スポーツ大会）とは、東アジアと南太平洋の国々及び地域を対象に、おおむね4年ごとに開催される障害者のスポーツ大会で、日本の提唱により開催されるようになりました。

昭和50年に大分県（日本）で第1回大会が開催されています。

本県では、平成14年の第8回（釜山）大会へ2名選手派遣を行い、水泳において、銀メダル、銅メダルをそれぞれ1つずつ獲得しています。

アテネパラリンピック（第12回夏季大会）

開催期間 2004年9月17日～28日 参加国数 130か国（予定）

実施競技 19競技 陸上競技，水泳，卓球，アーチェリー，車いすテニス，
車椅子バスケットボール シットイングバレーボール，
ボッチャ等

広島国際情報ネットワーク「HIINT」



外国籍を含めた県民の国際活動を促進するため，内外の関係機関等とのネットワークを通じて収集した地域の国際化に資する情報を一元的に提供するホームページです。

通称をヒント（HIINT：Hiroshima・International・Information・Network）とし，県民が 国際活動を行なう際の「ヒント」になる情報ネットワークという意味を込めています。

ホームページのアドレス <http://hiint.hiroshima-ic.or.jp>

関連施策との連携

- 県の長期総合計画，県政中期ビジョンとの連携はもとより，障害者に関連する各種計画などと連携した施策の推進を図ります。

【広島県保健医療計画との連携】

障害の発生の予防又は障害を除去・軽減するための保健・医療やリハビリテーションの充実，障害者施策を推進する上で，主要な課題となっています。

障害者が生活の質を維持・向上させながら，自立と社会参加を促進するためには，適切な保健・医療サービスを総合的に提供できるよう，保健医療提供体制の整備を推進する必要があります。今後とも同計画との整合性を図りながら，保健・医療・福祉の各分野の連携に配慮した総合的な障害者施策の推進に努めます。

【ひろしま高齢者プランとの連携】

障害者やその介護者の高齢化が進行しつつある現在，高齢者の介護を含む保健・医療・福祉サービスの充実，提供体制づくり及び社会参加のための環境づくりを実施する高齢者施策との連携は不可欠であり，今後とも同プランとの整合性を図りながら，障害者施策の推進に努めます。

【こども夢プラン21との連携】

障害のある子どもが地域で安心していきいきと生活し，障害のある子どももない子どもと共に生きていることを実感できる社会を築いていくことを目指す同プランとの整合性を図りながら，障害者施策の推進に努めます。

【広島県障害児教育ビジョンとの連携】

ノーマライゼーションの理念を普及し，障害者施策を推進する上で，学校教育は非常に大きな位置を占めます。特に，幼少期からの専門性に基づく障害児教育を実施することは，大変重要です。このため，今後とも同ビジョンとの整合性を図りながら，障害者施策の推進に努めます。

【広島県人権啓発推進プランとの連携】

障害や障害者の理解の促進を図る上で，人権尊重の理念の普及を目的とした人権啓発を推進する人権施策との連携は不可欠です。このため，今後とも同プランとの整合性を図り，ノーマライゼーションの普及啓発に努めます。

【広島県男女共同参画基本計画との連携】

障害者の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、男女が共にいきいきと安心して暮らせる社会は、男女共同参画社会につながるものであることから、同計画との整合性を図り、障害者施策の推進に努めます。

【ITひろしま行動計画2005との連携】

障害者に対する情報・コミュニケーションのバリアの解消のためには、同計画に掲げるIT施策との連携は不可欠であり、今後とも同計画との整合性を図りながら、障害者施策の推進に努めます。

【ユニバーサルデザインひろしま推進指針との連携】

「すべての人があらゆる場面で障壁を感じることなく、安全で安心して生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会の実現」を目指す同指針との連携は不可欠であり、今後とも同指針との整合性を図りながら、障害者施策の推進に努めます。

【広島県国際化推進プラン2005との連携】

障害者においてもスポーツを通じた国際交流が盛んに行われるようになってきています。国際的な視野を広げることにより、障害者の自立と社会参加を促進するため、同プランとの整合性を図りながら、障害者施策の推進に努めます。



第 5

重点実施事業

(前期5か年計画 [平成16～20年度])

1 基本的考え方

- 重点実施事業とは、障害者プランの基本的方向を踏まえ、「在宅サービスの充実」、「住居や就労の場の確保」、「生活環境の整備」、「相談支援体制の整備」など、障害者の地域生活への移行を促進するための施策などについて、前期5年間の達成目標を設定し、重点的に取り組む事業のことです。
- 達成目標については、障害者の動向、障害者福祉サービスのニーズ、現行の障害者プランの進捗状況などを踏まえて、数値目標などを設定しています。
- また、各地域の実情などを踏まえ、広域的な取組が必要な事業については、障害保健福祉圏域毎に数値目標の設定をしています。

ただし、市町村合併などの状況により、必要に応じて、圏域や数値目標の見直しを行う必要があります。

2 重点実施事業（事業別・圏域別）

（1）事業別一覧

	事業又は項目	圏域等	設定単位	平成15年度末 見 込	平成20年度 達成目標	備 考
1	ホームヘルプサービス事業 （身体・知的障害者、障害児）		延時間	467,415時間	1,133,885時間	
2	ホームヘルプサービス事業 （精神障害者）		延利用者	1,800人	3,000人	
3	身体障害者デイサービス事業		事業所	13事業所	26事業所	
4	知的障害者デイサービス事業		事業所	11事業所	19事業所	
5	障害児通園（デイサービス）事業		定 員	98人分	158人分	
6	重症心身障害児（者）通園事業		施 設	2 施設	7 施設	
7	身体障害者短期入所事業 （ショートステイ）		専 用 ベッド	78床	101床	
8	精神障害者短期入所事業 （ショートステイ）		市町村	24市町村	全市町村	
9	知的障害者地域生活援助事業 （グループホーム）		定 員	205人分	330人分	
10	精神障害者地域生活援助事業 （グループホーム）		定 員	57人分	112人分	

事業又は項目		圏域等	設定単位	平成15年度未 見 込	平成20年度 達成目標	備 考
11	精神障害者生活訓練施設 (援護寮)		定 員	120人分	160人分	
12	身体障害者福祉ホーム	-	定 員	10人分	20人分	
13	知的障害者福祉ホーム	-	定 員	50人分	70人分	
14	精神障害者福祉ホーム		定 員	144人分	174人分	
15	身体障害者福祉工場	-	定 員	50人分	90人分	
16	身体障害者通所授産施設		定 員	150人分	230人分	
17	知的障害者通所授産施設		定 員	950人分	1,250人分	
18	精神障害者通所授産施設		定 員	195人分	235人分	
19	精神障害者地域生活支援センター		施 設	11施設	14施設	
20	小規模通所授産施設 (身体・知的・精神障害者)	-	か 所	23か所	64か所	
21	障害児 (者) 地域療育等支援事業		か 所	10か所	12か所	
22	自閉症・発達障害支援センターの 整備		か 所	-	1か所	
23	精神障害者退院促進支援事業によ る退院者の促進		人	-	150人	
24	ユニバーサルデザインの 取組の推進		市町村	43市町	全市町村 (H17)	普及啓発活動
25	健康増進計画の策定	-	市町村	5市町	全市町村	
26	学校教育における障害児教育の 推進		障害児教育を 受けている児 童生徒の割合	1.26%	1.48%	
27	盲学校、ろう学校及び養護学校の 特殊教育教諭免許状保有率の向上		保有率	43.4%	80%	県立盲、ろう、 養護学校
28	広島障害者職業能力開発校修了生 の就職率の向上		就職率	49.4% (H14修了生)	83%	
29	旅客施設のバリアフリー化の推進		バリアフリ ー化の割合	24.1%	60%	1日当たり利 用者数5,000人 以上の旅客施設
30	ノンステップバスの導入の推進		ノンステップ バスの割合	2.2%	20～25% (H22)	

	事業又は項目	圏域等	設定単位	平成15年度末 見 込	平成20年度 達成目標	備 考
31	障害者に対応した交通安全施設等の整備		施 設	303基	401基 (H19)	
32	手話のできる警察職員の養成		人	82人	137人	
33	障害者スポーツ指導員の養成		人	197人	332人	
34	自然公園等の公衆トイレの整備		整備率	44.7%	58%	
35	障害者ITサポートセンターの整備		か 所	-	1か所	

(注1) 圏域等の欄の 印は、障害保健福祉圏域毎の達成目標を設定している。

(注2) 圏域等の欄の 印の事業は、政令市（広島市）を含んだ達成目標を設定している。

(注3) 圏域等の欄の 印の事業は、中核市（福山市）を含んだ達成目標を設定している。



(2) 障害保健福祉圏域別一覧

事業又は項目	設定 単位	区 分	障 害 保 健 福 祉 圏 域							
			広島	広島西	広島 中央	呉	尾三	福山・ 府中	備北	計
1 ホームヘルプサービス 事業（身体・知的障害 者、障害児）	延時間	H15未見込	69,615	43,095	66,300	112,710	89,505	36,465	49,725	467,415
		H20目標	136,808	90,771	157,463	262,013	236,368	126,489	123,973	1,133,885
2 身体障害者 デイサービス事業	事業所	H15未見込	4	3	3	2		1		13
		H20目標	5	3	3	5	5	2	3	26
3 知的障害者 デイサービス事業	事業所	H15未見込		2	2	3	3	1		11
		H20目標	2	2	3	4	4	2	2	19
4 障害児通園 （デイサービス）事業	定員	H15未見込			20	38	25	15		98
		H20目標	12	12	20	42	38	22	12	158
5 重症心身障害児（者） 通園事業	施設	H15未見込			1				1	2
		H20目標	1	1	1	1	1	1	1	7
6 身体障害者短期入所事 業（ショートステイ）	専用 ベッド	H15未見込	7	8	38	5	6	3	11	78
		H20目標	10	8	38	11	16	7	11	101
7 知的障害者 地域生活支援事業 （グループホーム）	定員	H15未見込	4	13	58	9	46	71	4	205
		H20目標	20	20	80	35	60	100	15	330
8 精神障害者 地域生活支援事業 （グループホーム）	定員	H15未見込	6		5	11	30		5	57
		H20目標	11	10	15	16	30	30		112
9 精神障害者生活訓練 施設（援護寮）	定員	H15未見込		20	20	20	60			120
		H20目標	20	20	20	20	60	20		160
10 精神障害者福祉ホーム	定員	H15未見込	20	40	20	30	10	24		144
		H20目標	20	40	20	30	20	44		174
11 身体障害者 通所授産施設	定員	H15未見込	30	20	20	20	40		20	150
		H20目標	30	40	40	20	40	20	40	230
12 知的障害者 通所授産施設	定員	H15未見込	90	80	156	175	250	130	69	950
		H20目標	120	110	216	215	310	180	99	1,250
13 精神障害者 通所授産施設	定員	H15未見込	30		45	20	80		20	195
		H20目標	30	20	45	20	80	20	20	235
14 精神障害者地域 生活支援センター	施設	H15未見込	1	1	2	3	2	1	1	11
		H20目標	2	1	2	3	2	3	1	14
15 障害児（者） 地域療育等支援事業	か所	H15未見込	1	1	2	1	1	3	1	10
		H20目標	1	1	2	2	2	3	1	12

（注１） 印の事業は、中核市（福山市）を含んだ達成目標を設定している。

3 施策体系別主要事業一覧

施策体系	事業名等	事業概要
啓発広報		
1 啓発広報の推進	ユニバーサルデザインひろしま推進事業	ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るための、普及啓発活動を行う。
	ふれ愛プラザ運営事業	障害者福祉情報の発信や交流促進を図る場となる福祉公共スペース（ふれ愛プラザ）の運営を支援するとともに、県民への障害者福祉への関心を高めるための啓発を行う。
	精神保健福祉普及啓発講習会の開催	県内2地域において、地域住民を対象とした、講演会方式の普及啓発のためのイベントを開催する。
	障害者スポーツに関する啓発広報事業	障害者スポーツの振興を図るための、普及啓発イベントや広報誌の発行を行う。
	広島県障害者ふれあいランドの開催	「総合福祉展」（福祉保健部）の開催に併せて「雇用促進展」（商工労働部）を同じ会場で実施し、県民に対して障害者福祉や障害者の雇用・就業の促進について啓発を行う。
2 福祉教育等の推進	「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者の日のポスター」の周知	福祉教育の一環として、内閣府の「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者の日のポスター」事業に協力して、幅広く県内の学校や福祉施設などに周知する。
3 障害者及び障害者団体等の自主的活動の促進	団体活動の促進	障害や障害者への理解促進に大きな役割を果たしている団体の自主的活動に対して助成する。
保健・医療・福祉		
1 障害の原因となる疾病等の予防・治療体制の充実	先天性代謝異常等検査事業	新生児を対象として、放置すると知的障害などの症状を引き起こす疾病を早期発見し、治療につなげることで、障害の発生を予防する。
	1歳6か月児健康診査への助成	心身に障害のある児童を早期に発見し、適切な指導により障害の進行の未然防止、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行う市町村に対して助成する。
	乳幼児等発達相談指導事業	長期にわたり療養を必要とする児童へ療育相談指導等を行うことにより、健康の保持・増進及び福祉の向上を図る。
	3歳児健康診査への助成	身体発育及び精神発達面から重要な時期である3歳児を対象として、疾病の予防又は健康の保持増進に必要な保健上の注意や助言、日常生活上の保健指導の前提となる診察及び諸検査、これに付随する指導・助言を行う市町村に対して助成する。
	1歳6か月・3歳児精神発達精密健診等	1歳6か月児及び3歳児健康診査において、特に精神発達面などで専門的指導が必要と認められた場合に、市町村からの依頼により児童相談所の心理判定員が精密検査、事後指導を行う。
	周産期医療システム運営事業	周産期医療情報ネットワークの運営、周産期医療関係者への研修、周産期に関する調査・研究を実施する。
	新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見、早期療育を推進するため、新生児に対して聴覚スクリーニング検査を実施する。
	老人保健事業	寝たきりや生活習慣病のリスクファクターの軽減を図るため、健康相談、健康診査、訪問指導等を実施することにより、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努める。
2 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実	臓器移植普及推進事業（角膜・腎バンク）	（財）ひろしま角膜・腎バンクが設置する広島県臓器移植連絡調整者（臓器移植コーディネーター）及び臓器移植の普及啓発活動などに対して助成する。
	骨髄バンク等推進事業（骨髄・さい帯血バンク）	骨髄バンクドナー登録を推進するため、関係団体と協議会を開催するとともに、骨髄バンクなどに関する普及啓発活動を実施する。

施策体系	事業名等	事業概要
2 障害者に対する適切な保健・医療サービスの充実	地域リハビリテーション評価・推進事業	市町村が実施する地域リハビリテーションを支援する体制を活用し、広域的・専門的立場から市町村における地域リハビリテーションの取組について総合的な評価、必要な技術的援助を行い、高齢者の介護予防と生活の質の向上を図る。
	広島県救急医療情報ネットワーク	医療機関関係者などと連携して、救急医療情報ネットワークシステムを運営する。
	未熟児養育医療の給付	病院等に入院して養育を必要とする未熟児については、指定養育医療機関において、その養育に必要な医療の給付を行う。
	育成医療の給付	身体障害児及び放置すれば将来、障害を残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果が期待できるものに医療の給付を行う。
	更生医療の給付	身体障害者の障害を除去又は軽減することで日常生活能力や職業能力を回復し獲得させるものに医療の給付を行う。
	進行性筋萎縮症者療養等給付事業	国立療養所等に委託し、進行性筋萎縮症者に対して、必要な訓練、治療及び生活指導を行う市町村に対して助成する。
	重度障害者医療の給付	重度障害者の医療の給付を行う。
	特定疾患治療研究事業	原因不明で、かつ治療方法が未確立のいわゆる難病のうち、治療が極めて困難で、医療費も高額である特定疾患のある患者に対して、医療費の公費負担を行う。
	小児特定疾患治療研究事業	小児の慢性疾患に関する治療研究を推進し、併せて患者家庭の医療費の公費負担を行う。
	心身障害者歯科診療確保事業	心身障害児（者）に対する歯科診療体制を確保する。
3 研究・開発の推進	口腔リハビリテーション専門医養成事業	摂食・嚥下機能の回復など、口腔機能のリハビリテーションの指導ができる歯科医師を養成する。
	県立大学重点研究事業 （注）平成17年度に、広島県立大学、県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大学を統合し、県立広島大学を開学予定	県立3大学において、研究活動の活性化を図るとともに、福祉をはじめとする行政施策や産業活性化・地域振興に積極的に貢献することを目的として「重点研究事業」を推進する。
	福祉関連産業創生プロジェクト推進事業	産学官民で構成する福祉関連産業創生プロジェクト推進協議会を中核に、福祉関連産業情報システムを利用した情報交流と利用者ニーズにあった福祉用具の研究開発の支援を実施する。
4 生活支援体制の整備	福祉関連用具開発等	次世代共生環境の創出に関する研究を実施する。 （研究期間：16～18年度の3年間）
	児童相談所の運営	各種問題の相談に応じ、必要な調査・判定を行い、その結果に基づき、児童や保護者を育成指導するための児童相談所を運営する。
	家庭児童相談室の設置	県及び市町村が設置する福祉事務所において、障害児の相談、指導活動を実施するための相談室を設置する。（県は職員が相談に応じている。）
	「子ども何でもダイヤル」電話相談事業	中央児童相談所に、高度の専門的知識、技術を有する相談員を設置し、子どもに関するあらゆる相談に電話で応じ、保護者や児童自身の不安や悩みの解消を図る。
	身体障害者更生相談所の運営	身体障害者の更生のための各種相談、指導及び判定を行う更生相談所を運営する。
	身体障害者相談員の設置	更生支援の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域福祉活動の推進、福祉思想の普及などを行うための相談員を設置する。
	ろうあ者専門相談員の設置	聴覚障害者からの各種相談に応じ、必要な助言・指導等を行うため、ろうあ者専門相談員を県地域事業所などに設置する。

施策体系	事業名等	事業概要
4 生活支援体制の整備	進行性筋萎縮症者（児）療養相談事業	在宅生活を希望する進行性筋萎縮症者（児）やその家族に対し、在宅生活に必要な様々な情報（日常生活、療育方法など）を提供する。
	在宅重度身体障害者訪問診査事業	更生相談所の巡回相談に参加困難な在宅の重度身体障害者を医師、看護師、理学療法士、保健師、身体障害者福祉司などが訪問して、健康診査及び更生相談を行う。
	知的障害者更生相談所の運営	知的障害者の更生のための各種相談、指導及び判定を行う更生相談所を運営する。
	知的障害者相談員の設置	更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉思想の普及などを行うための相談員を設置する。
	障害児（者）地域療育等支援事業	在宅の心身障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、各種健康診査を実施する。
	難病相談会の開催	難病患者家族を支援するため、保健所において難病相談会を開催する。
	難病相談事業	難病相談・支援センター及び保健所において、難病患者及びその家族の不安解消を図るため、相談事業を実施する。
	難病相談・支援センター	難病患者・家族の総合的な支援を図るため、難病相談・支援センターを設置し、難病相談や在宅難病患者に対する入院施設確保事業など、各種事業を実施する。
	福祉サービス苦情解決事業	福祉サービスの利用や提供内容に関する利用者からの苦情について、事業者独自での解決が困難な事例に対応するため、「運営適正化委員会」を設置し、苦情解決に向け、相談・助言・事情調査及びあっせんなどを行う。
	福祉サービス利用援助事業	広島県社会福祉協議会などにおいて、知的障害者や精神障害者等に対し、福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理を行う。
5 在宅サービスの充実	「障害者の権利相談ダイヤル」運営事業	「障害者の権利相談ダイヤル」を実施する。
	障害児保育環境改善事業	障害児の保育に必要な設備の整備、軽微な改修や遊具・器具などの設置又は更新などの環境改善を実施する市町村に対し助成する。
	ホームヘルプサービス事業	自宅での生活において、各種困難のある障害者が、指定居宅介護事業所が行う、身体介護、家事援助、日常生活支援などのサービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	身体障害者短期入所事業	在宅の重度身体障害者を一時的に身体障害者更生援護施設などに保護するサービスを当該障害者の家族などが利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	日常生活用具給付事業	在宅の重度障害者の日常生活の便宜を図るため、浴槽や訓練用ベッドなどの日常生活用具を給付又は貸与する市町村に対して助成する。
	補装具の交付・修理	身体障害者（児）の損失部位の代償・補完を図るための補装具の交付・修理を行う市町村に対して助成する。
	身体障害者デイサービス事業	在宅の障害者が、指定デイサービス事業所が行う、入浴・食事サービス、文化的活動や機能訓練などの各種サービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	生活訓練等事業	視覚障害者歩行訓練事業、生活行動訓練事業、難聴者生活訓練事業、聴覚障害者生活行動訓練事業、オストメイト社会適応訓練事業を福祉関係団体に委託して行う。
	市町村障害者社会参加促進事業（地域生活支援事業）	障害者の社会参加を推進するに当たり、生活訓練事業、地域生活アシスタント事業、本人活動支援事業、家族相談員紹介事業、ボランティア活動支援事業、ピアカウンセリング事業、福祉機器リサイクル事業を実施する市町村を支援する。

施策体系	事業名等	事業概要
5 在宅サービスの充実	障害者社会参加推進センター設置運営事業	障害者の地域における自立生活と社会参加の促進を図るため「広島県障害者社会参加推進センター」を設置・運営する。
	身体障害者補助犬育成事業	補助犬（盲導犬）を必要とする重度の視覚障害者に対し、盲導犬を支給する。なお、将来的には、介助犬、聴導犬の支給も行う。
	特別障害者手当等支給事業	日常生活において、常時介護を必要とする程度の状態にある在宅の重度障害者に対し、手当を支給する。
	療養援護事業	重度の障害者などが、15日以上継続入院した場合に療養援護費を支給する。
	障害児（者）短期入所事業	在宅での介護が一時的に困難となった知的障害者（児）が短期間生活する場を提供する指定デイサービス事業所が行うサービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	障害児通園（デイサービス）事業	早期療育の充実を図るため、障害児が指定デイサービス事業所が行う指導・訓練などのサービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	重症心身障害児（者）通園事業	在宅の重症心身障害児（者）が通園して、日常生活動作、運動機能などの必要な療育を受け、保護者などに家庭における療育技術などを習得させる。
	知的障害者デイサービス事業	地域において就労することが困難な在宅の障害者が、指定サービス事業所が行う入浴・食事サービス、文化的活動や機能訓練などの各種サービスを利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	知的障害者生活支援事業	知的障害者通所療育などに知的障害者生活支援センターを設け地域において自活している知的障害者に必要な支援を行う。
	知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）	知的障害者が一般の住宅で共同生活を営む場を提供し、食事提供及び金銭管理などの生活援助を行う指定事業所を利用したときに支援費を支給した市町村に対し助成する。
	身体障害者福祉ホームの運営助成	身体障害者に居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するため、身体障害者福祉ホームの運営に対し助成する。
	知的障害者福祉ホームの運営委託	知的障害者に居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するため、知的障害者福祉ホームの運営に対し助成する。
6 施設サービスの活用	県ボランティアセンター事業費補助金	住民参加型福祉社会の実現に必要なボランティアに関する総合的な育成やその活動の支援などをするため、広島県社会福祉協議会が設置している県ボランティアセンターの基盤整備を図り、福祉教育、ボランティアコーディネーター養成研修及び広報啓発などに対し助成する。
	地域生活推進特別モデル事業	相談支援の円滑な推進を図り、障害者（児）の地域生活支援体制の整備を行う市町村に対して助成する。
	障害者関係施設の整備（身障・知的）	障害者関係施設（授産、療護、更生援護、福祉ホーム、福祉工場など）の整備を行う。
	身体障害者更生援護施設入所者更生訓練費、就職支度金の支給	社会復帰の促進を図るため、施設での職業能力訓練に要する経費を支給するとともに、更生訓練終了後、就職、自営のため施設を退所するものに対して支度費を支給する。
	授産施設の相互利用（身障・知的）	授産施設を障害種別を越えて利用している障害者に係る経費を支出する町村に対して助成する。
	県立障害者関係施設の運営・整備	県立障害者（児）施設（身体障害者リハビリテーションセンター、心身障害者コロニー、福山若草園、大野寮）の運営及び修繕など整備を行う。
	社会福祉施設職員退職手当共済補助金	民間社会福祉施設などに従事している職員及び市町村社会福祉協議会などに勤務する常勤ホームヘルパーなどの処遇の充実を図るため、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済事業に助成する。

施 策 体 系	事 業 名 等	事 業 概 要
6 施設サービスの活用	民間社会福祉施設 設備費等補助金	社会福祉法人などが行う介護用機器、厨房機器などの設備整備及び施設の小規模修繕に対し助成する。
	介護実習 普及センター事業	福祉用具やモデルルームを展示するとともに、福祉用具の適切な使用や住宅改修などについて情報提供を行う。
	社会福祉人材 育成センター設置事業	(社福)広島県社会福祉協議会設置の社会福祉人材育成センターにおいて、総合的な福祉人材の確保・養成対策を推進するため、啓発広報、就労斡旋及び研修などを実施する。
7 サービスの質の向上	歯科衛生士養成所 巡回臨床実習教育事業	障害者の口腔機能の保持・増進を図るため、歯科衛生士へ障害者などに対する口腔ケアなどの専門的な技術を習得させる。
	広島県立保健福祉大学で の人材養成 (注)平成17年度に、広島県立 大学、県立広島女子大学及び 広島県立保健福祉大学を統合し、 県立広島大学を開学予定	障害のある人の多様な需要に対応できる各種専門従事者の養成を行う。
8 精神保健・医療・福祉 施策の総合的な取組	「こころの電話」相談事業	広島県精神保健福祉協会に委託して、県民の心の健康に係る悩み・トラブル等の電話・メールによる相談窓口として「こころの電話」を実施する。
	精神科救急医療システムの 整備	救急情報センター及び精神病院を救急医療施設として指定し精神科救急体制を整備するとともに、精神科救急医療情報ネットワークシステムを整備し、精神科救急に関する相談の迅速化・高度化、各医療機関の情報の共有化を図る。
	精神病院入院患者 処遇向上対策事業費	措置入院者及び医療保護入院者に対する適正な精神医療を確保するため、精神医療審査会において、入院者病状審査、実施指導、定期病状報告を審査する。
	精神障害者医療給付事業	措置入院者及び精神科医療の必要な通院者の医療費を公費負担する。
	精神障害者 退院促進支援事業	精神病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入れが整えば退院可能である者に対し、活動の場を提供し、退院のための訓練を行うことにより、精神障害者の社会的自立を促進するとともに、入院者の解消を図る。
	精神障害者 社会復帰施設の整備	精神障害者の退院後の受皿として、地域生活支援センター、生活訓練施設、授産施設、福祉ホームの整備を行う。
	精神障害者訪問介護等事 業(ホームヘルプ事業)	精神障害のため、在宅で日常生活を営むのに支障のある者に対し、家事援助などを行うホームヘルパーを派遣する。
	精神障害者短期入所事業 (ショートステイ事業)	居宅において介護を受けることが一時的に困難となった精神障害者を施設に短期間入所させ、介護等を行う。
	精神障害者生活援助事業 (グループホーム運営助成)	地域において共同生活を営む精神障害者に対し、世話人を配置し、日常生活面における相談、指導を行う。
	総合精神保健福祉センタ ーのデイケア事業	総合精神保健センターにおいて、青年期デイケアと就労支援・社会参加促進デイケア事業を実施する。
	精神障害者 地域生活支援事業	地域で生活する精神障害者の相談への対応などを行う精神障害者地域生活支援センターの運営に対し助成する。
	精神障害者 社会適応訓練事業	協力事業所に委託して、回復途上にある通院中の精神障害者を一定期間事業所に通所させ、就労などの社会適応訓練を実施する。
	精神障害者就労促進事業	回復途上にある精神障害者の作業訓練・生活訓練などの場である精神障害者共同作業所の運営に対し助成する。
	老人性痴呆指導対策事業	県内5か所の老人性痴呆疾患センターを指定し、専門相談の実施、鑑定判断、治療方針の選定、市町村の保健医療・福祉関係者への技術援助、情報収集・提供などの実施を委託する。
	高次機能障害対策事業	高次脳機能障害者に対する診断、治療、機能回復訓練などを行うとともに、高次脳機能障害に対する正しい理解を深めるための普及啓発を行う。

施策体系	事業名等	事業概要
8 精神保健・医療・福祉施策の総合的な取組	総合精神保健福祉センターの運営	精神保健福祉に関する専門的技術センターとして、関係機関などへの技術支援、普及啓発、調査研究、相談指導、研修などを実施する。
教育		
1 適正な就学指導及び教育相談体制の整備・充実	就学指導委員会の開催	適正な就学指導及び教育相談支援を行うため、就学指導委員会を開催する。（年2回）
	適正な就学指導・教育相談支援事業	市町村教育委員会が設置する就学指導委員会の機能充実に向けた研修会を実施する。また、教育相談ガイドブックを作成する。
	私立学校に対する障害児教育費の助成	障害児の就学・就園の機会の拡大を図るとともに、障害児の就学・就園する学校における障害児に係る教育条件の整備を図るため、障害者の受入れ、障害者に配慮した設備整備について助成する。
2 盲学校、ろう学校及び養護学校の充実	盲・ろう・養護学校の通学対策	障害児本人への危険や保護者の経済的負担に鑑み、通学に関する特別な支援としてスクールバスを運行する。（H16・4現在 13校67路線）
	就学奨励費の支給	盲・ろう・養護学校への生徒などの就学による保護者などの経済的負担を軽減するため、当該就学経費について、負担能力に応じた支援を行う。
	特別支援教育の在り方検討事業	国の特別支援教育への移行方針に呼応し、総合型の養護学校の在り方の検討及び地域の障害児教育に関する相談のセンター的機能充実の在り方を検討する。
3 教員の専門性の向上	授業改善オーダーメイド・プロジェクト事業	盲・ろう・養護学校自らが立案した授業改善の取組に対する支援を行う。（5校）
	免許法認定講習事業	免許法認定講習を実施する。
4 小学校、中学校における障害児教育の充実	特別支援教育推進体制モデル事業（2ヵ年）	学習障害、注意欠陥／多動性障害又は高機能自閉症の児童生徒に対する総合的な教育的支援体制の整備を図るための事業を実施する。
	障害児教育担当新任教員講習会	小学校及び中学校に勤務する障害児教育担当新任教員の資質向上を図るため、障害児教育に関する基礎的な内容についての講習を実施する。
5 交流教育、職業的な自立、開かれた学校づくりの推進	社会参加・自立支援事業	作業所などでの就業体験を通し、進路指導の充実と進路の確保を図るため、高等部全生徒に係る個別の移行支援計画及び就業体験の受入枠など、進路指導情報の整理を行う。
6 利用しやすい教育施設の整備	学校の施設・設備の充実・整備	福祉のまちづくり条例に基づき、障害をもつ児童生徒に対応できる施設整備を行う。
雇用・就業		
1 雇用・就業の促進	障害者雇用促進のための企業訪問	県内企業を訪問し、啓発パンフレット「障害者が共に働く職場へ」などを活用して積極的な障害者雇用について要請する。
	障害者合同面接会の実施	障害者の就業機会の確保を図るため、ハローワークなどの関係機関と連携し、事業主との就職面接会を実施する。
	職場適応訓練費の支給	障害者などの求職者の能力に適した実習訓練の実施を事業主に委託し、職場への適応性を高めることにより、雇用促進を図る。事業主には、訓練委託費、訓練生には訓練手当を支給する。
	職場適応奨励金の支給	職場適応訓練終了後、引き続き障害者を雇用する事業主に対して奨励金を支給する。
	障害者就業支援事業	広島地域障害者雇用支援センターに対し、運営に対する助成や指導を行う。また、障害者就業・生活支援センターに対し、運営指導を行う。
	障害者在宅ワーク支援研修事業	在宅での就業を希望する障害者を対象に、ホームページ作成に要する実践的な知識・技能を習得するための在宅での研修を行う。

施策体系	事業名等	事業概要
1 雇用・就業の促進	生活福祉資金貸付制度補助金	障害者世帯に対して各種資金の貸付事業を実施している広島県社会福祉協議会に対して事務費・指導経費などの助成を行う。
	福祉工場運営費の助成	障害者福祉工場の運営に対し助成する。
2 就労の場の整備	通所授産施設の運営助成	援護の実施者（市町村）において、施設訓練等支援費を支給決定された利用者が委託契約を締結した通所授産施設に対し支援費を支給する。
	小規模通所授産施設の運営助成	身近な地域における小規模通所授産施設の運営に対し、助成する。
	心身障害者就労促進事業	一般企業で就労することが困難な心身障害者に共同作業の場を設けて、技能習得訓練や生活指導を行う事業者に対し助成する。
3 職業能力の開発	広島障害者職業能力開発校の運営	障害者の就業促進を図るため、国が設置し、県が委託を受けて運営する広島障害者職業能力開発校の維持管理・運営を行う。
	障害者職業訓練手当の支給	就職に先立ち職業訓練校で、能力に適合した職業訓練を行う訓練生に対し、障害者職業訓練手当を支給する。
生活環境		
1 だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	福祉のまちづくり推進事業	民間施設などの多数の人が利用する施設に対し、福祉のまちづくり条例などに適合するよう指導・助言を行う。県民運動を推進するため、広島県福祉のまちづくり推進協議会の活動を支援するとともに、福祉のまちづくりの普及啓発事業を実施する。
	福祉のまちづくり整備資金の貸付	福祉のまちづくり条例に適合した建築物の整備促進を図るため、整備資金の貸付を行う。
	福祉連携型住宅の整備	高齢者、障害者などが安心して暮らせる居住環境の整備について普及・促進を図るため、県においてモデル的に実施した熊野住宅（H14完成）の事例などの情報提供等を行う。
	高齢者・障害者向け県営住宅の供給	高齢者・障害者などに対応した県営住宅の改善工事を実施する。
	交通バリアフリー推進事業	鉄道駅のバリアフリー化を図るため、エレベーターなどの設置に対する助成を行う。公共交通事業者などが実施する乗合バスの低床車両（ノンステップバス）の導入に対して助成を行う。
	交通安全施設等整備事業	移動の利便性と安全性を確保するため、既設歩道の段差・勾配の改善、障害物の除去などを行う。交通事故防止や安全な通行を確保するため、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区などに視覚障害者用信号機などを設置する。
2 安全な移動・交通対策の推進	市町村障害者社会参加促進事業（移動支援事業）	障害者が社会参加するに当たり、自動車運転免許取得・改造事業、重度身体障害者のためのリフト付き乗用車運行事業を実施する市町村を支援する。
	障害者福祉バスの設置	障害者が、各種講習会・レクリエーション活動などへ参加する際の移動を支援するため、障害者福祉バス1台を県立身体障害者更生相談所へ配備し、貸出しを行う。
	運転適性相談の実施	広島県運転免許センターにおいて、運転免許の取得・更新等に対する相談や身体障害者運転適性検査を行う。
3 防災・防犯対策の推進	急傾斜地崩壊対策事業	社会福祉施設、病院等災害弱者施設が立地する地域について、土砂災害などを防止するための急傾斜地崩壊防止施設を整備する。
	通常砂防事業	社会福祉施設、病院等災害弱者施設が立地する地域について、土砂災害などを防止するための砂防設備を整備する。
	治山事業（災害弱者関連施設関係）	社会福祉施設、病院等災害弱者施設が立地する地域について、優先的に土砂災害などを防止するための治山事業を実施する。

施策体系	事業名等	事業概要
3 防災・防犯対策の推進	自主防災育成強化事業	自主防災組織の育成と活性化を促進する。
	ファックス110番システム	聴覚・言語等が不自由な人からの110番通報を受け付けるため、警察本部総合通信指令室直通のファックスを設置する。
	手話のできる警察職員の養成	聴覚障害者との円滑な意思伝達のため、手話のできる警察職員を養成する。
スポーツ・レクリエーション・文化・芸術		
1 スポーツの振興	広島県身体障害者陸上競技大会の開催	身体障害者の健康の維持・増進や社会参加を目的に、県大会を実施する。全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねる。
	全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業	障害者の自立と社会参加を促進するため、全国障害者スポーツ大会へ選手派遣を行う。
	障害者スポーツ指導員養成事業	地域で中心となって障害者スポーツの振興に取り組む障害者スポーツ指導員を計画的に養成する。
	市町村障害者社会参加促進事業（スポーツ振興事業）	障害者スポーツの振興を図るため、障害者のスポーツ・レクリエーション教室等を実施する市町村を支援する。
	広島県知的障害者スポーツ大会の開催	知的障害者の健康の維持・増進と社会参加を目的に、県大会を実施する。全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねる。
2 レクリエーションの振興	自然公園等施設整備事業	「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、計画的に自然公園などの施設整備や改修を行う。
	知的障害者レクリエーション教室開催事業	県内各地域で、知的障害者を対象とした華道、茶道、手芸、書道などの教室を開催する。
3 文化・芸術の振興	けんみん文化祭開催事業	県の豊かな自然と伝統に育まれた文化の発掘、継承、育成を図るとともに、新たなひろしま文化の創造を目指すため、けんみん文化祭を開催する。
	文化・芸術活動振興事業	県内各地域で、音楽・絵画などの芸術・文化に関する学習会や知的障害者美術作品展を開催する。
情報・コミュニケーション		
1 利用しやすい情報環境の整備	障害者情報バリアフリー化支援事業	障害者がパソコンを使用するに当たり、周辺機器やソフトなどの購入に要する費用の一部を助成する。
	障害者ITサポートセンター設置事業	障害者の社会参加の促進を図るとともに、就業を促進する環境づくりを行う総合的なサポート機能を備えた拠点を整備する。
	音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	口頭摘出などにより音声を喪失した者に発声訓練を行うとともに、その指導に当たる指導者を養成する。
	手話通訳者養成事業	手話通訳者を養成する。
	要約筆記奉仕員指導者養成事業	手話の使用が困難な県内の聴覚障害者の社会参加を促進するため、要約筆記奉仕員養成研修会の講師（指導者）を養成する。
	点訳・朗読奉仕員養成事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。
	盲ろう者向け通訳介助者養成事業	視覚及び聴覚に重複した障害のある「盲ろう者」向けの通訳介助者を養成する。
	市町村障害者社会参加促進事業（情報支援事業）	障害者の社会参加を促進するため、奉仕員派遣等事業、手話通訳設置事業、手話通訳者派遣事業、点字・声の広報誌等発行事業を実施する市町村へ支援する。
2 コミュニケーション支援体制の充実	手話通訳者派遣ネットワーク事業	市町村域又は県域を越えて移動する障害者が目的地において手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する事業を行う。
	「広島県民だより～ふれあい」点字版・テープ版	視覚障害者を対象に、点字版、カセットテープ版の県政広報紙を提供する。
	「おはよう！ひろしま県」手話通訳付き放送	聴覚障害者を対象に、手話通訳付きのテレビ放送番組（県政おしらせ情報）を提供する。

施策体系	事業名等	事業概要
2 コミュニケーション支援体制の充実	「ふれあいひろしま」字幕入り放送	聴覚障害者を対象に、字幕入りテレビ放送番組（県のイベント告知、募集のお知らせなど）を提供する。
	「ちょっと教えて！広島県」字幕入り放送	聴覚障害者を対象に、字幕入りテレビ放送番組（県政の取組を紹介）を提供する。
	文字放送	聴覚障害者を対象に、文字放送（西日本向けに県の行事等を紹介）を提供する。
	県政情報提供事業 「広島県政もみじファクス」	ファックス（一部音声併用）により県政情報などの提供及び県政への提言の受付を行う。
	「ふるさと通信」字幕入り放送	聴覚障害者を対象に、字幕入りテレビ放送番組（ビデオレター、ふるさと紹介）を提供する。
	警察施設 ファックスネットワーク	各種安全情報の提供や要望などを受けるため、全交番などにファックスを設置する。
	点字情報 ネットワーク事業	視覚障害者の希望者に対し、点訳した新聞情報などを提供する。
	県立点字図書館の運営	点字刊行物、録音物の貸出し・閲覧などを行う「県立点字図書館」を運営する。
	広島県聴覚障害者センターの運営	テレビ番組等に字幕や手話を挿入したビデオカセットの貸出等聴覚障害者への情報提供や、ピアカウンセリング等の様々なサービスを提供する施設として「広島県聴覚障害者センター」を運営する。
国際交流		
	国際情報 ネットワーク事業	ひろしま国際情報ネットワーク内の「ひろしま暮らしのガイド（外国籍県民の皆様へ）」を通じて、障害者に関する各施策について、情報提供する。



第 6

推進体制

- 県の各部局で構成する庁内組織の「広島県障害者施策推進本部」を中心として、各関係部局間の緊密な連携を図りながら、本計画の進行管理を行います。
障害者自身のニーズに即して柔軟に施策展開を行えるよう当事者や学識経験者などで構成する「広島県障害者施策推進協議会」の活用を図ります。
- 本計画の着実かつ効果的な推進のため、定期的に進捗状況の分析・検討を行い、社会情勢の変化などに対応して必要に応じ見直しを行います。
- また、広域的な視点から地域生活を支援する有効な施策となるよう、障害者に最も身近な市町村と、役割分担を明確にした上で相互に連携を図ります。市町村の策定する「市町村障害者計画」の推進に当たっては、本計画との整合性を図るとともに、各市町村が地域の実情に即して適切に施策を実施できるよう協力・支援を行います。
- さらに本計画の推進に当たっては、地域福祉の視点を踏まえ、障害者やその家族、障害者団体をはじめ、行政、ボランティア、サービス提供事業者などが互いに密接に関わり、支え合うことが重要です。このため、県民一人ひとりが地域社会を構成する一員であり、計画推進の担い手であるという自覚のもと、共生社会の実現へ向けて積極的に参加することを求めます。
- この計画に基づく広島県の事業は、本県の財政状況を踏まえ、各年度における予算の定めるところにより実施します。



第7

資料

1 ライフステージに応じた障害者福祉サービス

この資料は、「第4 分野別施策の基本的方向」を踏まえ、こういった施策がライフステージごとに展開されるかをイメージしていただくために、幼少期、少年期、青年期・壮年期、老年期へと続くライフステージ別の施策展開及び障害別の主な障害者福祉サービスを整理したものです。

《ライフステージ別の施策展開》

幼少期（乳幼児）（0歳～就学まで）

- 乳幼児健康診査による障害の原因となる疾病などの早期発見，長期療養児療育相談指導などを実施することにより，予防から療育までの一貫した連携体制の構築に努めます。

少年期（学齢期）（就学～卒業まで）

- 障害児の在宅生活を支援するため，障害児通園事業などの拡充を図るとともに，障害児が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう，放課後児童クラブの充実に努めます。
- 小・中学校の特殊学級や盲・ろう・養護学校において，障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力や可能性を最大限に伸ばすため，その教育システムと教育内容の充実に図ります。
- 盲・ろう，養護学校は，地域における障害児教育に関する相談のセンターとして，障害のある児童生徒又はその保護者に対する教育相談などを実施します。

青年期・壮年期（卒業～64歳まで）

- 障害の特性に応じた相談支援体制を充実させるとともに，障害者の権利を擁護するため，福祉サービス利用援助事業，福祉サービス苦情解決事業などの充実に図ります。
- 障害者の施設などから地域への移行を促進するため，ホームヘルプサービス，デイサービス，ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実させるとともに，地域での住宅を確保するため，グループホーム，福祉ホームなどの住宅支援を行います。
- さらに，障害者の経済的自立を促進するため，一般の事業所による雇用・就業機会の拡大を図るとともに，通所授産施設，福祉工場などの働く場の確保を図ります。

老年期（65歳～）

- 介護保険制度による高齢者施策などと連携し，障害者が必要な在宅サービスや施設サービスを利用できるよう，サービスの供給体制の整備に努めます。

この表は、主な障害者福祉サービスを分野、ライフステージごとにまとめたものです。
概ねの目安であることから、施策によっては、年齢区分の定義などが異なる場合があります。

《身体障害（児）者》

区 分		幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
保健・医療・福祉	予防・治療	乳幼児健康診査 療育相談指導 乳児マス・スクリーニング検査 周産期母子医療センター		老人保健法に基づく基本健康診査等	
	保健・医療サービス			老人性痴呆疾患センター	
		育成医療（18歳未満）	更生医療（18歳以上）		
		心身障害児（者）歯科診療（訪問歯科診療及び訪問口腔ケア） 重度心身障害者医療費公費負担制度 救急医療情報ネットワーク 身体障害者リハビリテーションセンター			
				福祉サービス利用援助事業	
	生活支援体制	障害児（者）地域療育等支援事業 児童相談所 福祉サービス苦情解決事業 障害者の権利相談ダイヤル	生活支援事業 身体障害者更生相談所		
			成年後見制度		
		市町村等による各種相談 介護実習普及センター			
	在宅サービス	デイサービス ホームヘルプサービス（ガイドヘルプサービス含む） ショートステイ 重症心身障害児（者）通園事業 障害児保育 生活訓練事業（歩行訓練，発声訓練） 日常生活用具の給付又は貸与 補装具の交付・修理 ボランティアセンター	放課後児童クラブ	福祉ホーム	
		身体障害者世帯向け県営住宅 障害者住宅整備資金の貸付 県営住宅への入居優遇措置			

高 齢 者 施 策 ・ 障 害 者 施 策 に よ り 実 施

高齢者施策・障害者施策により実施

区 分		幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
保健・医療・福祉	施設サービス	肢体不自由児施設，肢体不自由児通園施設		身体障害者更生施設	高 齢 者 施 策 ・ 障 害 者 施 策 に よ り 実 施
		盲，ろうあ児施設，難聴幼児通園施設		身体障害者療護施設	
教育		国立療護所重症心身障害児委託病棟		更生訓練費，就職支度金	
		就学奨励金			
雇用・就業				福祉工場（15歳以上）	
				授産施設（15歳以上）	
生活環境				作業所（15歳以上）	
				雇用・就業の各援助機関による支援	
情報・コミュニケーション				広島障害者職業能力開発校	
その他（年金など）		身体障害者自動車運転免許取得費・改造費助成			
		リフト付き乗用車の運行			
		障害者福祉バスの運行		運転適性検査	
		ファックス110番			
		税金の軽減，交通・移動等に係る使用料・手数料等の割引			
		パソコン等の周辺機器の購入助成（障害者情報バリアフリー化支援事業）			
		手話奉仕員，要約筆記奉仕員の派遣			
		点訳・朗読奉仕員の派遣			
		県立点字図書館，広島県聴覚障害者センター			
		身体障害者手帳の交付			
		障害者世帯に対する生活福祉資金貸付金			
		児童扶養手当，特別児童扶養手当（20歳未満）			
		障害児福祉手当（20歳未満）		特別障害者手当（20歳以上）	
		心身障害者扶養共済制度			
				国民年金（20歳以上）	
				障害基礎年金	

《知的障害児(者)》

区 分		幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
保健・医療・福祉	予防・治療	乳幼児健康 診査 乳児マス・スクリー ニング検査 周産期母子医療 センター		老人保健法に基づ く基本健康診査等	
	保健・医療 サービス	心身障害児（者）歯科診療（訪問歯科診療及び訪問口腔ケア） 重度心身障害者医療費公費負担制度 通院医療費公費負担制度 救急医療情報ネットワーク			老人性痴呆疾患 センター
	生活支援体制	障害児（者）地域療育等支援事業 児童相談所 福祉サービス苦情解決事業 障害者の権利相談ダイヤル			福祉サービス利用援助事業 知的障害者更生相談所 成年後見制度
	在宅サービス	デイサービス ホームヘルプサービス（ガイドヘルプサービス含む） ショートステイ 重症心身障害児（者）通園事業 障害児保育 放課後児童クラブ 日常生活用具の給付又は貸与 ボランティアセンター			福祉ホーム グループホーム 通勤寮
	施設サービス	知的障害児施設 国立療護所重症心身障害児委託病棟			知的障害者更生施設

高 齢 者 施 策 ・ 障 害 者 施 策 に よ り 実 施

区 分	幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
教育		就学奨励金		高齢者施策・障害者施策により実施
雇用・就業			福祉工場（15歳以上） 授産施設（15歳以上） 作業所（15歳以上） 雇用・就業の各援助機関による支援 広島障害者職業能力開発校	
生活環境	ファックス110番			
	税金の軽減，交通・移動等に係る使用料・手数料等の割引			
情報・コミュニケーション				
その他（年金等）	療育手帳の交付 障害者世帯に対する生活福祉資金貸付金 児童扶養手当，特別児童扶養手当（20歳未満） 障害児福祉手当（20歳未満） 心身障害者扶養共済制度 国民年金（20歳以上） 障害基礎年金			

《精神障害者》

区 分		幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
保健・医療・福祉	予防・治療	総合精神保健福祉センター・保健所			老人保健法に基づく基本健康診査等
	保健・医療サービス	精神科デイケア 通院医療費公費負担制度 精神科救急医療システム・精神科救急医療情報ネットワーク			老人性痴呆疾患センター
	生活支援体制	生活支援事業 福祉サービス苦情解決事業 障害者の権利相談ダイヤル 市町村等による各種相談 精神障害者地域生活支援事業 こころの健康相談（こころの電話，広島いのちの電話）			福祉サービス利用援助事業 成年後見制度
	在宅サービス	ホームヘルプサービス ショートステイ ボランティアセンター 県営住宅への入居優遇措置			福祉ホーム グループホーム
	施設サービス				生活訓練施設（援護寮）

高齢者施策・障害者施策により実施

区 分	幼少期（乳幼児） （0歳～就学まで）	少年期（学齢期） （就学～卒業まで）	青年期・壮年期 （卒業～64歳まで）	老年期 （65歳～）
教育				高 齢 者 施 策 ・ 障 害 者 施 策 に よ り 実 施
雇 用 ・ 就 業			福祉工場（15歳以上） 授産施設（15歳以上） 作業所（15歳以上） 雇用・就業の各援助機関による支援 広島県立高等技術専門学校	
生活環境	ファックス110番 税金の軽減，交通・移動等に係る使用料・手数料等の割引			
情報・コミュニケーション				
その他（年金等）	精神障害者保健福祉手帳の交付 障害者世帯に対する生活福祉資金貸付金 児童扶養手当・特別児童扶養手当（20歳未満） 障害児福祉手当（20歳未満） 特別障害者手当（20歳以上） 国民年金（20歳以上） 障害基礎年金			

2 障害者に関するシンボルマーク

この資料は、障害者などに対する様々なバリアを取り除き、誰もが互いに尊重し支えあう環境づくりへ向けた公的機関や民間団体などの取組をより身近に感じていただけるように、障害者などに関係した各種シンボルマークの一例を紹介しています。（「第4 分野別施策の基本的方向」の中で記載しています「身体障害者補助犬」、「身体障害者マーク」（道路交通法）は除いています。）

	《国際》 視覚障害者を示すマークです。 【世界盲人連合】
	《国際》 聴覚障害者を示すマークです。 【世界ろう連盟】
	国内 聴覚障害者を示す「耳のシンボルマーク」です。 【（社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】
	《国際》 障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを明確に示す世界共通の「国際シンボルマーク」です。車いす利用者のみが対象ではありません。 【国際リハビリテーション協会】
	国内 ハートビル法に適合した施設・設備であることを示した認定証です。 【国土交通省】
	国内 不特定多数の人が利用する観光施設、スポーツ施設、商業施設等の国内諸施設において、一見してその表現内容を理解できるよう標準使用されている「標準案内用図記号」です。左記のほか全125種類（うち104種類が日本工業規格（JIS）化）の図記号があります。 上から「車椅子スロープ」、「エスカレーター」、「乳幼児用設備」を意味します。 【交通エコロジー・モビリティ財団】
	《国際》 目の不自由な人々のために、手で触ったり耳で音を聞いて確かめて遊ぶことができるよう配慮が施された玩具（晴盲共遊玩具）を示す「盲導犬マーク」です。 【国際玩具産業協議会】
	国内 障害者等を含む全ての人々にとって、電気通信に係る機器やサービス等が円滑かつ容易に利用できるように考慮された製品であることを示す「アクセシビリティ」マークです。 【情報通信アクセス協議会】
	国内 著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク（自由利用マーク）で、このうち「障害者のための非営利目的利用OKマーク」（左記）は、障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるものです。 【文化庁】

《国際》は、世界各国の関係団体による国際会議において、採択・承認されたものです。

3 広島県障害者プラン用語解説

介護保険制度（P2）

平成12年4月から、介護費用を安定的に賄うため、40歳以上の人の保険料と国・県・市町村の負担金を財源として社会保険方式で運営され、利用者の選択により、民間を含む多様なサービス主体から、保健、医療、福祉にわたる介護保険サービスを総合的に提供される制度。

ハートビル法（P2）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律）

全ての人に利用しやすい建物をつくることを目的として、多数のひとが利用する建物の施設整備基準（特定建築物が満たすべき利用円滑化基準）等を定めた法律。平成15年4月1日から特別特定建築物（病院、デパート等）の建築については、利用円滑化基準への適合が義務化されている。

交通バリアフリー法（P2）

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）

高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設や車両のバリアフリー化を推進すること、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的として施行された法律。

欠格条項（P2）

障害があるという理由で免許・資格取得の制限・禁止を定めている法令あるいは条文のこと。

デジタル・デバイド（情報格差）（P2）

情報通信機器に精通しているかどうかで生じる経済的社会的格差。情報通信機器を自由に操れる人ほど就職に有利にはたらく傾向にあり、個人の所得格差を生む要因の一つとなっている。

通院医療費公費負担制度（P11）

精神疾患の通院医療費について、精神保健福祉法第32条に基づき、5%を本人が負担し、残りを健康保険と公費で負担する制度。

特定疾患治療研究事業承認数（P12）

原因が不明であり、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断技術が一応確立しているが、難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ないため、公費負担の方法により、

一定の症例数を確保しないと原因の究明，治療方法の開発等に困難を来すおそれのある疾患を特定して治療研究を推進することにより，特定疾患に関する医療の確立，普及を図るとともに，患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした事業の承認数のこと。

NPO (Non Profit Organization)(P16)

民間非営利組織といわれるもので，不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のことを指す。

平成10年に，法人格を付与することにより活動を支援することを目的とした特定非営利活動促進法が成立している。

障害者福祉強調月間 (P17)

県では，毎年9月を「障害者福祉強調月間」と定め，障害や障害者に対する正しい理解の促進と障害者の自立更生意欲の高揚を図るためのさまざまな普及啓発活動を実施する期間としている。

障害者週間 (P17)

毎年12月3日から12月9日までの1週間をいう。平成7年6月に国の障害者対策推進本部により決定された。12月3日は国際障害者デーであると同時に障害者基本法公布の日，また同月9日は「障害者の日」であり，この1週間を，障害者自らの自立と社会参加への意欲と国民の障害者問題に対する理解と認識をより一層高めるための運動を展開する期間としている。

福祉教育 (P18)

国，地方公共団体，民間団体，ボランティアなどが主に住民を対象として，福祉についての知識や理解，住民参加を促すために，講習，広報等の手段により行う教育のこと。

交流教育 (P18)

盲・ろう・養護学校及び小・中学校の障害児学級と，幼稚園，小学校，中学校及び高等学校や地域社会との多様な交流活動を展開することにより，児童生徒などの社会性や豊かな人間性を育むとともに，障害のある児童生徒などに対する理解を推進する教育のこと。

生活習慣病 (P19)

これまで成人病といわれてきたものを，健康増進と発病予防に一人ひとりが主体的に取り組むよう認識を改めるために呼び方を変えたもの。

生活習慣が発症に深く関与しているものとして，喫煙と肺がんや肺気腫，動物性脂肪の過剰摂取と大腸がん，食塩の過剰摂取と脳卒中，アルコールと肝硬変，肥満と糖尿病などが挙げられる。

21世紀における国民健康づくり運動 (健康日本21)(P19)

「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」の実現を図るため，平成12

年度に策定された国の施策のこと。

行政のみならず，広く国民の健康づくりを支援する民間団体などの積極的な参加・協力を得ながら，国民が主体的に取り組める健康づくり運動を総合的に推進することとしている。

健康増進法（P19）

「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため，国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに，国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じることを目的として施行された法律のこと。（平成15年5月1日施行）

マス・スクリーニング検査（P19）

対象グループ全体に対する特定の疾患を発見するための検査のこと。新生児を対象とする先天性代謝異常検査などがある。

周産期医療（P19）

妊娠満22週から生後1週間未満の期間を周産期といい，母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があるため，この時期に，母体・胎児・新生児を総合的に管理し，高度・専門的な医療を効果的に提供することにより，母と子の健康を守る医療のこと。

広島県地域保健対策協議会（P20）

県内全域における保健医療福祉に関する新たな課題の方向性や解決に向けての調査・研究・協議を行う場として昭和44年に設置された，広島大学，広島県医師会，広島県及び広島市で構成する組織。

総合精神保健福祉センター（P20）

地域における精神保健福祉の向上を図るため，医師，保健師等が，障害者のいろいろな相談及び治療を行う施設

精神科デイケア（P20）

精神科通院医療の一形態として，精神障害者などに対して昼間の一定期間，医師の指示及び十分な指導・監督のもとに一定の医療チームにより生活指導や作業指導など，社会復帰に向けての集団治療を行うもの。

老人性痴呆疾患センター（P20）

保健・医療・福祉機関と連携を図りながら，老人性痴呆疾患患者などの専門医療相談，鑑別診断・治療方針選定，夜間や休日の救急対応を行うとともに，地域保健医療・福祉関係者に技術援助などを行う施設のこと。

慢性腎不全 (P20)

慢性腎炎などの腎臓病の進行や、腎臓以外の病気の合併症によって腎機能障害が発症し、機能が著しく低下した状態のこと。

根治療法は腎移植のみであるが、その他の療養法としては、食事療法、薬物療法、透析療法などがある。

心身障害児(者) (P21)

身体又は精神に相当程度の障害をもつ者の総称。

平成5年に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められたことに伴い、「心身障害者」という表現は使用せず、単に「障害者」とする方向にある。

地域リハビリテーション (P21)

障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れた地域で、そこに住む人々とともに、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動全てをいう。

広島県救急医療情報ネットワーク (P21)

行政機関、医療機関、医師会などが連携して、救急患者をその症状に適した医療機関に迅速に搬送するための情報提供システムのこと。

県内の医療機関に情報端末を設置し(平成16年4月1日現在、165機を設置)、広く情報提供を行っている。

障害者医療推進歯科医師 (P21)

障害者などがより身近な地域で歯科医療が受けられるよう、歯科医療体制の充実を図るために実施した研修を受講した歯科医師のこと。

訪問歯科診療及び訪問口腔ケア (P21)

歯科医師や歯科衛生士が、在宅や施設の障害児・者に対して、訪問により行う歯の治療や口腔機能の回復(リハビリテーション)のこと。

広島県福祉関連産業情報システム(コクーンHiroshima21) (P22)

利用者ニーズにあった福祉用具の開発・流通、普及を支援するため、福祉用具の利用者と提供者(製造・販売など)の情報交流の場と福祉関連情報の提供を行うシステムのこと。

ヒューマンサポート工学技術 (P23)

心身にハンディキャップをもつ人に対して、工学的側面から支援をおこなうことを目的とする技術のこと。広くとらえるならば、この技術の範ちゅうには、障害者や高齢者のための歩行補助具や会話支援装置などに限らず、近視の人に対するメガネなどまで含まれる。

この技術から創出される機器・設備は、サポート用具、アシスト機器、テクノ(テクニカ

ル）・エイドなど、様々に呼ばれるが、「要介護者のための介護用機器」ではなく、「障害者自らが生活するための自立支援機器」であることが大きな意味を持っている。

身体障害者更生相談所（P25）

身体障害者福祉法に基づき、都道府県（必置）等が設置する相談・指導機関のこと。
主な業務としては、身体障害者更生援護施設への入所などに係る市町村間の連絡調整など、身体障害者に関する相談及び指導のうち専門的知識及び技術を必要とするもの、身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定、補装具の処方及び適合判定などを実施している。

知的障害者更生相談所（P25）

知的障害者福祉法に基づき、都道府県（必置）等が設置する相談・指導機関のこと。
主な業務としては、知的障害者に関する問題につき相談に応ずること、18歳以上の知的障害者の医学的、心理的及び職能的判定を行うとともに必要な指導などを実施している。

コミュニケーション障害（P25）

脳血管性疾患や事故などにより、「話す」、「聞く」、「読む」、「書く」といった言語機能に何らかの障害があること。

二次障害（P25）

成人障害者、特に脳性マヒの人に見られる既存の障害（一次障害）の増悪や、新たに出現した障害のこと。たとえば、手足のしびれ、顎の痛み、よく転ぶ、ものを落とす、排尿の変化、肩のこり、腰痛、関節痛などの身体症状のほか、イライラする、ものを忘れる、精神疲労など症状は幅広く様々である。

二次障害のうち、強度行動障害とは、激しい不安や興奮、混乱の中で、攻撃、自傷、多動、固執、不眠、拒食、強迫などの行動上の問題が強く頻繁に日常生活に出現し、著しく処遇困難になった状態のこと。

ケアマネジメント手法（P25）

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。

利用者和社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。

ろうあ者専門相談員（P25）

聴覚障害者の一般生活上の諸問題に係る相談に手話によって応じ、必要な助言、指導、関係機関への連絡などを行う者のこと。

相談員は、県内の地域事務所などに配置され、FAXや電子メールなどによる対応も行っている。

介護実習普及センター（P25）

高齢者介護の実習などを通じて地域住民への介護知識，介護技術の普及を図るとともに，「高齢化社会は国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発するための施設として，都道府県などに設置されているものをいう。また，介護機器を展示するとともに相談体制を整備し，介護機器の普及を図ることを目的とする事業も実施している。

難病相談・支援センター（P26）

地域で生活する難病患者などの日常生活における相談・支援，地域交流活動の促進及び就労促進などを行う施設のこと。

福祉サービス利用援助事業（P27）

痴呆性高齢者，精神障害者，知的障害者など，判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう，福祉サービスの利用に関する情報提供，助言，手続の援助，利用料の支払など，福祉サービスの適切な利用のための一連の支援を一体的に行う事業のこと。

福祉サービス運営適正化委員会（P27）

福祉サービスの利用者からの苦情を解決することにより，利用者が事業者と対等な立場で契約を結び福祉サービスを適切に利用できるように，利用者の権利を擁護することを目的として設置された社会福祉法に基づく第三者機関のこと。

委員の構成は，中立公正な立場から，多様な事例に対応できるように，社会福祉，法律，医療などに関する学識経験を有する者で構成されている。

障害者の権利相談ダイヤル（P27）

障害者の権利擁護や財産管理の問題などに関して，専任相談員や弁護士などが電話や面接により相談に応じている。

成年後見制度（P27）

痴呆性高齢者，知的障害者，精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度のこと。

平成11年12月の民法改正により，従来の禁治産・準禁治産者制度を後見・保佐の制度に改め，新たに軽度の精神上的の障害がある者を対象とする補助の制度が創設された。

ホームヘルプサービス（P28）

ホームヘルパーが障害者の家庭を訪問し，入浴，排泄，食事などの介護，調理，洗濯，掃除などの家事や生活などに関する相談，助言など日常生活上の世話を行う居宅介護サービスのこと。

移動介護等のガイドヘルプサービスも居宅介護サービスに含まれる。

デイサービス，ショートステイと並んで，いわゆる在宅3本柱を構成する。

デイサービス（P28）

在宅の障害者などが施設に通い、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種サービスの提供を受けること。

なお、通所するために必要な場合には、リフト付き車両などによる送迎サービスも行われる。

ショートステイ（P28）

介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする障害者を施設などに短期間入所させ、必要なサービス等を提供する事業のこと。

グループホーム（P28）

地域社会の中にある住宅において、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態のこと。

同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われている。

福祉ホーム（P28）

ある程度の自活能力があって、家庭環境や住宅事情などの理由から、家族との同居や住居の確保が難しい障害者に対し、居室と日常生活に必要な便宜を低額な料金で提供する施設のこと。

相互利用制度（P28）

近隣において、デイサービス、ショートステイを利用することが困難な障害者が、身体障害及び知的障害の種別を越えてサービスを相互に利用したり、介護保険法上の事業所を利用したりすることにより、身近なところでのサービス利用を可能にする制度のこと。

障害児保育（P28）

市町村の障害児保育施設で障害児複数あるいは個人に指導を行う場合と、保育所や幼稚園で健常児と一緒に保育する場合がある。

放課後児童クラブ（P28）

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童などに対し、学校の空き室などの身近な社会資源を利用して、その育成・指導、遊びなどによる発達の助長などのサービスを行う施設のこと。

日常生活用具（P29）

浴槽、便器、パソコン、ファックスなど、在宅の障害者の日常生活がより円滑に行われるために給付又は貸与する用具のこと。

地域福祉支援計画，市町村地域福祉計画（P30）

平成12年6月の社会福祉事業法などの改正によって公布，施行された社会福祉法に新たに規定された事項であり，各都道府県は地域福祉支援計画（108条）を，各市町村は，地域福祉計画（107条）を策定することとされている。（平成15年4月1日から施行）

地域福祉支援計画とは，地域福祉を推進する上での共通する理念や主要施策などについて記述し，福祉の総合計画として，地域という視点から児童福祉，障害者福祉，高齢者福祉などを横断的に再構成した計画のこと。

地域福祉計画とは，地域住民などの意見を十分に踏まえ，地域における福祉サービスの利用の促進，社会福祉事業の健全な発達，住民の地域福祉活動への参加促進などを図るため，各市町村が整備すべき社会福祉サービスや施設について数値目標を明記した計画のこと。

通所授産施設（P30）

一般就労が困難な障害者が通所し，必要な訓練を行うとともに，福祉的就労の場として，自立に必要な支援などを受ける施設のこと。

授産施設には，身体障害者，知的障害者，精神障害者の各授産施設がある。

小規模通所授産施設（P30）

平成12年の社会福祉法改正により，授産施設の設備・運営に関する基準や社会福祉法人の要件などが緩和された法定施設のこと。

人数規模は10～19人，共同（混同）利用が可能，法人設立の資産要件は1000万円以上となっている。

自活訓練事業（P30）

知的障害者施設の入所者が，地域で自立した生活を行えるよう関係職員からの支援の下で，施設内または隣接した建物に一定期間個室で生活を行い，日常生活に必要な基本的知識を習得する訓練事業のこと。

地域生活推進特別モデル事業，地域生活推進員（P30）

障害者の地域生活移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進するため，関係市町村と施設が連携し，福祉サービスなどの利用のための相談や住居，活動の場などについての支援を総合的に行うとともに，障害者が地域で生活しやすい環境づくりを推進する事業のこと。

地域生活推進員とは，事業実施市町村が配置する障害者の相談・援助業務の経験がある福祉関係従事者のこと。

障害者・児施設のサービス共通評価基準（P31）

三障害すべての障害者・児施設（入所及び通所施設）は，自らサービス内容について点検・評価（自己評価）を行うとともに，第三者による客観的評価（第三者評価）を受けることにより，サービスの質の向上に向けた取組を行うために参考とするサービスの評価基準のこと。

医療安全支援センター（P31）

医療に関する患者・家族などと医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を目的に、患者・家族などからの相談に応じるとともに、医療安全推進方策の検討などを行うセンターのこと。

理学療法士（P32）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体障害者に対し、主として基本的動作能力の回復を図るため治療体操その他の運動を行わせるとともに電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることを業務とする者のこと。

作業療法士（P32）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神障害者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせるとを業務とする者のこと。

言語聴覚士（P32）

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。

音声機能、言語機能又は聴覚障害者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練やその他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者のこと。

修学資金貸付事業（P32）

生活福祉資金貸付制度に基づく貸付資金の一種。

低所得者、障害者、高齢者などに対し、高等学校、短期大学、大学又は専門高等学校に就学するのに必要な経費（修学費）、あるいは入学に際し、必要な経費（就学支度費）として貸し付けられる事業のこと。

社会福祉士（P32）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づくソーシャルワーク専門職の国家資格で、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障のある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者のこと。

介護福祉士（P32）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づくケアワーク専門職の国家資格で、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者に、入浴、排泄、食事、その他の介護を行うほか、介護サービス利用者及び介護者を指導することを業務とする者のこと。

精神保健福祉士（P32）

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他援助を行うことを業務とする者のこと。

ホームヘルパー（P32）

日常生活を営むのに支障がある障害者などの家庭などを訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買物、関係機関などとの連絡、生活・身上・介護に関する相談・助言などを業務とする者のこと。

ガイドヘルパー（P32）

外出時の移動の介護など外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのこと。

重度視覚障害者、全身性障害者及び知的障害者が、生活上外出が不可欠なときや余暇活動など社会参加のために外出するときにおいて、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

社会福祉人材育成センター（P32）

社会福祉に対して理解と関心を深めるための情報提供、社会福祉施設など福祉の職場での就職を希望する人に対する就職相談、社会福祉の専門知識・技術向上のための各種研修、社会福祉施設職員の処遇改善、人材確保等に関する相談など、社会福祉人材の育成を行う。

精神科救急情報センター（P33）

精神障害者や保護者などに対し、年間を通じて24時間体制で電話相談に応じるとともに、必要に応じて各医療機関との連携を図るなどの支援を行なう機関のこと。

広島いのちの電話、こころの電話（P33）

こころの健康に関する問題、悩み事などの相談を行う。

なお、「広島いのちの電話」は、24時間年中無休で対応している。

精神医療審査会（P34）

精神病院において、措置入院や医療保護入院などの強制的な入院が適正に行われているかどうか、入院中の処遇に問題はないかどうかを審査するための都道府県などに設置されている機関のこと。

生活訓練施設（P34）

精神障害のため、家庭において日常生活を営むのに支障のある精神障害者が、日常生活に適応できるように低額な料金で居室その他の設備を提供する施設のこと。

地域生活支援センター（P34）

在宅の精神障害者に対し，サービスの利用援助，社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援，ピアカウンセリング，介護相談，情報の提供などを総合的に行う機関のこと。

就学指導委員会（P37）

障害のある児童生徒の心身の障害の種類，程度などの判断について専門的見地から調査審議を行うため，都道府県及び市町村の教育委員会に設置されている機関。

学習障害（LD：Learning Disabilities）（P39）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

注意欠陥/多動性障害（ADHD）（P39）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力，及び／又は衝動性，多動性を特徴とする行動の障害で，社会的な活動や学業の機能に支障を来すものである。

高機能自閉症（P39）

3歳位までに現れ，他人との社会的関係の形成の困難さ，言葉の発達の遅れ，興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち，知的発達の遅れを伴わないものをいう。

法定雇用率（P40）

民間企業，国，地方公共団体は，「障害者の雇用の促進等に関する法律」により，一定の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用することが定められている。

機 関 等		法定雇用率	法定雇用率が適用される機関等の規模
民間企業	一般の民間企業	1.8%	常用雇用者数56人以上の企業
	特殊法人等	2.1%	常用雇用者数48人以上の特殊法人及び独立行政法人
国，地方公共団体		2.1%	職員数48人以上の機関
ただし，都道府県等の教育委員会		2.0%	職員数50人以上の機関

重度身体障害者又は重度知的障害者については，それぞれ1人の雇用をもって障害者2人を雇用しているものとする。また，重度身体障害者又は重度知的障害者に限り，短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）についても，それぞれ1人の障害者を雇用しているとみなされる。

広島障害者職業能力開発校（P40）

障害者に対し，その能力や適性に応じた職業訓練を実施している。

職場適応訓練費，職場適応奨励金（P40）

職場適応訓練は，知事が事業主に委託し，事業所において障害者の能力や適性に応じた訓練を行う制度で，障害者に就業の自信を与え，職場環境に対する適応を容易にし，訓練終了後は事業所に引き続き雇用されることを期待して実施するもの。

職場適応訓練を受託する事業主に対して，職場適応訓練費（委託費）が，訓練生には訓練手当が支給される。また，訓練終了後，訓練生を引き続き常用雇用者として雇い入れ，一定の要件を満たす事業主に対しては，職場適応奨励金が支給される。

官公需（P41）

国や公団，地方公共団体等が，物品を購入したり，サービスの提供を受けたり，工事を発注したりすること。

小規模作業所（P41）

障害者の働く場として，障害者，親，職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ，運営されている作業所のこと。

法的に認められている身体障害者授産施設等と違い，無認可施設であるため，公的援助は少なく，財政基盤をはじめ，施設整備，施設運営全般とも十分な内容といえないものが多い。なお，平成12年の社会福祉法改正により社会福祉法人の設立要件が緩和され，今後法定施設への移行が期待される。

障害者福祉工場（P41）

作業能力はあるが職場の設備，構造，通勤時の交通事情等のため，一般企業に雇用されることの困難な障害者に職場を提供し，生活指導や健康管理のもとに健全な社会生活を営ませることを目的とする施設のこと。

広島県福祉のまちづくり条例（P44）

全ての県民が，自らの意思で自由に行動し社会参加できる，だれもが住みよいまちをみんなでつくりあげることが目的として平成7年に制定した条例。多数の人が利用する建物，道路，公園等についてスロープや手すりを設けること等を定めている。

ノンステップバス（P44）

だれもが楽にバスに乗り降りできるように，バスの出入口の床を低くしたバス（低床バス）で，特に乗降口の階段を無くし，床の高さが地上面から30～35cm程度のもの。

優良建築物（P45）

多くの方々が利用する建築物の階段やトイレ等の施設について，バリアフリーに関する一定の基準を満たした建築物のことで，ハートビル法に基づく認定建築物及び広島県福祉のまちづくり条例に基づく適合建築物がある。

全身性障害者（P47）

肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者のこと。

自主防災組織（P50）

地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自覚，連帯意識に基づいて災害による被害の防止，軽減を図ることを目的に，自主的に結成された組織のこと。

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（P50）

近年，県民の日常生活の場において発生する犯罪が増加し，犯罪の起こりやすい環境が広がりがつつあることから，事業者，ボランティアその他すべての県民と行政が一体となって，犯罪の起こりにくいまちづくりを進めることにより安全な県民生活の実現を図るために必要な事項を定めた条例。

被害情報収集提供機能（P50）

気象情報や被害情報を防災関係機関で共有し，迅速かつ的確な防災体制の構築を図ることを目的とした広島県防災情報システムの機能の一つ。

災害時に「人の被害」，「住家の被害」，「避難の状況」などの情報を市町村，消防，警察から収集するとともに，防災関係機関にこれらの情報を提供するもの。

なお，インターネットを通じて，全県の被害状況を集計したものを閲覧することができる。

市町村地域防災計画（P50）

災害対策基本法第40条の規定に基づき，市町村における地域住民の生命身体及び財産を災害から保護するため，防災に関して必要な組織体制及びこれを構成する関係諸機関の行うべき活動等を定めた総合的な防災計画のこと。

ファックス110番，聴覚障害者携帯メール110番（P50）

聴覚・言語に障害のある人が，事件・事故に遭ったり，見たときに，緊急通報としてファックスや携帯電話のメールにより，110番通報できるもの。

自然公園等施設（P53）

自然公園法や条例に基づき設置した自然公園（国立公園，国定公園及び県立自然公園），野外レクリエーション施設及び自然歩道において，自然とのふれあいの増進を目的に設置される施設の総称。登山道，展望園地，キャンプ場，公衆トイレ等がその代表例。

県立点字図書館（P54）

視覚障害者の福祉向上のため，点字・録音図書や雑誌の製作・貸出し，図書情報などの提供のほか，中途失明者のための点字指導などを行う視覚障害者情報提供施設のこと。

広島県聴覚障害者センター（P54）

聴覚障害者の福祉向上のため、聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセット・情報機器の貸出や聴覚障害者に対する相談などを行う聴覚障害者情報提供施設のこと。

SPコード（P55）

パソコンで作成した文書を黒と白の細かい点で構成される模様に変換したものであり、バーコードの20～200倍の情報量がある。専用の読取機を使って、音声・点字・テキストで出力することができる。



手話奉仕員（P56）

派遣依頼を受けて、聴覚障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等の公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する者のこと。

要約筆記奉仕員（P56）

市町村等からの依頼により、中途失聴・難聴者等の意志伝達を仲介するとともに、大会等の場において講演内容等を頭上投影機（OHP）などを使用して要約筆記するほか、広報活動等に協力する者のこと。

点訳・朗読奉仕員（P56）

点訳奉仕員とは、点字図書製作、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動等に協力する者のこと。

朗読奉仕員とは、録音図書製作、普及に協力するほか、市町村等からの依頼による対面朗読、広報活動等に協力する者のこと。

盲ろう者通訳介助者（P56）

盲ろう者に対して、指文字、触手話等のコミュニケーション手段を用いて、通訳・介助する者のこと。

発声訓練指導者（P56）

音声機能を喪失した者の社会復帰の促進を図るため、発声訓練指導を行う者のこと。

手話通訳者（P56）

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等につき理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した者のこと。

4 広島県障害者プラン策定に係る関係組織

広島県障害者施策推進協議会

障害者基本法及び広島県障害者施策推進協議会条例に基づき設置されています。

この協議会において御意見を伺いながら、障害者プランを策定しました。

協議会委員一覧

(平成16年3月現在)

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名
会 長	森 田 博 方	広島県医師会常任理事
会長職務代理者	金 山 恭 正	広島県社会福祉協議会常務理事(兼)事務局長
委 員	荒 川 信 介	広島県歯科医師会常務理事
委 員	上 原 千寿子	広島Y M C A健康福祉専門学校校長
委 員	副 島 宏 克	広島県手をつなぐ育成会理事
委 員	高 橋 和 子	広島県民生委員児童委員協議会理事
委 員	高 山 育 子	広島県精神障害者家族連合会監事
委 員	寺 尾 文 尚	広島県知的障害者福祉協会理事
委 員	橋 岡 恵 子	広島難病団体連絡協議会事務局次長
委 員	原 田 睦	広島県建築士会会長
委 員	日 浦 一 生	広島県雇用開発協会事務局長
委 員	前 川 昭 夫	広島県身体障害者団体連合会副会長
委 員	三 澤 昭 文	広島県身体障害者施設協議会顧問
委 員	宮 前 珠 子	広島大学医学部保健学科教授
委 員	村 上 和 弘	広島県市長会(因島市長)
委 員	元 廣 和 亨	広島県町村会(吉舎町長)
委 員	新 木 一 弘	広島県福祉保健部長
委 員	藤 井 秀 幸	広島県商工労働部長
委 員	吉 野 清 文	広島県土木建築部長
委 員	榎 田 好 一	広島県教育委員会事務局教育部長
委 員	石 本 順 三	広島県警察本部総務部長
策定に関わっていただいた前委員(委員当時の所属・役職名)		
会長職務代理者	寺 崎 喜美生	広島県社会福祉協議会常務理事(兼)事務局長
委 員	石 井 みどり	広島県歯科医師会常務理事
委 員	塩 出 順 子	広島県知的障害者福祉協会
委 員	三 浦 公 嗣	広島県福祉保健部長
委 員	玉 川 博 幸	広島県商工労働部長
委 員	松 岡 清 史	広島県警察本部総務部長

(会長, 会長職務代理者及び県関係委員を除き50音順, 敬称略)

広島県障害者施策推進本部

障害者に関する施策等について，関係部局相互の密接な連携を確保しその総合的かつ効果的な推進を図るため，広島県障害者施策推進本部設置要綱に基づき設置されています。

この推進本部において総合調整を行いながら，障害者プランを策定しました。

組織構成一覧

(平成16年3月現在)

推 進 本 部		幹 事
本部長	副 知 事	出 納 長 室 出 納 総 務 室 長
副本部長	福 祉 保 健 部 長	総 務 企 画 部 管 理 総 室 総 務 室 長
本部員	総 務 企 画 部 長	総 務 企 画 部 財 務 総 室 財 政 室 長
	政 策 企 画 局 長	企 画 監
	地 域 振 興 部 長	地 域 振 興 部 管 理 総 室 地 域 振 興 総 務 室 長
	環 境 生 活 部 長	地 域 振 興 部 市 町 村 分 権 総 室 市 町 村 税 財 政 室 長
	環 境 局 長	環 境 生 活 部 管 理 総 室 環 境 生 活 総 務 室 長
	商 工 労 働 部 長	福 祉 保 健 部 管 理 総 室 福 祉 保 健 総 務 室 長
	農 林 水 産 部 長	福 祉 保 健 部 管 理 総 室 企 画 管 理 室 長
	土 木 建 築 部 長	福 祉 保 健 部 福 祉 総 室 身 体 障 害 者 福 祉 室 長
	空 港 港 湾 局 長	福 祉 保 健 部 福 祉 総 室 知 的 障 害 者 福 祉 室 長
	都 市 局 長	福 祉 保 健 部 保 健 医 療 総 室 保 健 対 策 室 長
	企 業 局 長	商 工 労 働 部 管 理 総 室 商 工 労 働 総 務 室 長
	副 出 納 長	商 工 労 働 部 雇 用 労 働 総 室 雇 用 対 策 室 長
	教 育 長	農 林 水 産 部 管 理 総 室 企 画 管 理 室 長
	警察本部総務部長	土 木 建 築 部 管 理 総 室 土 木 建 築 総 務 室 長
		都 市 局 都 市 総 室 都 市 企 画 室 長
		都 市 局 建 築 総 室 建 築 指 導 室 長
		企 業 局 経 営 企 画 室 長
		教 育 委 員 会 企 画 広 報 室 長
		教 育 委 員 会 障 害 児 教 育 室 長
		警 察 本 部 総 務 課 長

5 プラン策定経過

年 月 日	策 定 経 過
14. 4.23	平成14年度第 1 回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
15. 2.20	平成14年度第 1 回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
15. 3.19	平成14年度第 1 回広島県障害者施策推進協議会の開催
15. 3.14	広島県障害児（者）に関するアンケート調査の実施
15. 4.17	関係障害者団体の意見・要望調査
15. 5. 8	平成15年度第 1 回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
15. 5.12	平成15年度第 1 回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
15. 5.21	平成15年度第 1 回広島県障害者施策推進協議会の開催
15. 7. 4	平成15年度第 2 回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
15. 7.16	平成15年度第 2 回広島県障害者施策推進協議会の開催
15. 7.22	平成15年度第 2 回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
15. 9. 4	平成15年度第 3 回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
15. 9.10	平成15年度第 3 回広島県障害者施策推進協議会の開催
15. 9.16	平成15年度第 3 回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
15.10.15	市町村へ中間報告説明・意見聴取
↓	
15.10.21	
15.10.24	パブリックコメント（県民意見募集）の実施
↓	
15.11.14	パブリックコメント（県民意見募集）の終了
16. 1.14	平成15年度第 4 回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
16. 1.21	平成15年度第 4 回広島県障害者施策推進協議会の開催
16. 2. 9	平成15年度第 4 回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
16. 3	最終報告公表

広島県障害者プラン

～地域で支え合い共に生きる社会をめざして～

平成16（2004）年3月

発行 広島県

〒730・8511 広島市中区基町10・52

TEL 082・228・2111（代表）

<http://www.pref.hiroshima.jp>

編集・印刷 株式会社ニシキプリント（障害者多数雇用事業所）



「紅い花」奥本澄子（社会福祉法人広島岳心会 野呂山学園）
アート・ルネッサンス2004入選作品